

いしかわ男女共同参画プラン2021

男女が^{トモ}共に活躍できる石川へ

－3つのC(Change Challenge Chance)の実現－



石 川 県

はじめに

誰もが共に活躍できる社会を築くためには、男性も女性も、すべての個人が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現する必要があります。

県では、男女共同参画推進条例を制定するとともに、具体の行動計画として策定した、「いしかわ男女共同参画プラン」に基づき男女共同参画社会形成のための施策を推進してまいりました。

この結果、平成22年度までに、全国で初めて県内すべての市町において、地域における男女共同参画の枠組みとなる男女共同参画計画や条例が整備されたほか、女性就業率が全国トップクラスとなるなど着実に成果を上げてまいりました。

しかしながら、本格的な人口減少時代を迎え、更には、新型コロナウイルスの感染拡大が、社会、経済など多方面に大きな影響を及ぼす中、社会の活力を維持していくためには、一人一人が個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が重要であり、女性の能力を最大限に発揮していくことが不可欠となっています。

こうした状況を踏まえ、今般、新たに「いしかわ男女共同参画プラン2021」を策定し、「男女が共に活躍できる石川へ —3つのC（チェンジ、チャレンジ、チャンス）の実現—」に向け、あらゆる分野における女性の活躍や配偶者等に対する暴力の根絶、幅広い層に対する啓発などの取組を一層推進していくこととしています。

今後とも、国や市町、企業、団体等との連携を密にしながら、本プランを抛り所に、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり多くの貴重なご意見、ご提案をいただいた男女共同参画審議会委員をはじめとする関係各位に対して、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

石川県知事 谷本 正憲



目 次

第1章 計画の趣旨

- 1 計画策定の趣旨……………1
- 2 計画の性格と役割……………1
- 3 計画の期間……………1

第2章 計画策定の背景

- 1 社会情勢の変化……………2
- 2 世界、国、石川県の動き……………6
- 3 これまでの取組の評価……………9

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念…………… 30
- 2 石川がめざす男女共同参画社会…………… 30
- 3 基本的視点…………… 31

第4章 基本目標と推進方策

- 1 基本目標と課題…………… 32
- 2 計画の体系…………… 33
- 3 施策の方向と概要…………… 36

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進…………… 36

- 課題1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大 …… 36
- 課題2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 …… 42
- 課題3 男女の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の
実現 …… 46
- 課題4 地域における男女共同参画の推進 …… 53

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現…………… 56

- 課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 …… 56
- 課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備 …… 67
- 課題7 生涯を通じた女性の健康支援 …… 75

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実 ……	79
課題8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進 ……	79
課題9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実 ……	84
課題10 多様な文化の尊重及び理解の促進 ……	88

第5章 計画の総合的な推進

1 県における推進体制……………	90
2 市町との連携……………	91
3 国との連携……………	91
4 関係機関、民間団体、企業等との連携……………	91
5 職員研修の充実等……………	91
6 県民への期待……………	91
7 計画の進行管理……………	91
8 数値目標……………	91

付属資料

1 男女共同参画社会基本法……………	93
2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律……………	98
3 石川県男女共同参画推進条例……………	107
4 石川県男女共同参画審議会小委員会設置要綱……………	110
5 石川県男女共同参画審議会委員名簿……………	111
6 いしかわ男女共同参画プラン2021策定の過程……………	112

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

県は、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成13年に男女共同参画社会を実現するための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し、平成23年3月には令和2年度を目標年次とする「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定して、男女共同参画社会を形成するための諸施策を積極的に推進してきました。

また、平成28年3月には同プランを改定して、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画としても位置付けました。

今般、現行プランの計画期間の満了を迎えますが、女性の就業率は全国トップクラスであるものの、方針の立案・決定過程への女性の参画が十分とはいえないこと、男女の地位が社会全体で平等であると感じている人は依然として少なく、男女間の意識にも差があることや、長時間労働等により仕事と家事・育児・介護等の両立が難しいこと、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力への対策の必要性の高まりなど、さまざまな分野において課題が残されていることから、国が令和2年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」も勘案し、新たな計画を策定するものです。

策定にあたっては、性別にとらわれることなくすべての人が個性と能力を発揮できるよう「男女が共に活躍できる石川へー3つのC（チェンジ、チャレンジ、チャンス）の実現ー」をめざすべき社会として掲げ、働く女性の活躍推進や幅広い層への意識啓発、女性等に対する暴力の根絶など、一層の施策の推進に取り組むこととしています。

2 計画の性格と役割

本計画は、男女共同参画社会基本法及び女性活躍推進法に基づき策定するもので、本県の男女共同参画推進に関する基本的取組の方向と具体的施策を示す計画です。

本計画に基づき、県の各行政分野において男女共同参画の視点が生かされるよう、積極的に取組を進めます。また、国に対しては、県の取組に対する積極的な支援、協力を求めるとともに、市町に対して、本計画を勘案した市町男女共同参画計画の策定と、県との連携による一体的な取組を推進するよう働きかけていきます。さらに、県民や事業者に対しては、本計画の趣旨に沿った活動や事業の取組を期待するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

ただし、社会情勢の変化等により新たに盛り込むべき事由が生じた場合や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進行と労働力人口の減少

本県の総人口は、平成17年の国勢調査を機に減少に転じたところであり、国（国立社会保障・人口問題研究所）の推計によれば、今後も人口減少は進行すると予測されています。

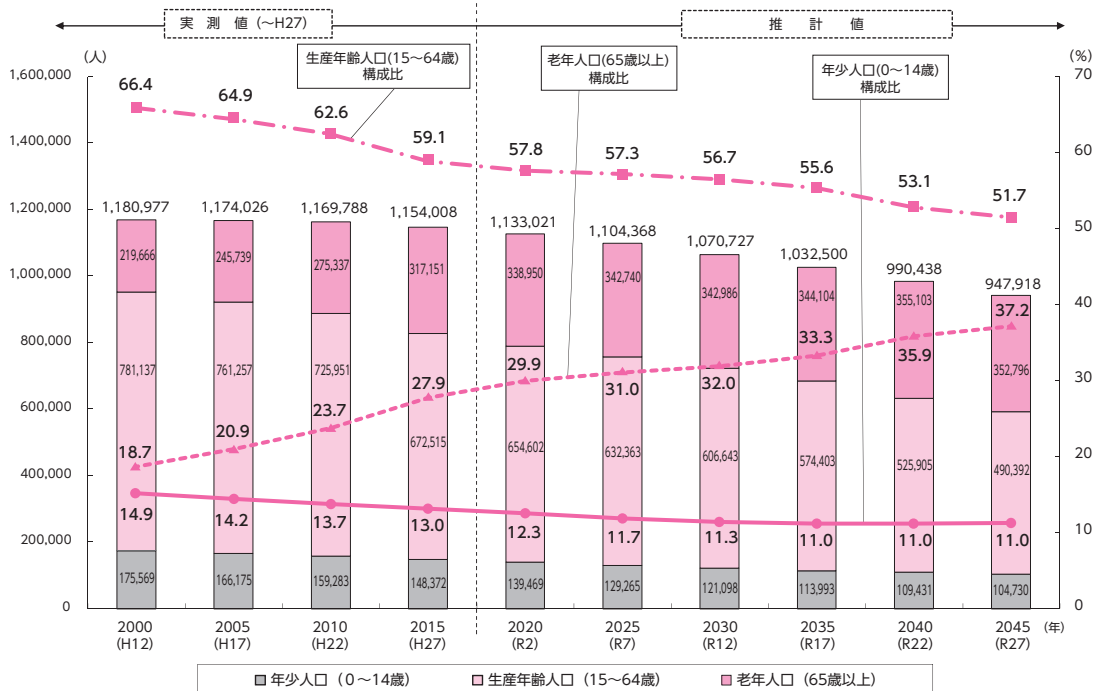
人口全体に占める年齢区分別人口の推移及び将来推計（図表1）をみると、年少人口（0～14歳）構成比は年々減少する一方、老年人口（65歳以上）構成比は増加し、令和7年には高齢者が3割を超えると推計されています。また、「働く年齢」の中核である生産年齢人口（15～64歳）の構成比は、平成27年には5割台にまで減少し、今後も減少傾向が続くことが予測されています。

このまま人口減少が続くと、産業を支える働き手の不足や、国内市場の縮小による産業の衰退、地域の活力低下など、県民生活にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、県では、令和2年3月に「いしかわ創生人口ビジョン」を改訂し、本県の総人口が国の推計では2060年に現在の3割減の81万8千人となることを2割減にとどめ、94万1千人とすることを目指すとともに、この目標を実現するため、「第2期いしかわ創生総合戦略」を策定し、社会減と自然減の両面への対策を進めることとしています。

少子高齢化の進行と労働力人口の減少の中、持続的な成長を実現し、地域の活力を維持していくためには、若者、高齢者など多様な年齢層の社会参画が必要です。また、労働市場における人口構造変化の影響を緩和するためには、女性の就業・活躍を進め、その能力を十分に発揮できる環境をこれまで以上に整備する必要があります。

図表1 年齢区分別人口の推移及び将来推計（石川県）



※総数には年齢不詳を含むため、年少人口・生産年齢人口・老年人口の合計とは一致しない

※それぞれの構成比は、分母から年齢不詳を除いて算出

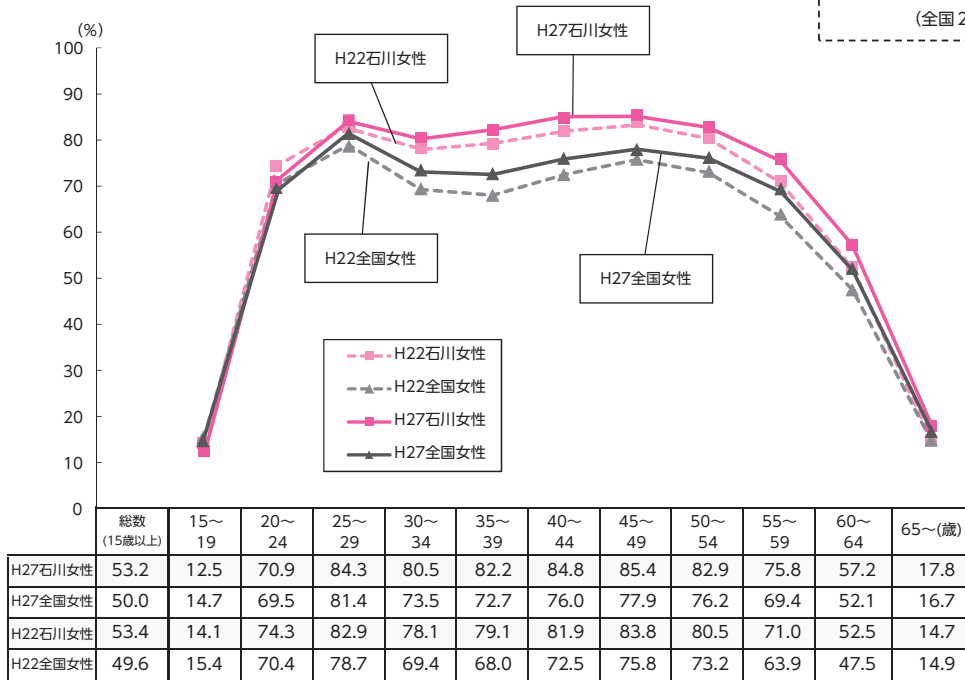
【国勢調査】（総務省統計局）

【日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）】（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 女性の就業率の向上

本県では、保育サービスの充実等子育て支援や再就職を希望する女性への就業支援を進めており、女性の就業率は平成27年国勢調査で全国2位となっています。

図表2 年齢階級別労働力率（石川県・全国）



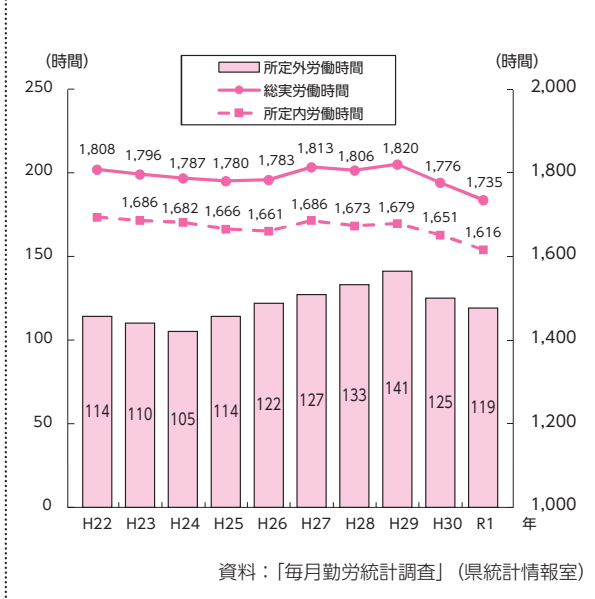
※「労働力率」：15歳以上に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合
「就業率」：15歳以上人口に占める就業者の割合

資料：「国勢調査」（総務省統計局）

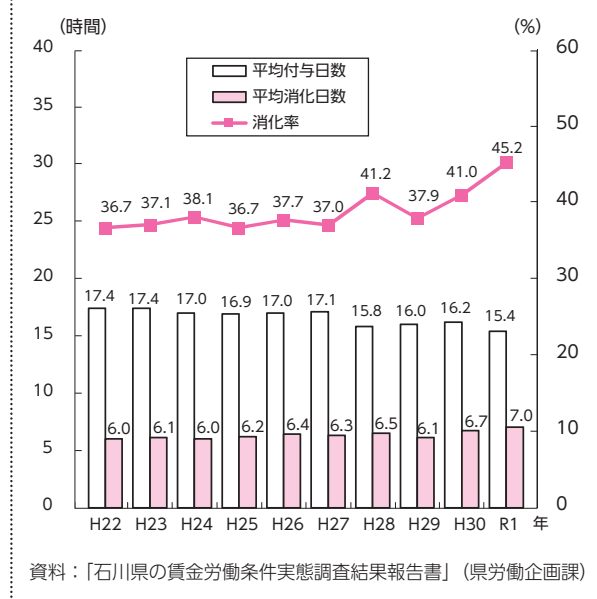
(3) 雇用環境の変化

本県の所定外労働時間や年次有給休暇の状況は、平成26年から令和元年までの推移に大きな変化は見られませんが、平成31年4月から働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革関連法」という。）による、時間外労働の上限規制や年次有給休暇を取得させる義務が順次施行されており、これに基づく取組が進められています。

図表3 年間労働時間の推移（石川県）

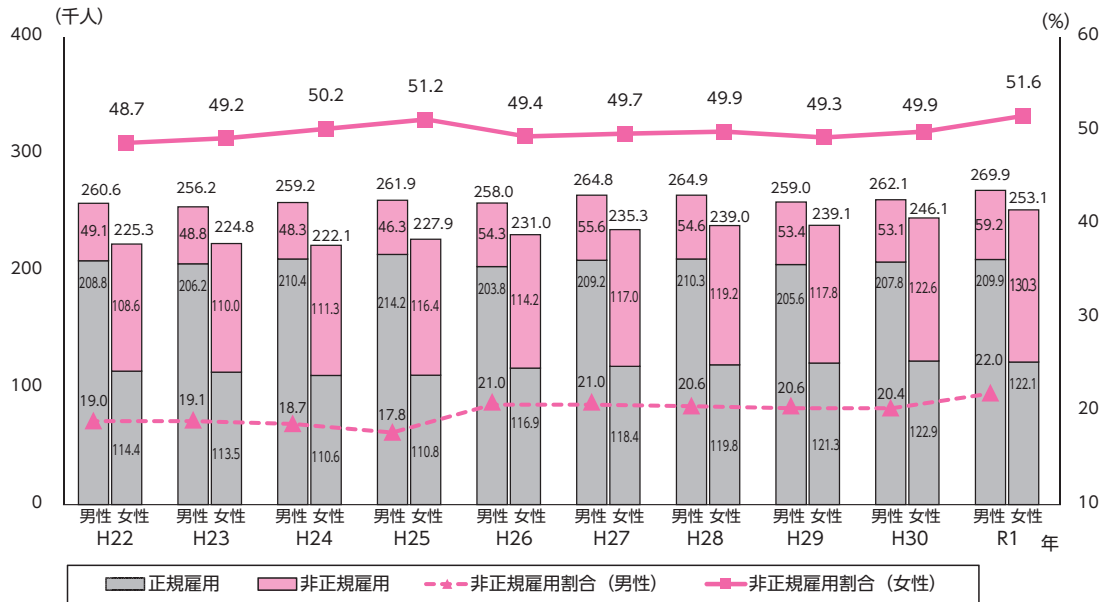


図表4 年次有給休暇の状況（石川県）



また、本県の女性の雇用者数は平成26年の23万1千人から令和元年の25万3千人と約2万2千人増加しているものの、非正規雇用者（パート・アルバイト、派遣社員、契約社員等）が約半数を占める状況が依然として続いています。非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題が指摘されており、雇用等の均等な機会と待遇の確保の一層の徹底が必要です。

図表5 雇用形態別雇用者数（石川県）



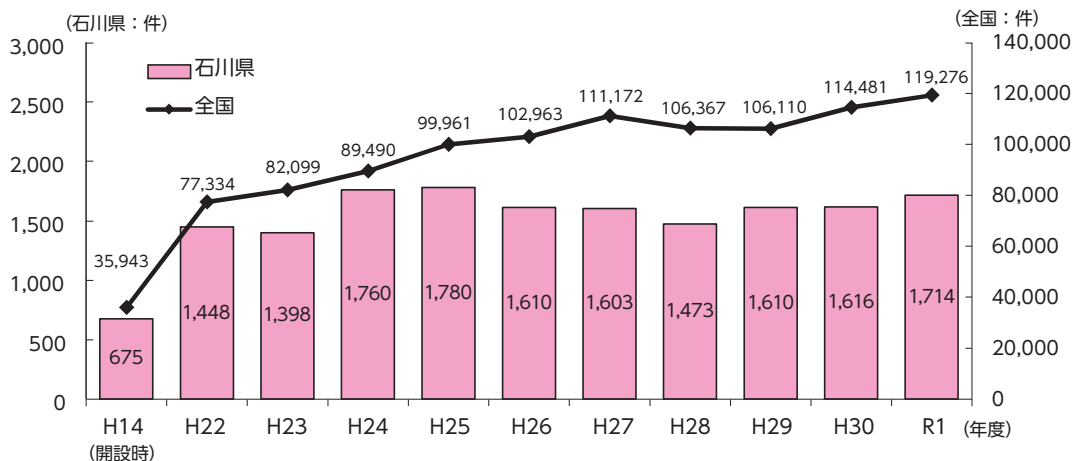
(注) 統計表の数値は総数に分類不能・不詳の数を含むため総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

資料：「石川県労働力調査」(県統計情報室)

(4) 女性等に対する暴力根絶の取組の必要性の高まり

配偶者等からの暴力防止の取組については、法制度の整備や啓発等が進められて社会的な認知が進んだことにより、令和元年度の相談件数は平成14年度と比較して約2.5倍となり、取組の必要性が一層高まっています。

図表6 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数の推移（石川県・全国）

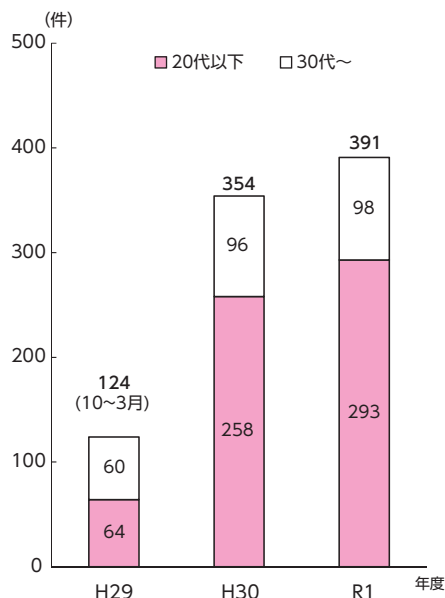


※金沢市配偶者暴力相談支援センター（H22設置）を含む

資料：県（男女共同参画課調べ）
全国（内閣府調べ）

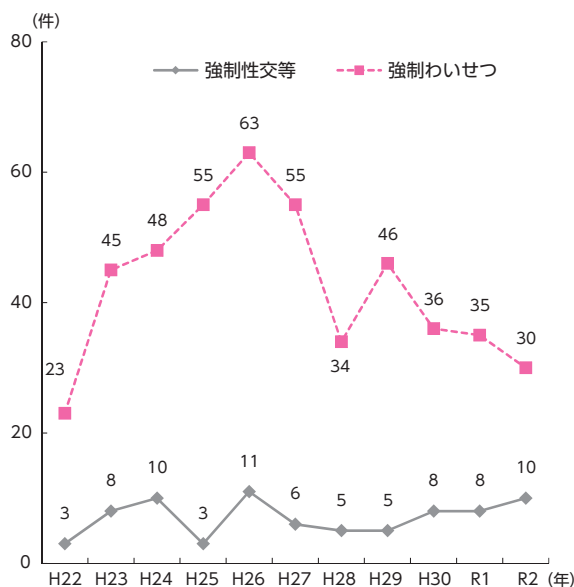
また、性犯罪・性暴力対策の取組では、平成29年10月に「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」を開設し、性暴力被害者の支援をワンストップで行っています。令和元年度の相談件数391件のうち約7割が20代以下の若年層からの相談となっており、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育・啓発の強化が求められます。

図表7 パープルサポートいしかわへの相談件数の推移



資料：県男女共同参画課

図表8 性犯罪認知件数の推移（石川県）



資料：県警察本部調べ

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響をもたらしており、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスによる配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の増加・深刻化が懸念されるほか、特に女性の雇用・所得への影響や子育て・介護等の負担増加が懸念されています。

一方、これを契機として、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに働く場所や時間の柔軟化が考えられるとともに、在宅での働き方の普及により男性の家事・育児等への参画の進展が期待されるなど、感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、「新たな日常」の実現に向けた男女共同参画推進の取組が必要となっています。

2 世界、国、石川県の動き

(1) 世界の動き

○平成17年（2005年） 国連「北京+10」閣僚級会合

第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める内容の宣言を採択

○平成22年（2010年） 国連「北京+15」記念会合

第54回国連婦人の地位委員会、通称「北京+15」が、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマにニューヨークで開催

○平成23年（2011年） UN Women 正式発足

ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足

○平成27年（2015年） 国連「北京+20」記念会合

第59回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」が、1995年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）から20年目に当たることを記念し、ニューヨークで開催

○平成27年（2015年） 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

国連持続開発可能なサミットがニューヨークで開催され、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、「ジェンダー平等の実現」など17の「持続可能な開発目標（SDGs）」を含むアジェンダを採択

○令和2年（2020年） 国連「北京+25」記念会合

第64回国連女性の地位委員会、通称「北京+25」がニューヨークで開催され、「第4回世界女性会議から25周年を迎えるに当たっての政治宣言」等を採択

(2) 国の動き

○平成11年（1999年） 「男女共同参画社会基本法」の制定

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため制定

○平成12年（2000年） 「男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「男女共同参画基本計画」を策定

○平成13年（2001年） 「男女共同参画会議」の設置

新たに設置された内閣府に、男女共同参画に関する基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う「男女共同参画会議」を設置。また、内部部局として「男女共同参画局」を設置

○平成13年（2001年） 「配偶者暴力防止法」の制定

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じ、人権の擁護と男女平等の実現を図るため制定。平成16年（2004年）に一部改正、平成19年（2007年）に市町村における基本計画の策定等を盛り込み改正。平成25年（2013年）に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて適用対象とする改正。令和元年（2019年）には、児童相談所と相互に連携・協力する等を盛り込み改正

○平成13年（2001年） 「育児・介護休業法」の改正

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年制定）。平成13年（2001年）には勤務時間短縮等の対象となる子の年齢の引き上げ等を盛り込み改正。平成16年（2004年）に一部改正。平成21年（2009年）に男性の育児休業取得促進策の導入等を盛り込み改正。平成28年（2016年）及び平成29年（2017年）に育児休業の対象となる子の範囲の拡大等を盛り込み改正。さらに令和2年（2020年）には、育児休業等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正

○平成15年（2003年） 「次世代育成支援対策推進法」の制定

一定規模以上の事業主に労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための行動計画策定を義務づける「次世代育成支援対策推進法」を制定。平成20年（2008年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正

○平成17年（2005年） 「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定

基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定

○平成18年（2006年） 「男女雇用機会均等法」の改正

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年制定）。平成18年（2006年）に間接差別の禁止等を盛り込み改正。平成28年（2016年）に、妊娠・出産等に関するハラスメント防止の措置義務等を盛り込み改正。さらに、令和2年（2020年）には、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正

○平成22年（2010年） 「第3次男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」施行後10年間の反省を踏まえ「第3次男女共同参画基本計画」を策定

○平成27年（2015年） 「女性活躍推進法」の制定

一定規模以上の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける法律を制定。令和元年（2019年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正

○平成27年（2015年） 「第4次男女共同参画基本計画」の策定

第3次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第4次男女共同参画基本計画」を策定

○平成30年（2018年） 「政治分野における男女共同参画推進法」の制定

正式名称は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」。衆議院・参議院および地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則として法律を制定

○令和2年（2020年） 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から令和4年度までを「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、取組を抜本的に強化することとし、その取組方針を関係府省会議で決定

○令和2年（2020年） 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

第4次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第5次男女共同参画基本計画」を策定

(3) 石川県の動き

○平成13年（2001年） 「いしかわ男女共同参画プラン2001」の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、本県の男女共同参画社会形成促進に関する施策についての基本的な計画である「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定

○平成13年（2001年） 「石川県男女共同参画推進条例」の制定

男女共同参画社会の実現のために男女共同参画の基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定

○平成15年（2003年） 「男女共同参画課」の設置

「男女共同参画社会基本法」の施行により、それまでの取組をさらに強化するため平成12年（2000年）に設置した「男女共同参画推進室」を、平成15年（2003年）に「男女共同参画課」として改編

○平成17年（2005年） 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」策定

配偶者暴力防止対策を推進するため「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」を策定。平成28年（2016年）には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について配偶者暴力防止法の適用対象とされたことに伴い「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」として改定

○平成19年（2007年） 「いしかわ男女共同参画プラン2001」の改定

国の「第2次男女共同参画基本計画」の策定や、「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い「いしかわ男女共同参画プラン」として改定

○平成19年（2007年） 「いしかわ子ども総合条例」の制定

次代を担う子どもの育成を県民挙げて社会全体で支援していくための拠り所となるものとして制定。この条例の中で、本県独自に一般事業主行動計画の策定対象企業を拡大

○平成23年（2011年） 「いしかわ男女共同参画プラン2011」の策定

「いしかわ男女共同参画プラン」の計画期間満了及びプラン改定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定

○平成28年（2016年） 「いしかわ男女共同参画プラン2011」の改定

「いしかわ男女共同参画プラン2011」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン2011」を改定

3 これまでの取組の評価

本県では、平成13年に「石川県男女共同参画推進条例」を制定し、「いしかわ男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成23年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定し、平成28年3月には、社会情勢等の変化を踏まえた改定を行い、5つの基本目標に基づいて総合的に施策を推進してきました。

「いしかわ男女共同参画プラン2011改定版」基本目標

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
- III 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現
- IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成
- V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

その結果、平成22年度に全国で初めて、すべての市町において地域における男女共同参画の枠組みとなる男女共同参画計画や条例が整備されたほか、平成22年と27年の国勢調査において女性就業率が全国トップクラス（22年：全国1位、27年：全国2位）となっています。また、県の審議会等における女性委員の登用促進をはじめとする、方針の立案・決定過程への女性の参画を拡大する取組や、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進、企業における男女共同参画の自主的な取組の推進など、男女共同参画に関するさまざまな取組を拡大・深化させてきました。

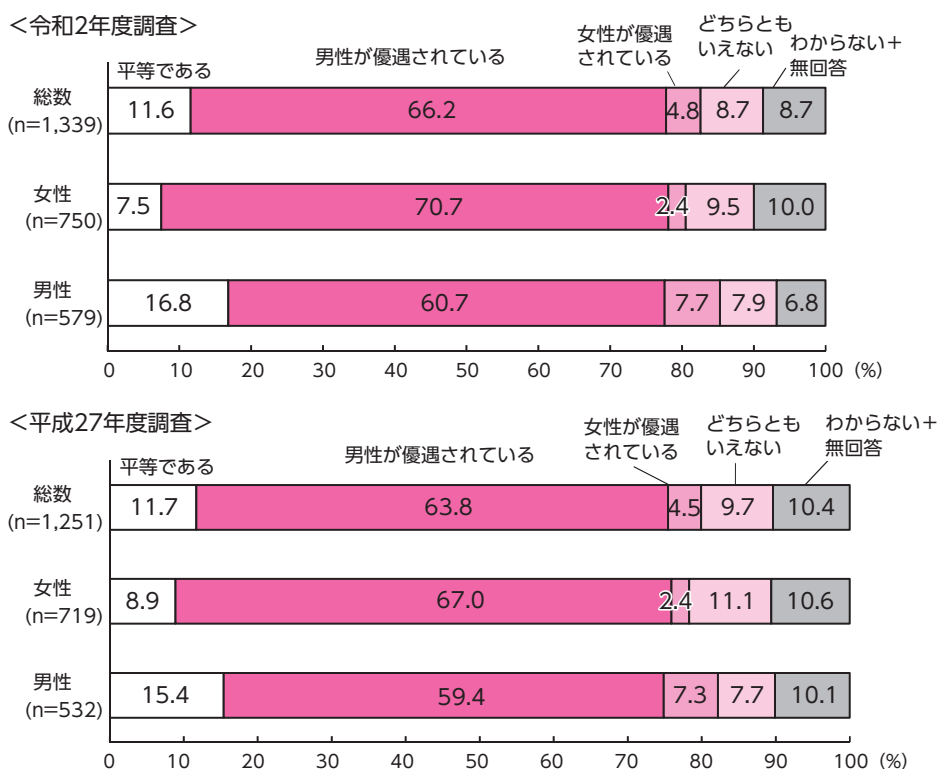
しかし、方針の立案・決定過程への女性の参画は十分とはいえないほか、長時間労働等により仕事と家庭・地域生活の両立が難しいこと、根絶には至っていない女性等に対する暴力など、さまざまな課題が残っており、また、少子高齢化を背景に労働力人口が減少する中、女性がさらに社会に進出し、その能力を十分に発揮できる環境整備が引き続き必要となっています。

(1) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

① 男女の地位の平等感

男女の地位の平等について、「男女共同参画に関する県民意識調査^(*)」における「社会全体」での平等感は、「平等である」と感じている人は女性より男性の方が多く、性別による違いがみられ、令和2年度は平成27年度調査より男女間の差が大きくなっています。

図表9 「男女の地位の平等について（社会全体では）」経年比較



※「男性が優遇されている」は、調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したものの。
「女性が優遇されている」は、調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したものの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

② 男女共同参画に関する用語の周知状況

「男女共同参画社会」という言葉の周知度は、「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、令和2年度は平成27年度調査に比べて、5.9ポイント増加しています。

図表10 「男女共同参画社会」の周知度

	R2	H27	R2-H27
「男女共同参画社会」の周知度	70.4	64.5	5.9

(%)

全国の周知度：64.3%
 (「見たり聞いたりしたことがある」と回答)
 (男女共同参画社会に関する世論調査R1 内閣府)

※調査票選択肢の「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことはあるが内容までは知らない」を合計したものの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

*1 男女共同参画に関する県民意識調査（令和2年度実施分）の留意点

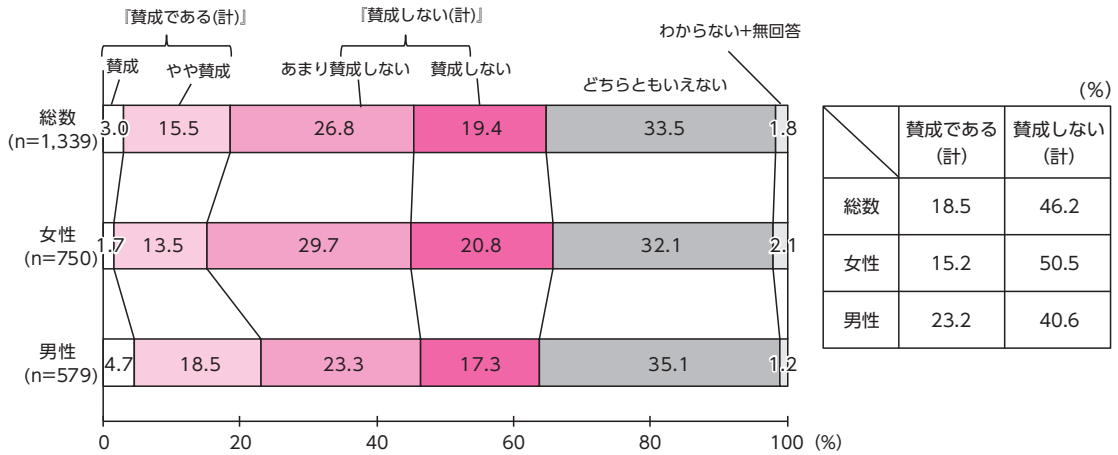
性別の区分については、「どちらともいえないまたは答えたくない」を選択した回答者がいるため、回答者数の「総数」と「女性・男性の合計」は合致しない。

③ 固定的な性別役割分担意識^(*2)

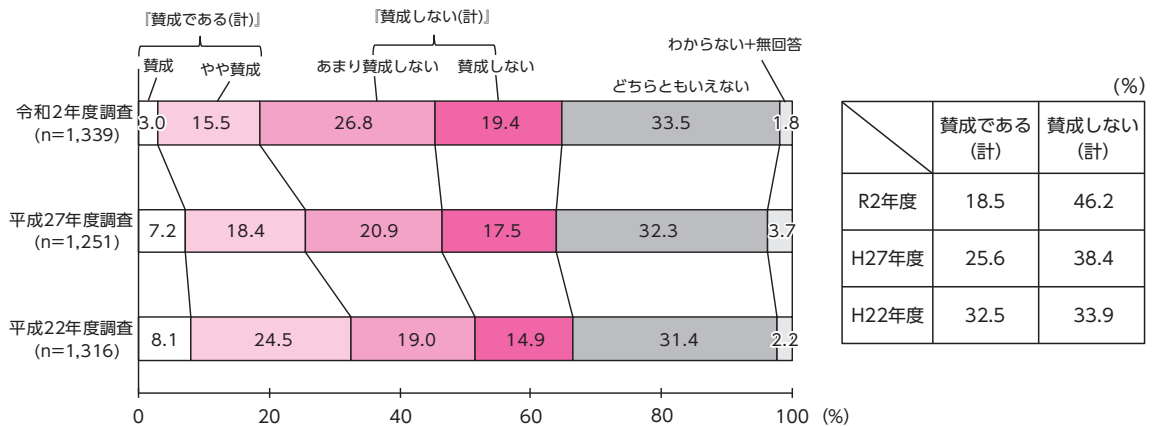
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「男女共同参画に関する県民意識調査」では、令和2年度は平成27年度調査に引き続き、『賛成である(計)』が『賛成しない(計)』を下回り、『賛成である(計)』は前回より7.1ポイントの減少、『賛成しない(計)』は7.8ポイントの増加となり、固定的な性別役割分担意識の改善傾向がみられます。

図表11 「男は仕事、女は家庭」の考え方について

<令和2年度調査>



<経年比較>



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

*2 固定的な性別役割分担意識

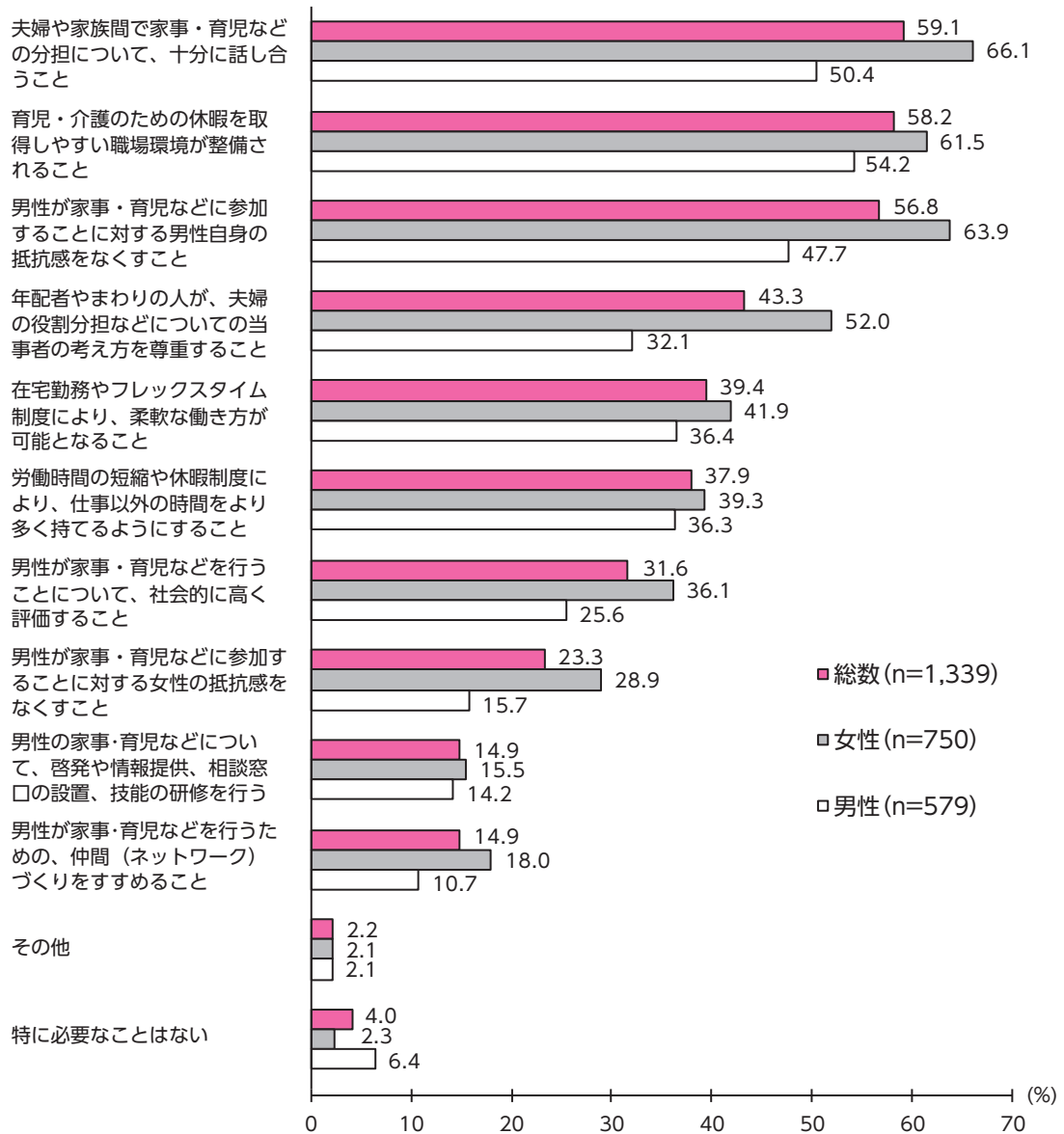
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

④男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

「男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと」について、「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）では、「夫婦や家族間で家事・育児などの分担について、十分に話し合うこと」（59.1%）が最も多く、「育児・介護のための休暇を取得しやすい職場環境が整備されること」（58.2%）「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」（56.8%）が続きます。

また、男女の差が大きい項目が多く、男女間の認識の違いがみられます。

図表12 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと



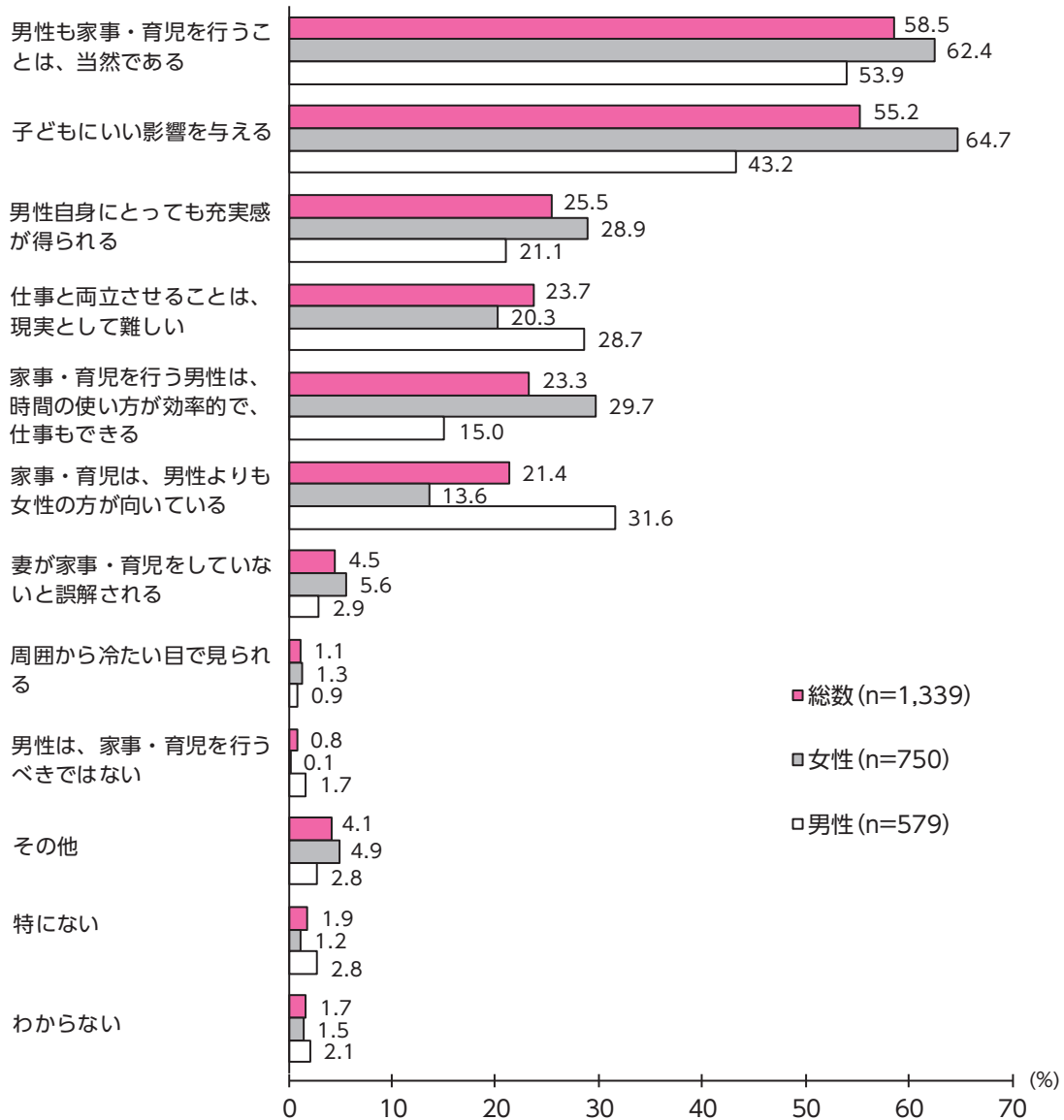
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

⑤男性が家事・育児を行うことのイメージ

「男性が家事・育児を行うことのイメージ」について、「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)では、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」(58.5%)「子どもにいい影響を与える」(55.2%)といった肯定的な回答が多くなっています。

また、男女の差が大きいものとしては、「子どもにいい影響を与える」は女性が高い(21.5ポイント差)一方で、「家事・育児は、男性よりも女性の方が向いている」は男性が高く(18.0ポイント差)なっています。

図表13 男性が家事・育児を行うことのイメージ



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

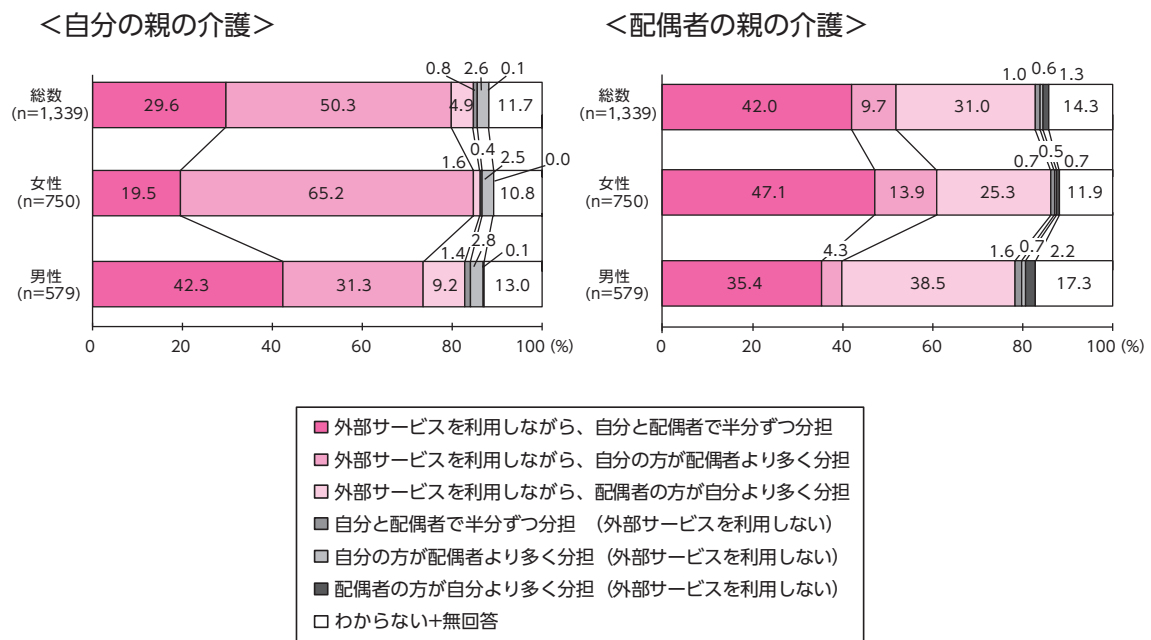
⑥親の介護における配偶者との分担

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）では、「親の介護における配偶者との分担」について、「自分の親の介護」の場合は、女性では「外部サービスを利用しながら、自分の方が配偶者より多く分担」が最も多く、男性では「外部サービスを利用しながら、自分と配偶者で半分ずつ分担」が最も多くなっています。

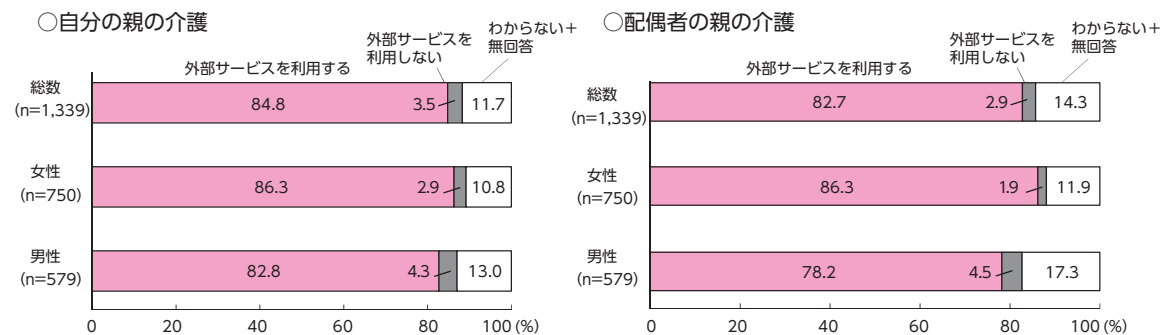
また、「配偶者の親の介護」の場合は、女性では「外部サービスを利用しながら、自分と配偶者で半分ずつ分担」が最も多く、男性では「外部サービスを利用しながら、配偶者の方が自分より多く分担」が最も多くなっています。

自分の親か配偶者の親かによって負担の大きさに対する意識の差がありますが、女性の方が介護に対する役割の意識が強くみられます。

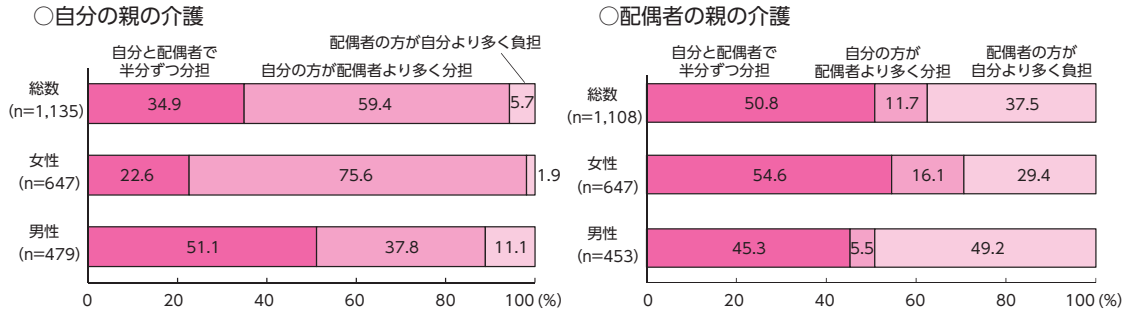
図表14 親の介護における配偶者との分担



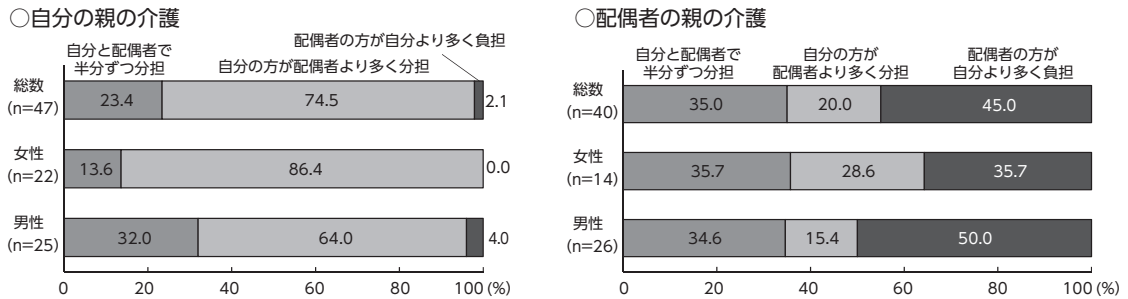
<外部サービスの利用の有無について>



<外部サービスを利用する場合の分担>



<外部サービスを利用しない場合の分担>



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

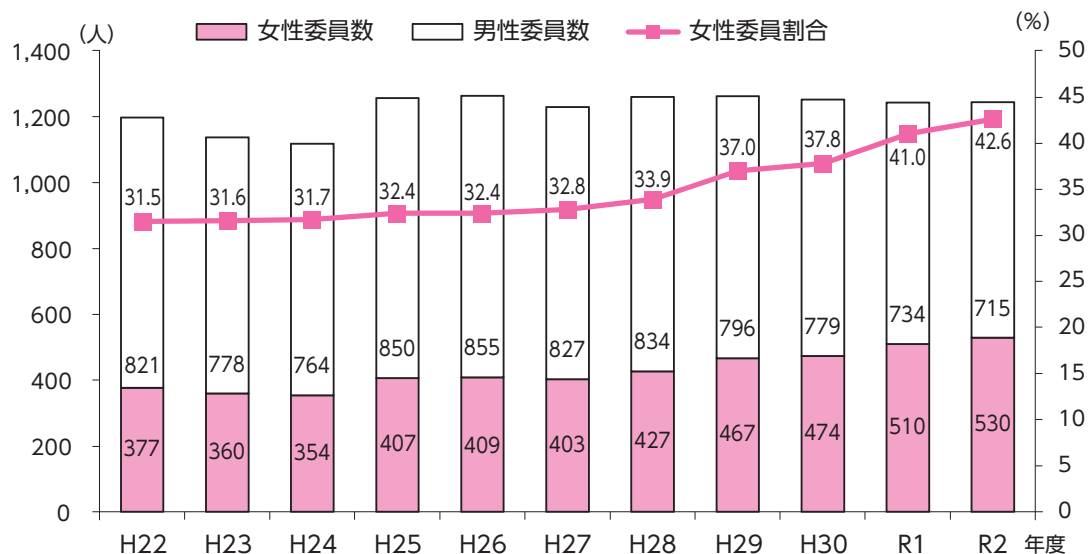
(2) 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

① 行政における女性の参画状況

県の審議会等における女性委員の割合は、着実に増加しており、令和2年時点で42.6%と4割を超えています。

また、現在すべての審議会等に女性委員が登用されています。

図表15 県の審議会等における女性委員の割合

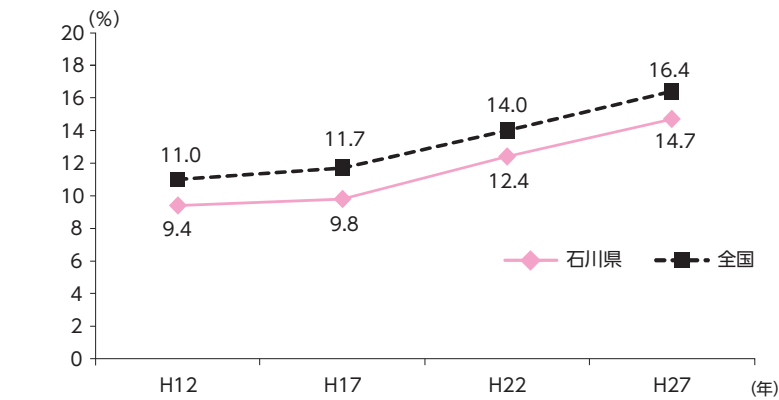


資料：県男女共同参画課

②職場における女性の参画状況

本県の管理職（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの、依然として低い水準にとどまっています。

図表16 管理職に占める女性の割合（石川県・全国）



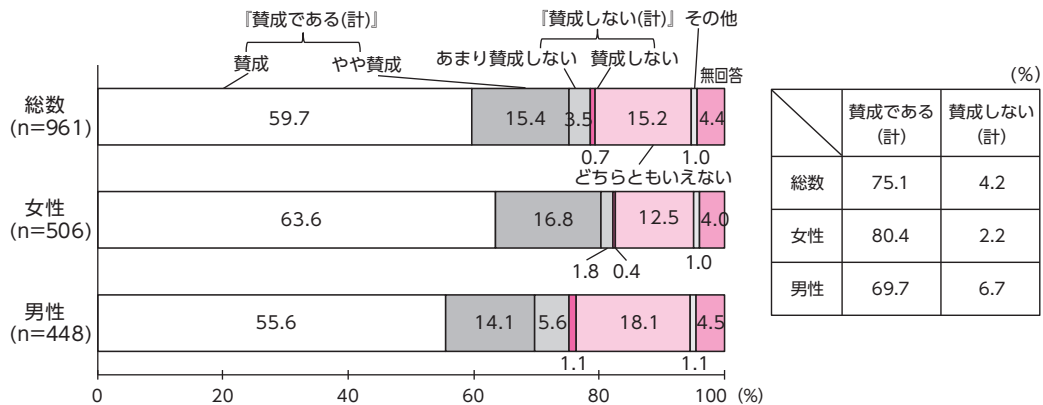
※このグラフにおける「管理職」とは、会社役員、会社管理職員、管理的公務員等を示す。

資料：「国勢調査」（総務省統計局）

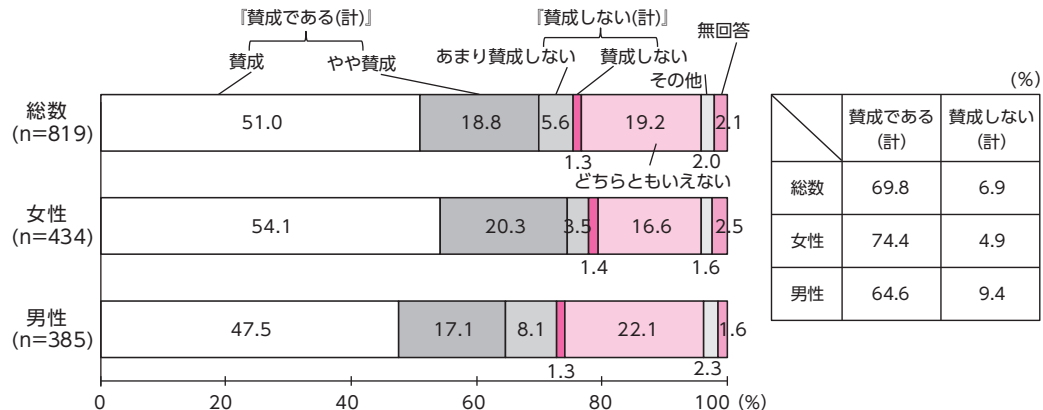
その一方で、「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、女性が管理職に昇進することについて、『賛成である』が令和2年度は平成27年度調査と比べ、5.3ポイント増加し7割を超えています。

図表17 女性が管理職に昇進することについて

<令和2年度調査>



<平成27年度調査>

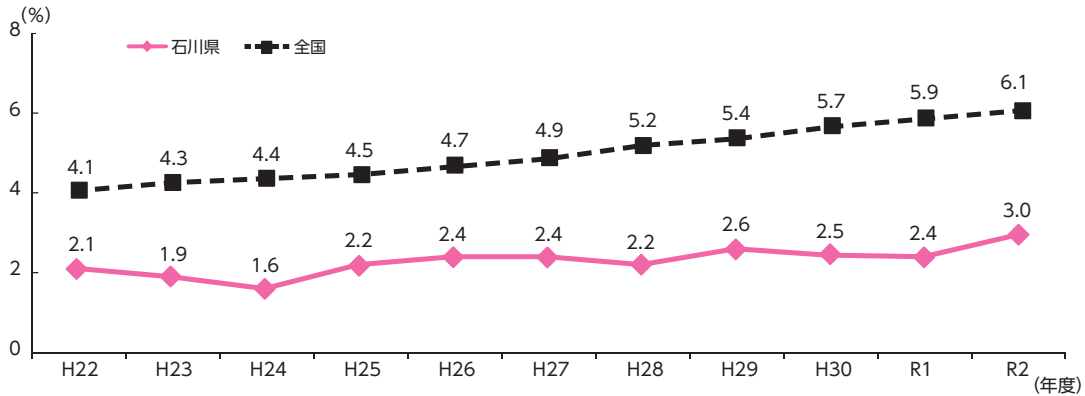


資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

③地域における女性の参画状況

本県の自治会長における女性の割合は、全国より低い状況で推移しています。

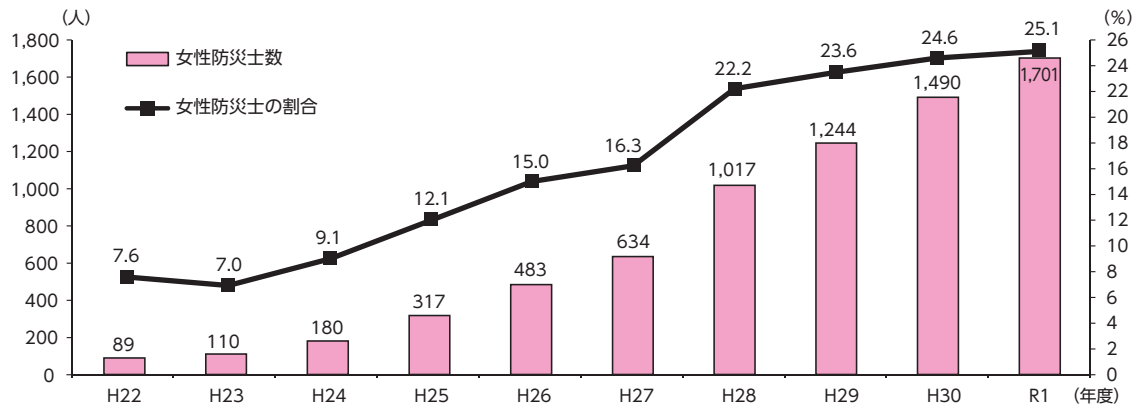
図表18 自治会長における女性の割合（石川県・全国）



資料：県（男女共同参画課調べ）
全国（内閣府調べ）

また、本県の女性防災士は着実に増加しています。

図表19 女性防災士の推移（石川県）



資料：県危機対策課

④農林漁業分野における女性の参画状況

農林漁業分野における男女共同参画を確立するためには、方針・立案決定の場への女性の参画や、仕事と生活の調和の促進が重要です。さまざまな取組の結果、家族経営協定締結数や農業委員の割合等に増加の傾向が見られます。

図表20 農林漁業分野の女性の参画（石川県）

(単位：戸、人、%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
家族経営協定締結数	197	207	215	241	248	257	262	267	273	274
起業者	152	153	153	138	125	120	116	130	134	134
認定農業者	89	85	81	81	80	82	87	83	87	88
漁業士	9	9	9	9	9	9	9	9	10	10
農業委員の割合	4.1	6.1	6.1	7.1	9.7	9.7	10.1	11.2	12.0	12.1

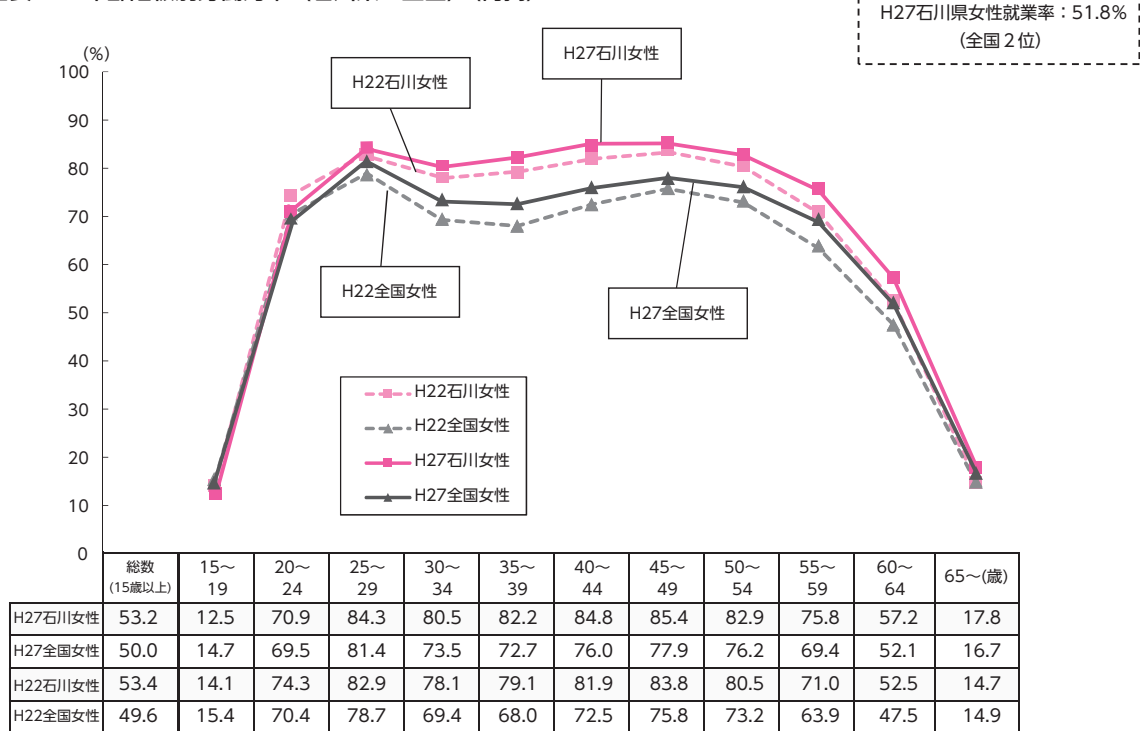
資料：県農業政策課、県水産課 各年度3月31日現在

(3) 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

①女性の就業状況

本県では、保育サービスの充実など子育て支援や、再就職を希望する女性への就業支援を進めており、女性の就業率は平成27年国勢調査で全国2位となりました。特に、結婚から子育て世代の女性の就業率が全国よりも高くなっています。

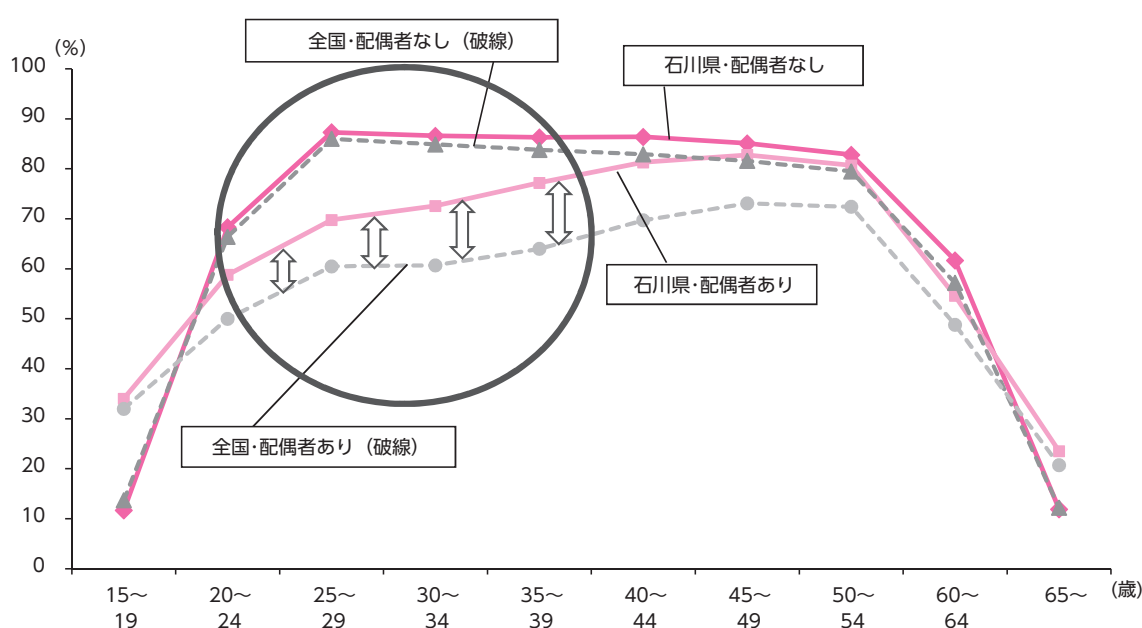
図表21 年齢階級別労働力率（石川県・全国）（再掲）



※「労働力率」：15歳以上に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合
「就業率」：15歳以上人口に占める就業者の割合

資料：「国勢調査」（総務省統計局）

図表22 配偶関係別女性の年齢階級別就業率H27年（石川県・全国）



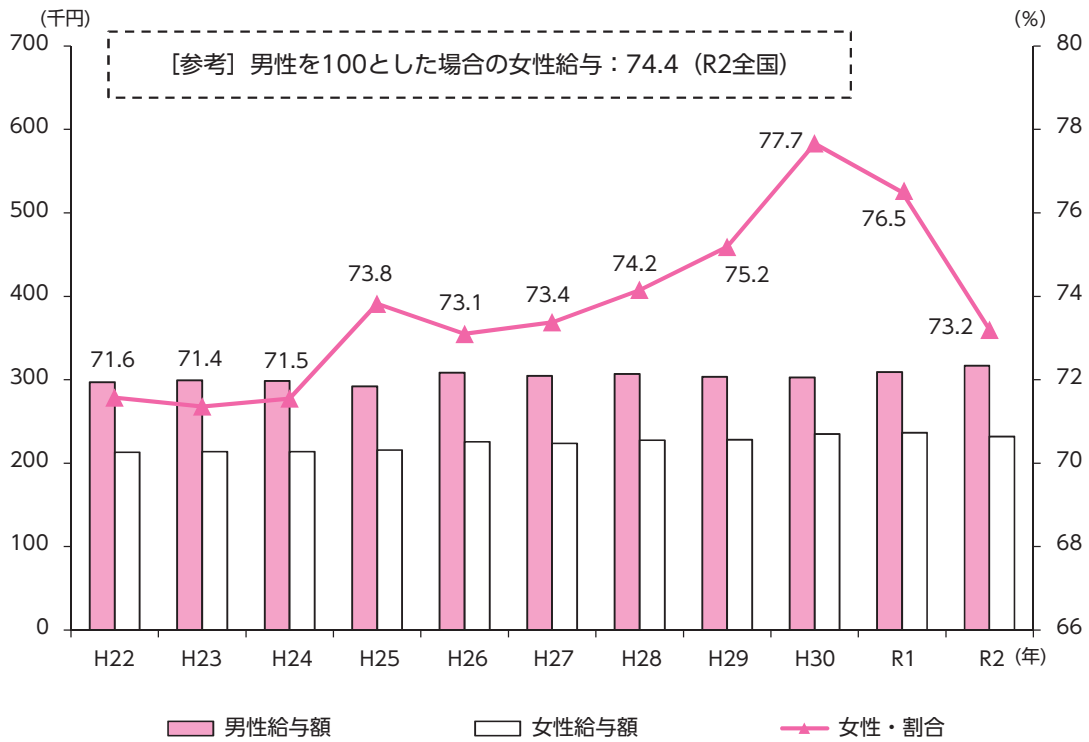
※このグラフにおける「配偶者なし」は、未婚、離別、死別を示す。

資料：「平成27年度国税調査」（総務省統計局）

②男女の給与の格差

一般労働者における男女の給与格差は、未だ解消には至っていません。

図表23 男女別所定内給与格差の推移（石川県）

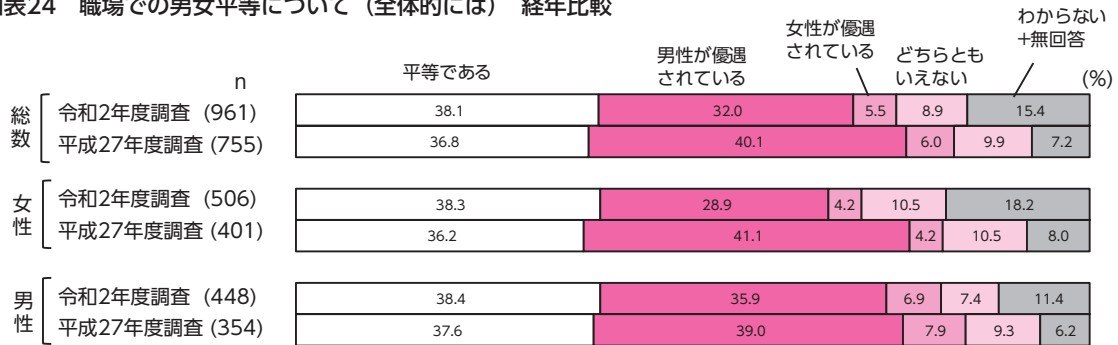


資料：「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）から算出
 所定内給与額：時間外手当等を除いた所得税控除前の額
 一般労働者：短時間労働者以外の労働者

③職場での平等感

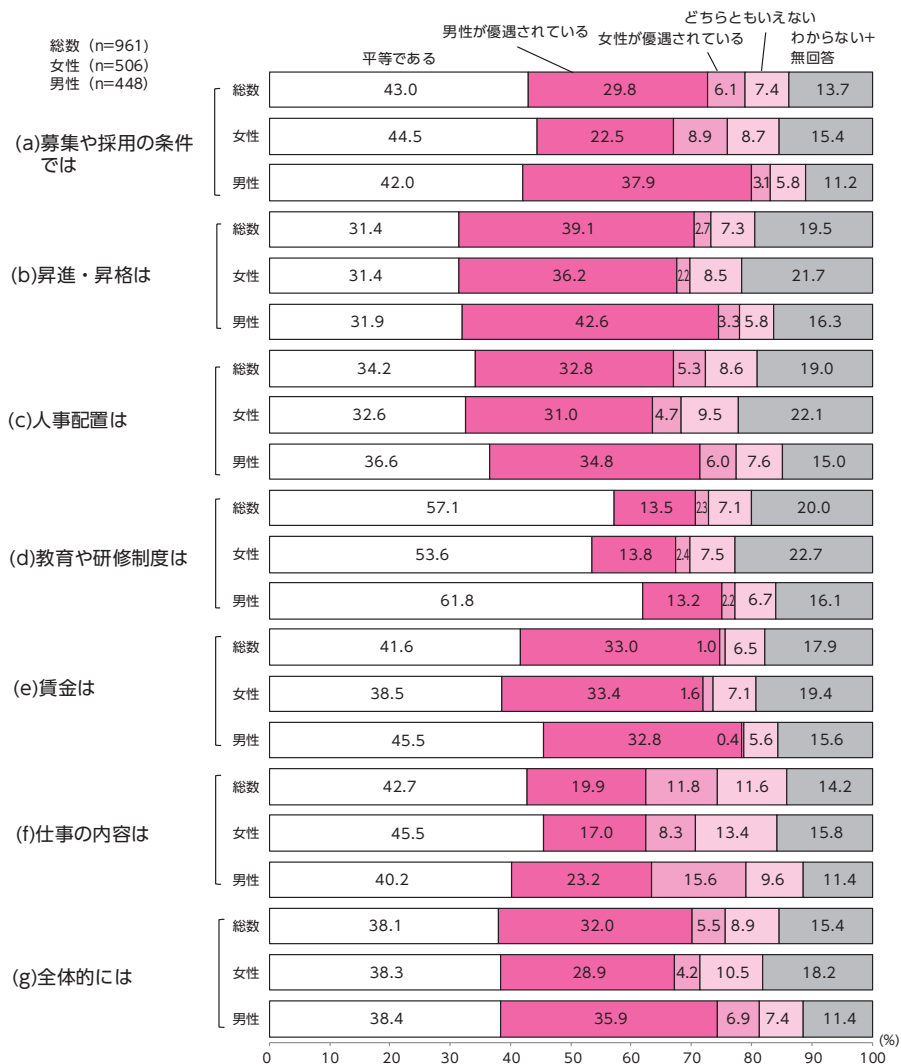
「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、職場での男女平等について、「全体的には」の項目では「男性が優遇されている」が令和2年度は平成27年度調査と比べ、女性で12.2ポイント、男性で3.1ポイント減少しました。項目別には、男女とも「平等である」と回答した人が最も多いのは、(d) 教育や研修制度（女性53.6%、男性61.8%）となっています。一方、最も少ないのは (b) 昇進・昇格（女性31.4%、男性31.9%）となっています。

図表24 職場での男女平等について（全体的には） 経年比較



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

図表25 職場での男女平等について（各項目）

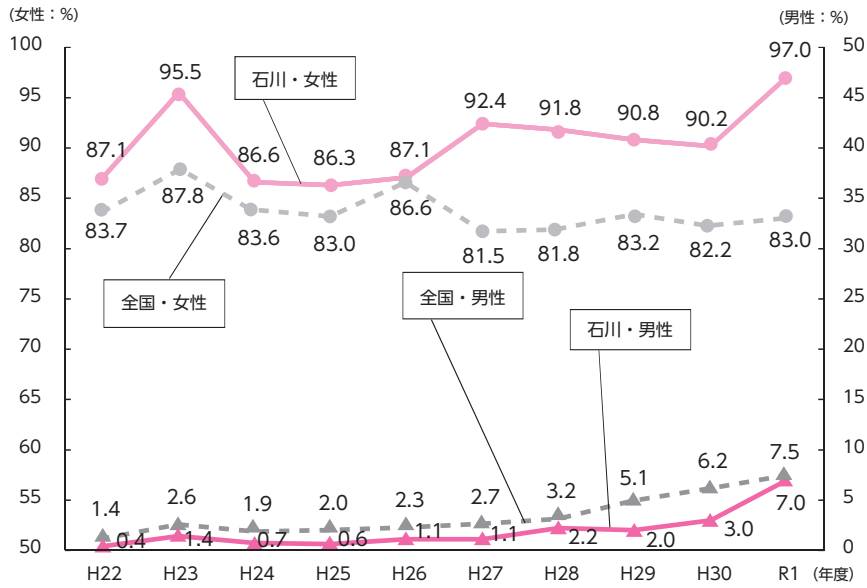


資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

④ 育児休業の取得状況

本県の育児休業取得率について、女性は全国を上回っています。一方、男性は全国を下回っているものの近年増加傾向にあります。

図表26 育児休業取得率の推移（石川県・全国）



育児休業取得率

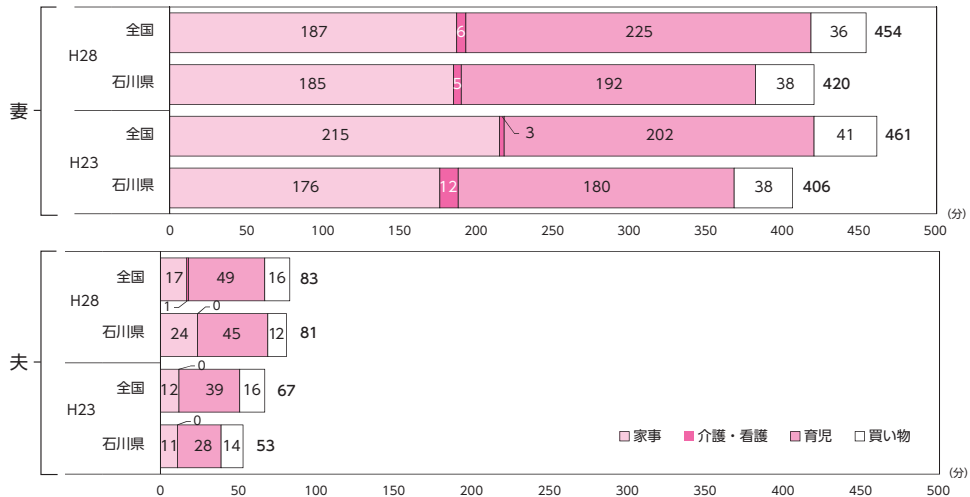
$$\text{全国} = \frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申し出をしている者を含む）の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}} \times 100$$

$$\text{石川県} = \frac{\text{出産者のうち、調査前年度末までの間に育児休業を開始した者の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}} \times 100$$

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」、石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）
各年度：調査年度、調査時点：全国10/1現在 県7/31現在
※全国のH23の取得率は、岩手県、宮城県、及び福島県を除く全国の結果

また、本県における6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたりの家事関連時間は81分で、妻の420分に比べて短い状況となっています。

図表27 6歳未満の子どもを持つ妻・夫の1日当たり家事関連時間（石川県・全国）



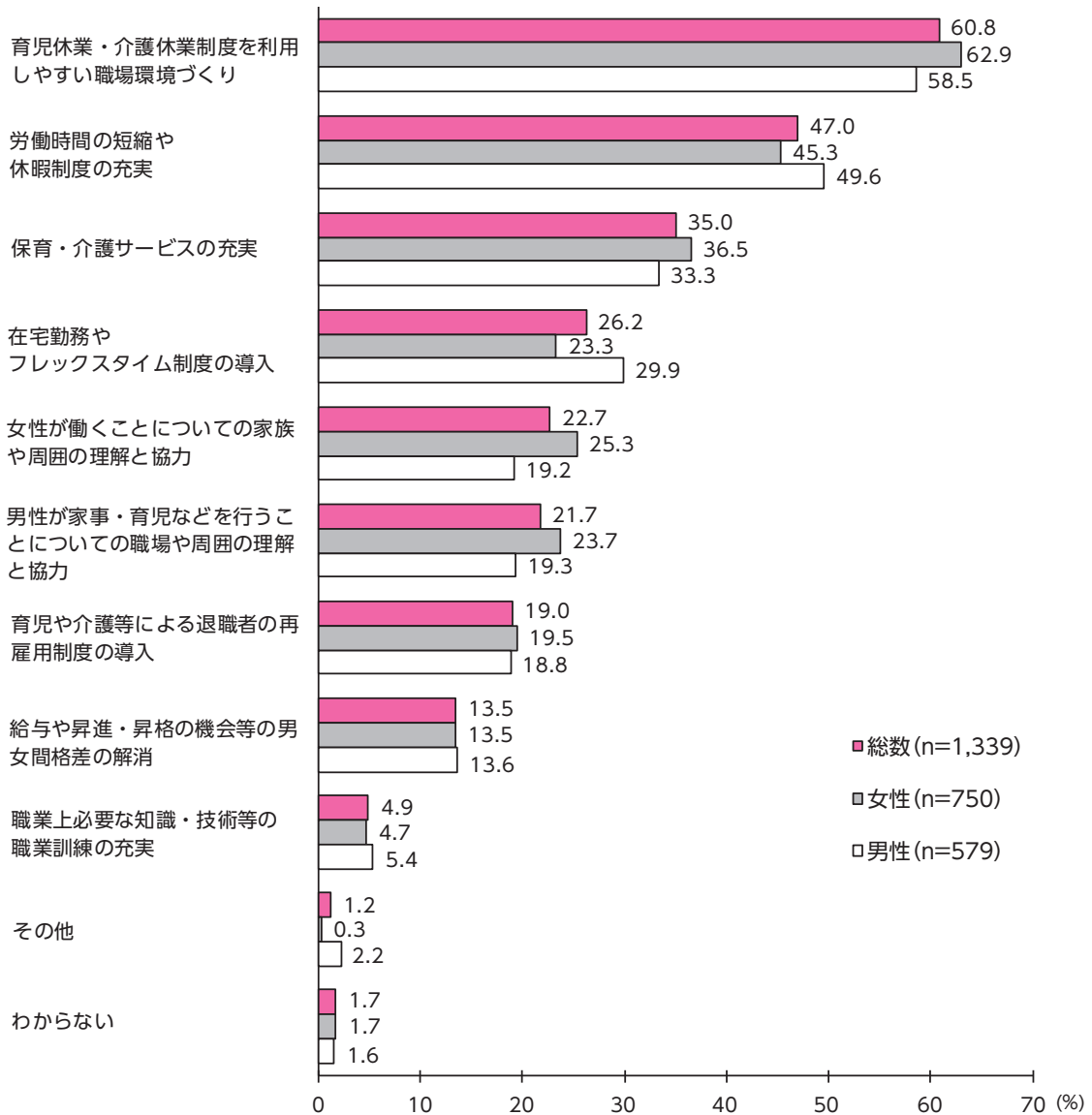
資料：「平成28年社会生活基本調査」（総務省）

⑤男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）によると、「男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと」として、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」（60.8%）が最も高くなっており、次いで「労働時間の短縮や休暇制度の充実」（47.0%）、「保育・介護サービスの充実」（35.0%）の順になっています。

男女の比較では、女性は「女性が働くことについての家族や周囲の理解と協力」（女性25.3%、男性19.2%）などの周囲の協力や理解を求める項目で、男性は「在宅勤務やフレックスタイム制度の導入」（女性23.3%、男性29.9%）などの制度の導入や充実などの項目で上回っています。

図表28 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと



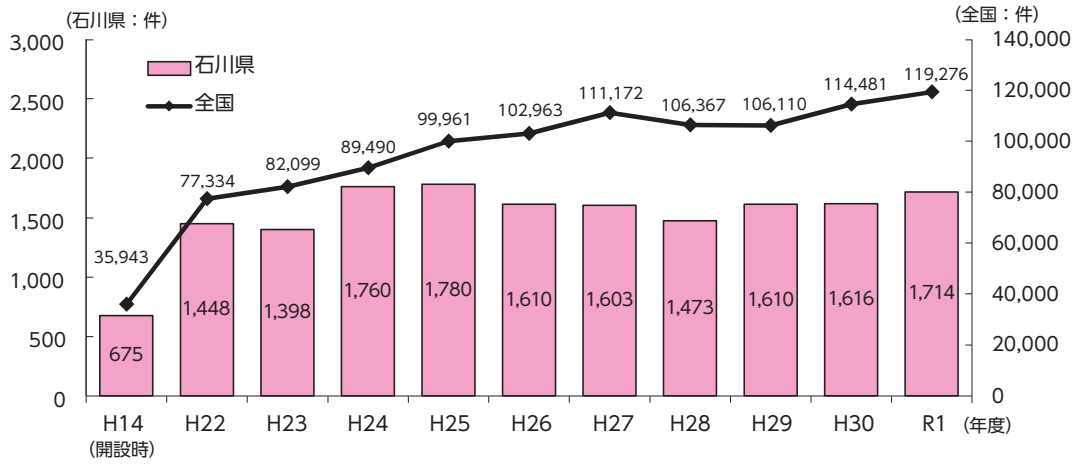
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

(4) 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

① 配偶者等からの暴力の被害者支援の状況

配偶者等からの暴力防止の取組については、法制度の整備や啓発等が進められて社会的な認知が進んだことにより、相談件数も増加傾向にあります。県では、平成14年に石川県女性相談支援センターを設置し、相談から、保護・自立支援までの総合的な被害者支援を行っています。

図表29 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数の推移（石川県・全国）（再掲）



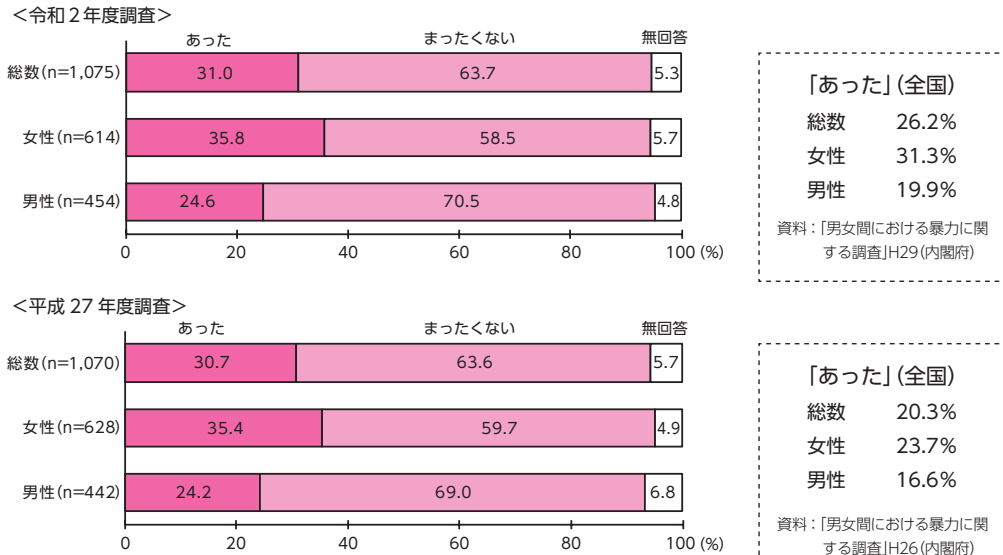
※金沢市配偶者暴力相談支援センター（H22設置）を含む

資料：県（男女共同参画課調べ）
全国（内閣府調べ）

②配偶者等からの暴力の被害経験について

「男女共同参画に関する県民意識調査」では、配偶者からの暴力について、これまで何らかの被害経験があった人は1,075人中333人で、女性は約3人に1人（35.8%）、男性は約4人に1人（24.6%）となっており、令和2年度は平成27年度調査と男女とも同程度となっています。

図表30 配偶者からの暴力の被害経験（「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあるかについて）

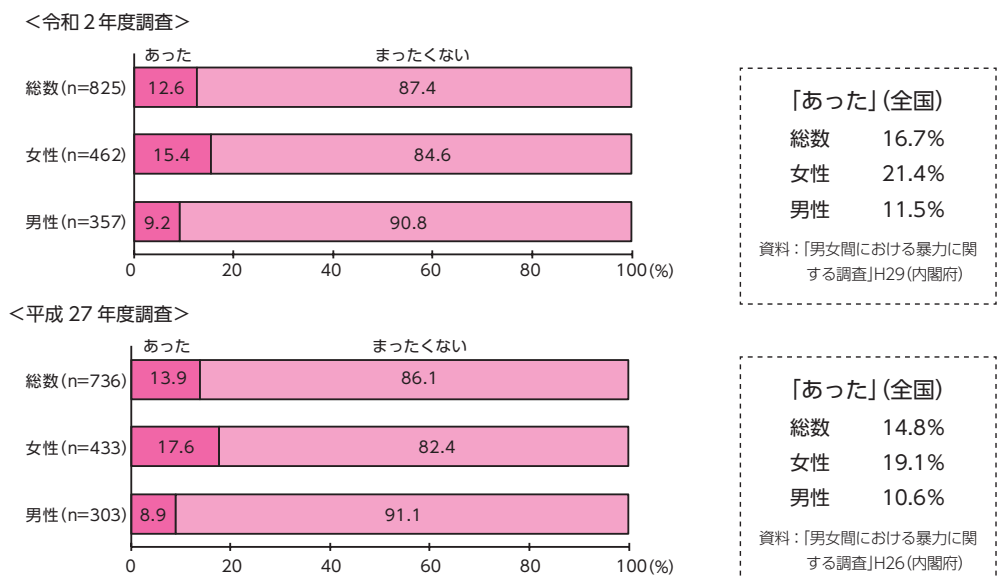


※「あった」は、調査票選択肢の「何度もあった」と「1、2度あった」を合計したもの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

交際相手からの暴力については、回答のあった825人のうち、これまで何らかの被害経験があった人は、女性は約6人に1人（15.4%）、男性は約11人に1人（9.2%）となっており、令和2年度は平成27年度調査に比べて女性は減少し、男性は同程度となっています。

図表31 交際相手からの暴力の被害経験（「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあるかについて）



※本図表は、当該設問に回答があったもののみを集計して算出。

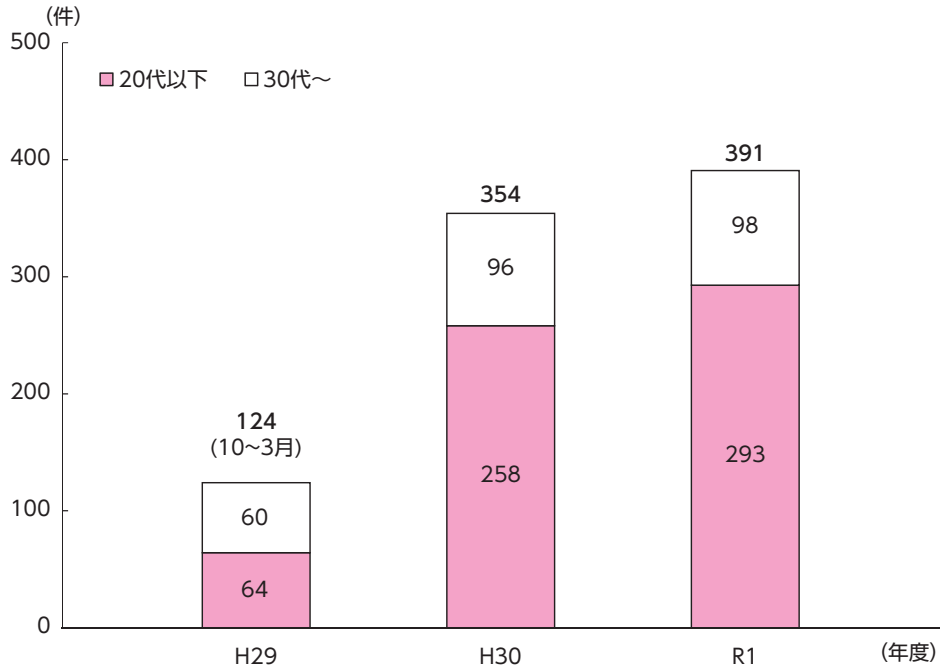
「あった」は、調査票選択肢の「10～20歳代にあった」と「30歳代以上にあった」及びその双方の選択を合計したもの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

③性暴力被害者支援の状況

県では、平成29年10月に「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」を開設し、被害者が心身のケアを安心して受けられるよう、ワンストップで相談をはじめとする必要な支援をコーディネートするとともに、被害者の心情に配慮しながら性暴力被害の潜在化防止に取り組んでいます。

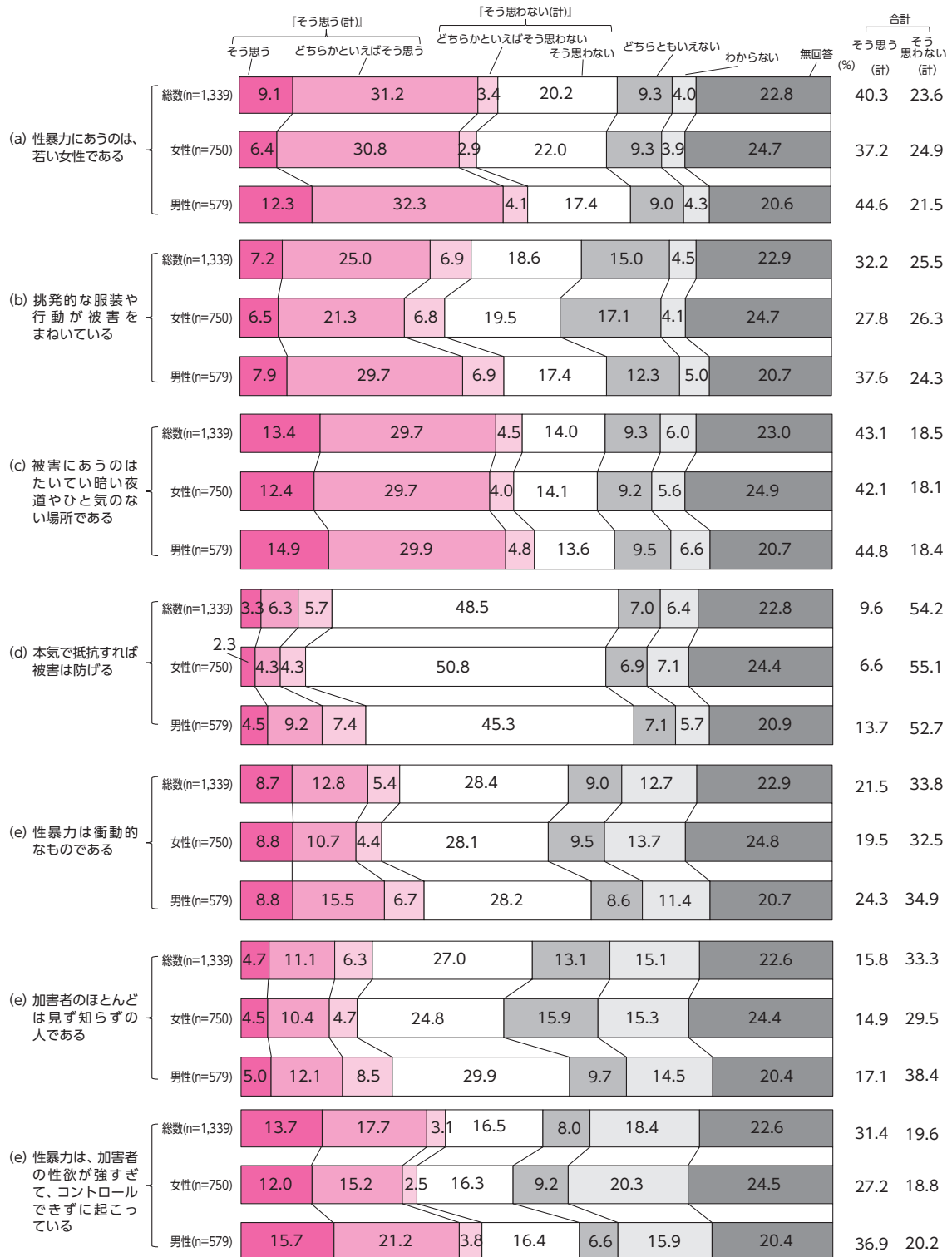
図表32 パープルサポートいしかわへの相談件数の推移（再掲）



資料：県男女共同参画課

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）では、性暴力被害に関するイメージで自分の考えに近いものとして、『そう思う』の割合が多かったのは、「被害にあうのはたいてい暗い夜道やひと気のない場所である」（43.1%）、「性暴力にあうのは、若い女性である」（40.3%）となっています。

図表33 性暴力被害に関するイメージ

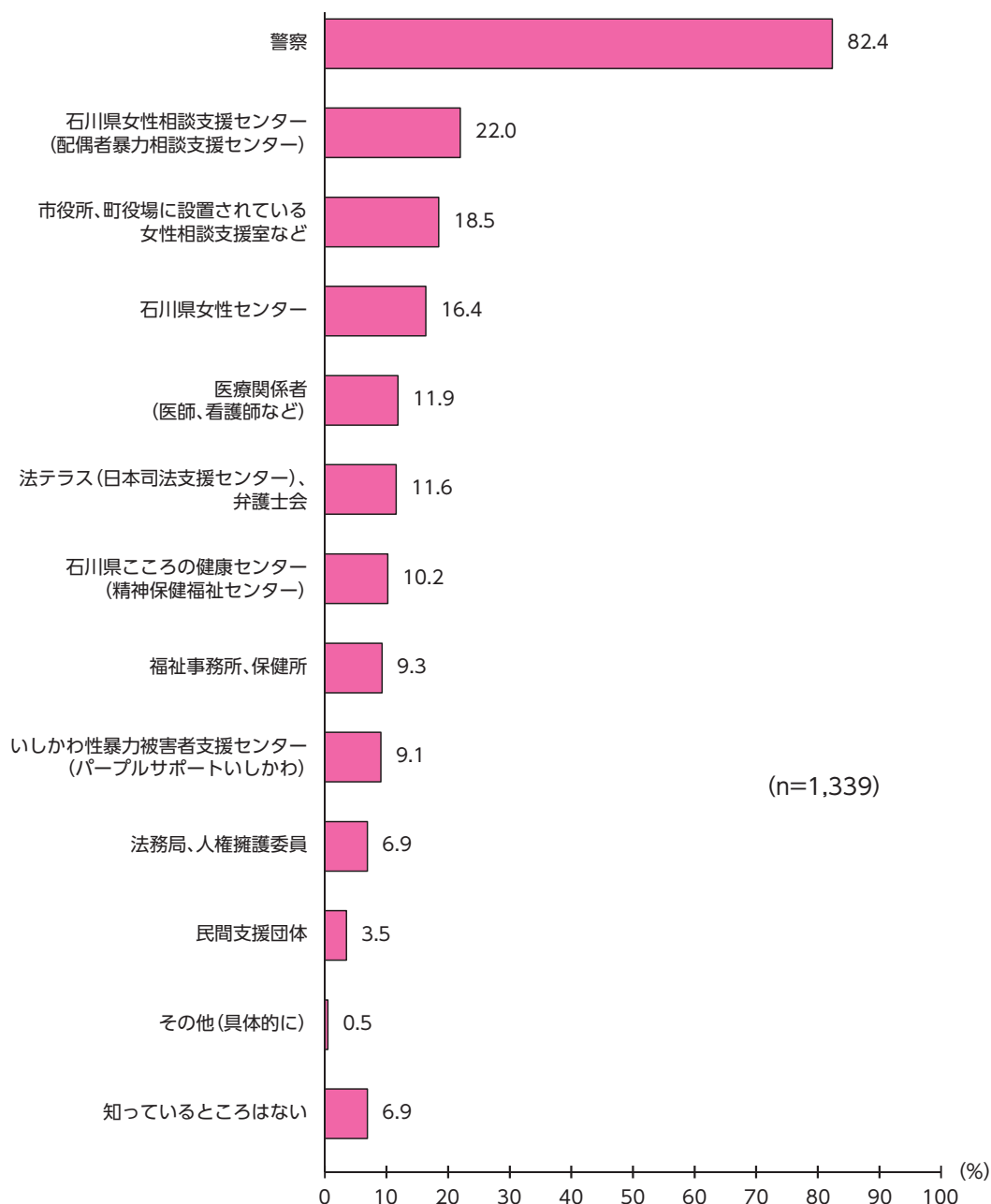


資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

④DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者について

「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)では、DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者で既に知っていたものについて、「警察」(82.4%)が最も多く、次いで「石川県女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)」(22.0%)、「市役所、町役場に設置されている女性相談支援室など」(18.5%)の順となっています。

図表34 DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者の周知状況



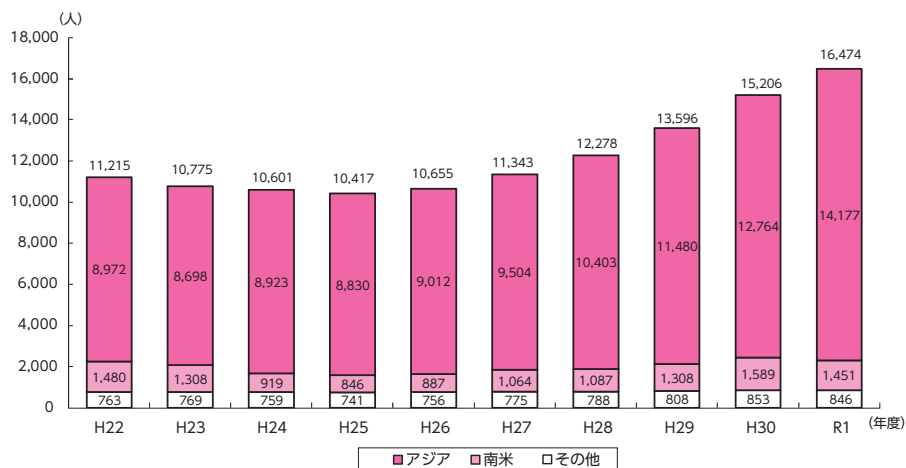
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

(5) 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

① 石川県の国際化の現状

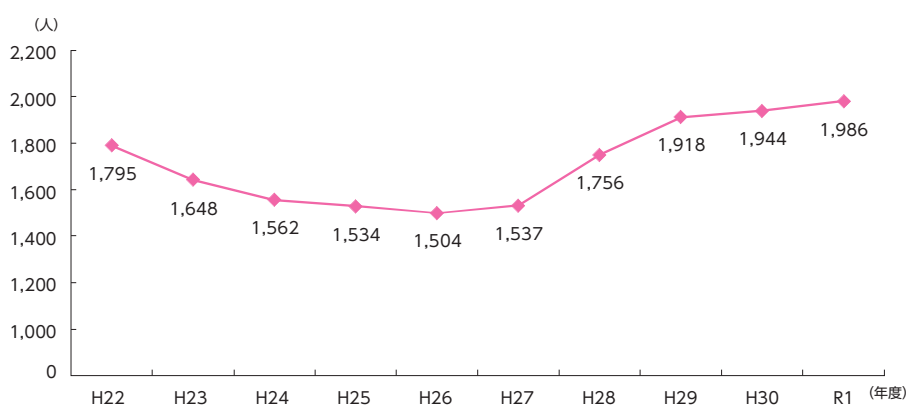
本県の外国人住民数は約16,500人であり、外国人留学生数は約2,000人となっています。また、国際結婚では、妻が外国人という組み合わせが多くなっています。

図表35 外国人住民数の推移（石川県）



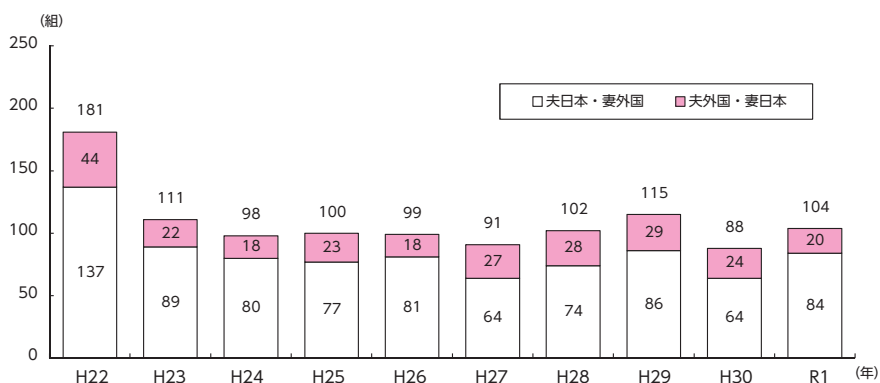
※H23までは外国人登録者数 H24以降は住民基本台帳上の外国人住民登録者数 資料：県国際交流課

図表36 外国人留学生数の推移（石川県）



※高等教育機関への留学生のみ H24までは7/1現在、H25以降は5/1現在 資料：県国際交流課

図表37 国際結婚の動向（石川県）



資料：「人口動態統計調査」（厚生労働省）

②配偶者等からの暴力における外国人被害者の相談・一時保護状況

本県在住の外国人が、配偶者等からの暴力の被害者になっているケースがあります。相談機関がわからないことなどから被害が潜在化しないよう、被害者に相談窓口や支援の情報が適切に届くようにする必要があります。

図表38 配偶者等からの暴力の外国人被害者相談件数
(県女性相談支援センターにおける面接相談)



出身国：フィリピン、韓国、ロシア、中国等

資料：県男女共同参画課

図表39 外国人被害者の一時保護件数 (石川県)

年度	H14	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
配偶者等からの暴力	2	3	2	4	2	0	2	2	1	0	1
その他	1	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0
合計	3	3	4	5	3	0	2	2	1	1	1

資料：県男女共同参画課

1

基本理念

石川県男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念は、県をはじめ、県民、事業主のすべてが大切にしなければならない男女共同参画推進に当たっての基本的な考え方です。県はこの基本理念に則り、総合的かつ計画的に推進を図ることが必要です。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 妊娠、出産その他の生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の動向の勘案

2

石川がめざす男女共同参画社会

「男女が共に活躍できる石川へ - 3つのCの実現 -」

男女が共に活躍できる石川へ - 3つのCの実現 - に向け、意識のチェンジ (Change)、あらゆる分野へのチャレンジ (Challenge) を促進し、あらゆる場面で活躍するチャンス (Chance) の拡大につなげます。

3つのC

チェンジ (Change) : 変革

男女が共に意識をチェンジ (Change) し、多様な価値観を認め合う。

チャレンジ (Challenge) : 挑戦

男女が共に個性と能力を発揮し、あらゆる分野にチャレンジ (Challenge) する。

チャンス (Chance) : 機会

男女が共にその責任を分かち合い、あらゆる場面で活躍するチャンス (Chance) が広がる。

3 基本的視点

条例の基本理念に則り、「男女が共に活躍できる石川へ - 3つのCの実現 -」に向け、次の4つの基本的視点に基づき施策の推進に取り組みます。

(1) 社会のあらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進

女性が個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野の意思決定過程に参画することが必要です。

(2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の推進

働くことを希望するすべての人が、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方を選択・実現できることが必要です。

(3) 人権が尊重される社会の形成

女性等に対するあらゆる暴力を根絶し、一人ひとりの人権が尊重される社会を形成することが必要です。

(4) 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現には、あらゆる人々が固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方などにとらわれることなく、男女共同参画の意義を理解することが必要です。

1 基本目標と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、3つの「基本目標」と10の「課題」を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開します。

基本目標と課題

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

- 課題 1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
- 課題 2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 課題 3 男女の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の実現
- 課題 4 地域における男女共同参画の推進

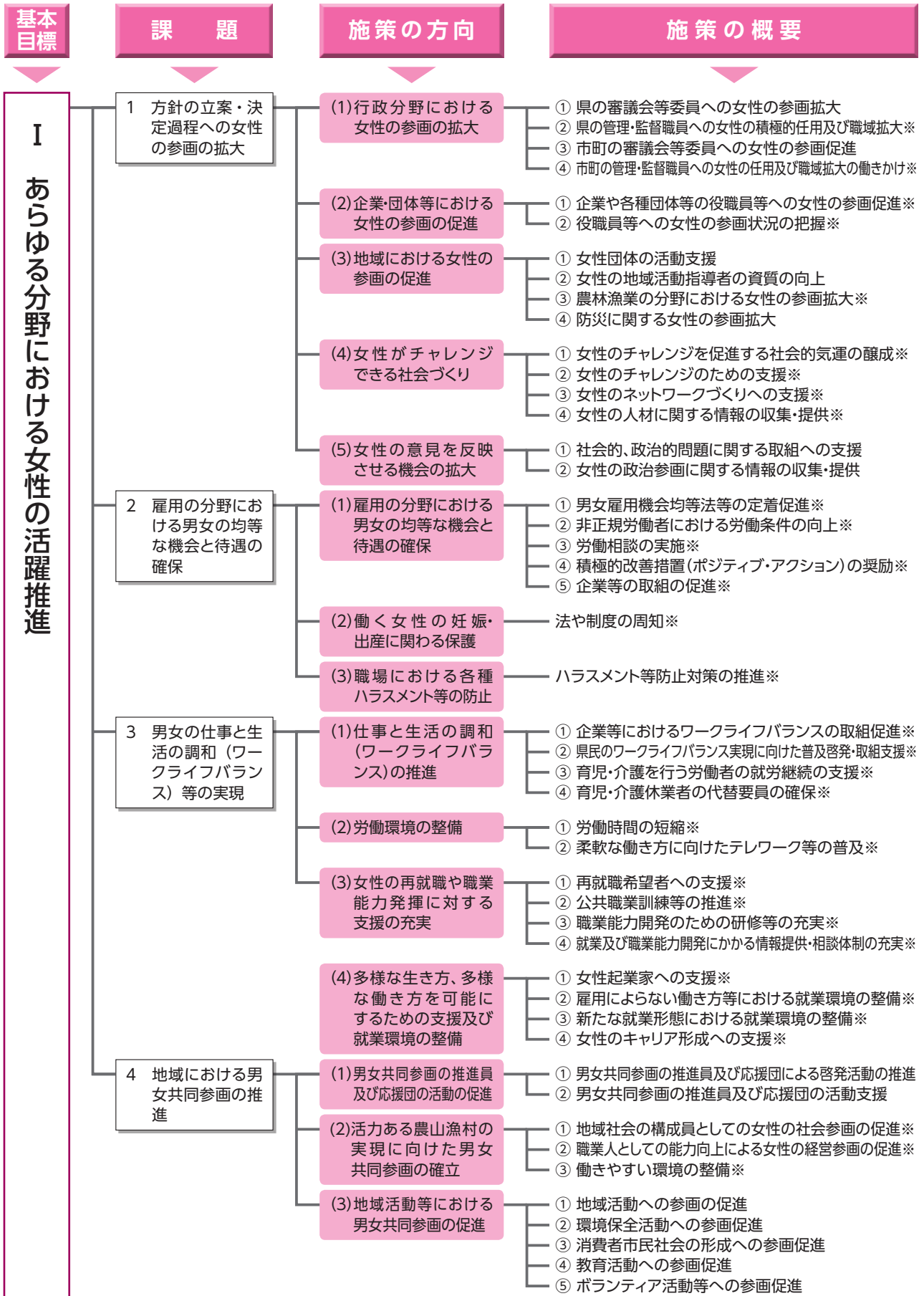
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- 課題 5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶
- 課題 6 人々が安心して暮らせる環境の整備
- 課題 7 生涯を通じた女性の健康支援

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

- 課題 8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進
- 課題 9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実
- 課題 10 多様な文化の尊重及び理解の促進

2 計画の体系



※印…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

基本目標

課題

施策の方向

施策の概要

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性等に対するあらゆる暴力への対策の推進

- ① 女性等に対する暴力防止についての意識啓発
- ② ストーカー事案等への対策の推進
- ③ セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- ④ 人身取引への対策の推進
- ⑤ インターネットを含むメディアにおける人権尊重
- ⑥ 売買春への対策の推進

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ① 安心して相談できる体制の充実
- ② 被害者保護体制の充実・自立支援の推進
- ③ 配偶者等からの暴力の防止・若年層への予防啓発の推進
- ④ 市町・関係機関等との連携及び被害者支援体制充実への働きかけ

(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進及び被害者支援

- ① 相談等しやすい体制と切れ目ない被害者支援の充実
- ② 性犯罪・性暴力の当事者にならない教育・啓発の推進
- ③ 関係機関との連携の強化
- ④ 性に関する不法なケース等への対策

6 人々が安心して暮らせる環境の整備

(1) 生活困難を抱える子育て家庭への支援

- ① ひとり親家庭の自立支援と生活環境の整備
- ② 経済的困難を抱える子育て家庭への支援

(2) 高齢者の自立した生活に対する支援

- ① 高齢者の就業と社会参画の促進
- ② 地域における支え合いの推進
- ③ サービス提供体制の充実
- ④ サービスを支える人材の確保と資質の向上

(3) 障害のある人の自立支援と生活環境の整備

自立支援と生活環境の整備

(4) 外国人が共生できる生活環境の整備

- ① 多言語での情報提供や相談体制の充実
- ② 居住、教育、医療、労働、防災、交通等の生活支援
- ③ 外国人と共生・交流する地域づくり

(5) すべての人に配慮した社会づくりの推進

- ① バリアフリー社会の推進
- ② 性的少数者への配慮

(6) 災害対策における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を踏まえた災害対策

7 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 女性の健康づくりの支援

- ① 生涯を通じた健康づくりの支援
- ② 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進
- ③ 性に関する適切な教育・啓発・相談の推進

(2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援

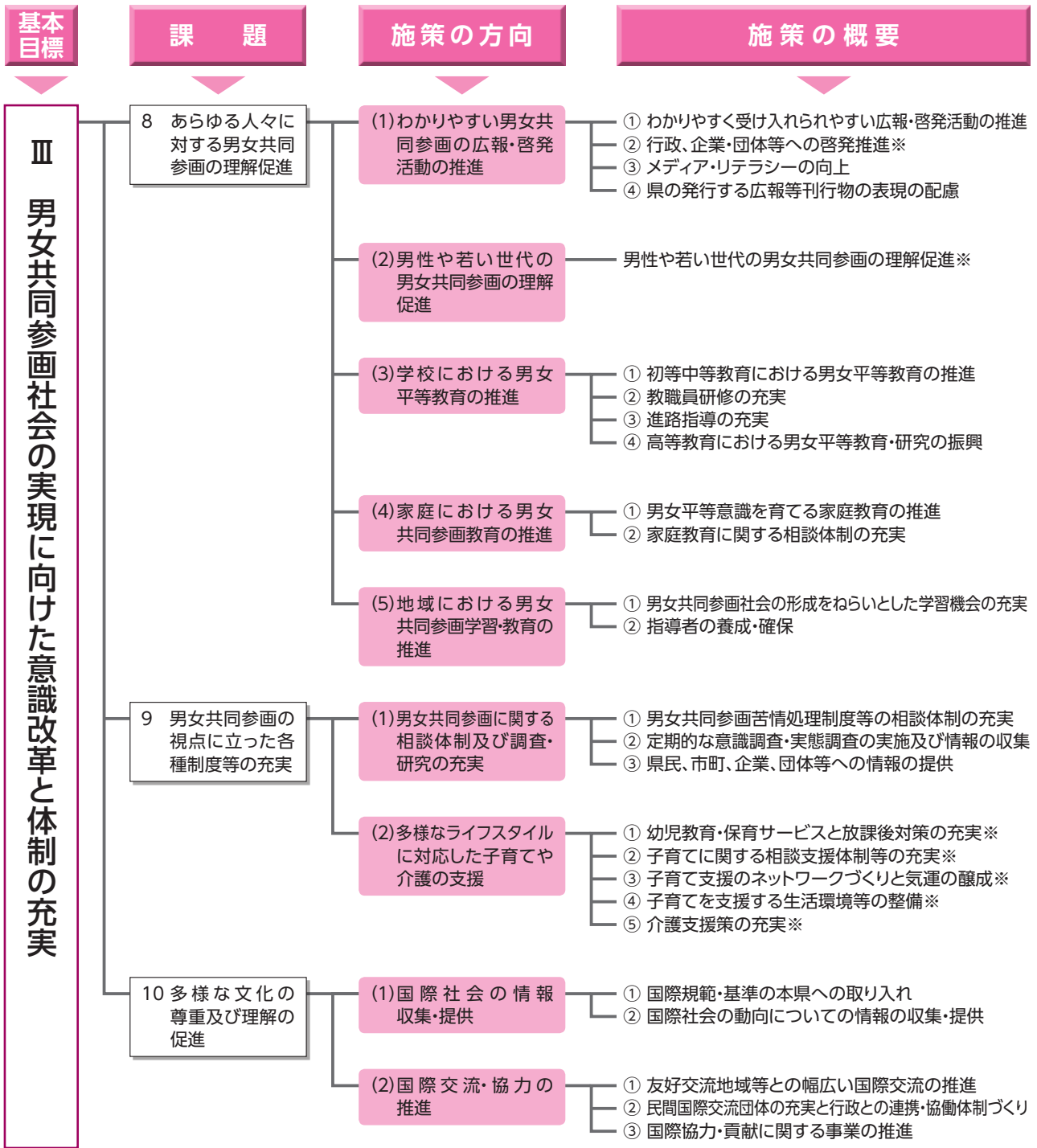
- ① 妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実
- ② 周産期・小児医療体制の充実

(3) 女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進

- ① 性感染症対策の推進
- ② 低体重(やせ過ぎ)・肥満、喫煙・飲酒等の影響対策の推進

(4) 女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境の整備

女性アスリートの特有の課題についての理解促進



※印…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

3 施策の方向と概要

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

課題1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

【現状と課題】

あらゆる分野における方針の立案・決定過程への女性の参画を拡大することは、男女が共にその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた重要な取組であり、人口の半分を占める女性が、それぞれの希望に応じてチャレンジでき、その力を存分に発揮し活躍することは、社会全体に活力を与えることにつながります。

県は、県が設置する審議会等における女性委員の割合を、令和2年度末までに50%とする数値目標を掲げて取り組んできました。その結果、女性委員の割合については、平成27年度には32.8%であったものが、令和2年度には42.6%にまで増加しました。(図表15) また、平成22年度にはすべての審議会等において女性委員が登用されています。しかし、数値目標には未だ到達していないことから、市町の審議会等(平成31年4月現在の女性委員の割合28.6%)を含め、なお一層の女性の参画を促進する必要があります。

また、本県における女性の就業率は全国トップクラスであるものの、管理職に占める女性の割合は低い状況にあり、企業における女性の採用や登用、職域の拡大など、女性の能力発揮に向けた積極的改善措置(ポジティブ・アクション)^(*)の取組の推進や、企業において慣行となっている男女の役割分担意識の解消が課題であるといえます。(図表16)

一方、地域活動の担い手である自治会については、会長に占める女性の割合が目標に到達していない状況にあります。(図表18) また、農林漁業分野においては、農業委員への女性の登用が進んでいるものの、なお一層の女性の登用を促進する必要があります。(図表20)

これを踏まえ、今後さらに、県や市町はもとより、企業や各種団体、地域等においても、分野に応じた適切な積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を具体化し、方針の立案・決定過程への女性の参画を積極的に進めていく必要があります。

このほか、平成30年には、政治分野における男女共同参画推進法が施行されました。我が国の国会議員や地方議会議員に占める女性議員の割合は低い状況にあり、政治に多様な意見を反映させる観点からも、女性の政治参画の拡大が大切です。(図表41)

また、これまで方針の立案・決定過程への参画が少なかった女性が、社会のあらゆる分野に進出し、制度や仕組みに意見を反映させるためには、実践力や自己決定能力を身につけることが大切であり、女性自らが意識と能力を高め、主体的に活躍できるよう、チャレンジのための支援を行うことが必要です。女性の職業生活における活躍の推進に関しては、働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その能力を十分に発揮するために、経済団

*3 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。

体やさまざまな関係機関がネットワークを形成し、女性の活躍に向けた総合的な支援を行っていくことが重要です。

さらに、各地・各方面で活躍したいと考えている人材や、活躍している人材に関する情報を収集整理し、関係者へ積極的に提供することが必要です。

【施策の方向】

(1) 行政分野における女性の参画の拡大

① 県の審議会等委員への女性の参画拡大

県の審議会等委員に占める女性の割合については、引き続き50%を目標として参画を推進します。委員の選任にあたっては、推薦等に係る団体への協力要請や、法令等により委員の職が指定されているものに対する柔軟な対応についての検討を行い、計画的に女性の登用を促進します。

② 県の管理・監督職員への女性の積極的任用及び職域拡大

県は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、意欲と能力のある女性職員の管理・監督職員への積極的な任用を図るとともに、女性のキャリア支援などの人材育成を行い、職域拡大と能力開発を一層推進します。

③ 市町の審議会等委員への女性の参画促進

市町における審議会等委員への女性の参画促進について、積極的に働きかけを行います。

④ 市町の管理・監督職員への女性の任用及び職域拡大の働きかけ

市町における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により管理・監督職員への女性の任用、職域拡大等が一層進むよう働きかけていきます。

(2) 企業・団体等における女性の参画の促進

① 企業や各種団体等の役職員等への女性の参画促進

企業等における男女共同参画推進の自主的な取組を促進するとともに、女性の参画推進に向け、長期的な能力開発の視点に立った育成、役職員等への参画を図る必要性など経営者等の意識改革に向けた講座や女性の活躍推進に取り組む企業等への助言等による支援を実施します。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や着実な実行を支援します。特に、令和4年から一般事業主行動計画の策定等義務の対象が拡大されることを受け、新たに義務の対象となる中小企業等の取組を促進するための行動計画の策定支援や、中小企業等ならではの柔軟な取組事例の情報提供等に努めます。

各種団体等においても、方針の立案・決定の場への女性の参画が進むよう働きかけます。

② 役職員等への女性の参画状況の把握

企業や各種団体等における女性の参画状況を把握するとともに、女性の参画が推進される方策を検討します。また、さまざまな分野の女性参画に関する情報を収集し提供します。

(3) 地域における女性の参画の促進

①女性団体の活動支援

女性団体や自主グループが、その主体性を活かしながら組織の力を結集し、あらゆる場面で男女共同参画による地域づくりに貢献できるよう、その活動を支援します。

②女性の地域活動指導者の資質の向上

女性の地域活動の活性化のために、女性リーダーの資質向上を図ります。

③農林漁業の分野における女性の参画拡大

農林漁業団体等における多様な交流や組織活動の活発化を支援し、女性リーダーの育成及びネットワーク化を図ります。

農業委員や農協理事・総代等、関係団体における方針の立案・決定過程への女性の参画を促進します。

④防災に関する女性の参画拡大

女性防災士の育成等により、自主防災活動への女性の参画促進を図ります。

災害対策本部や避難所の運営などの防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、方針決定過程における女性の参画を拡大します。

(4) 女性がチャレンジできる社会づくり

①女性のチャレンジを促進する社会的気運の醸成

方針の立案・決定過程へ女性が積極的に参画できるよう社会的気運の醸成を図ります。また、起業やNPO活動、地域活動等でチャレンジを続けている女性（個人・団体）を表彰し女性の社会参画を促進します。

②女性のチャレンジのための支援

女性が希望に応じたチャレンジができ、その能力を十分に発揮できるよう情報の収集・提供や活動に向けた適切な助言を行うなど、チャレンジのための支援を行います。

経済団体や関係機関等、多様な主体によるネットワークを形成し、連携を図りながら、地域の実情に応じた女性の活躍を支援します。

③女性のネットワークづくりへの支援

職場や地域活動等の活性化のため、あらゆる分野で活動する女性や女性団体・グループのネットワークづくりを支援します。

④女性の人材に関する情報の収集・提供

各種審議会等をはじめとする方針の立案・決定過程への女性の参画を進めるために、関係機関と連携協力しながら、女性の人材に関する情報を収集し提供できる体制を充実します。

(5) 女性の意見を反映させる機会の拡大

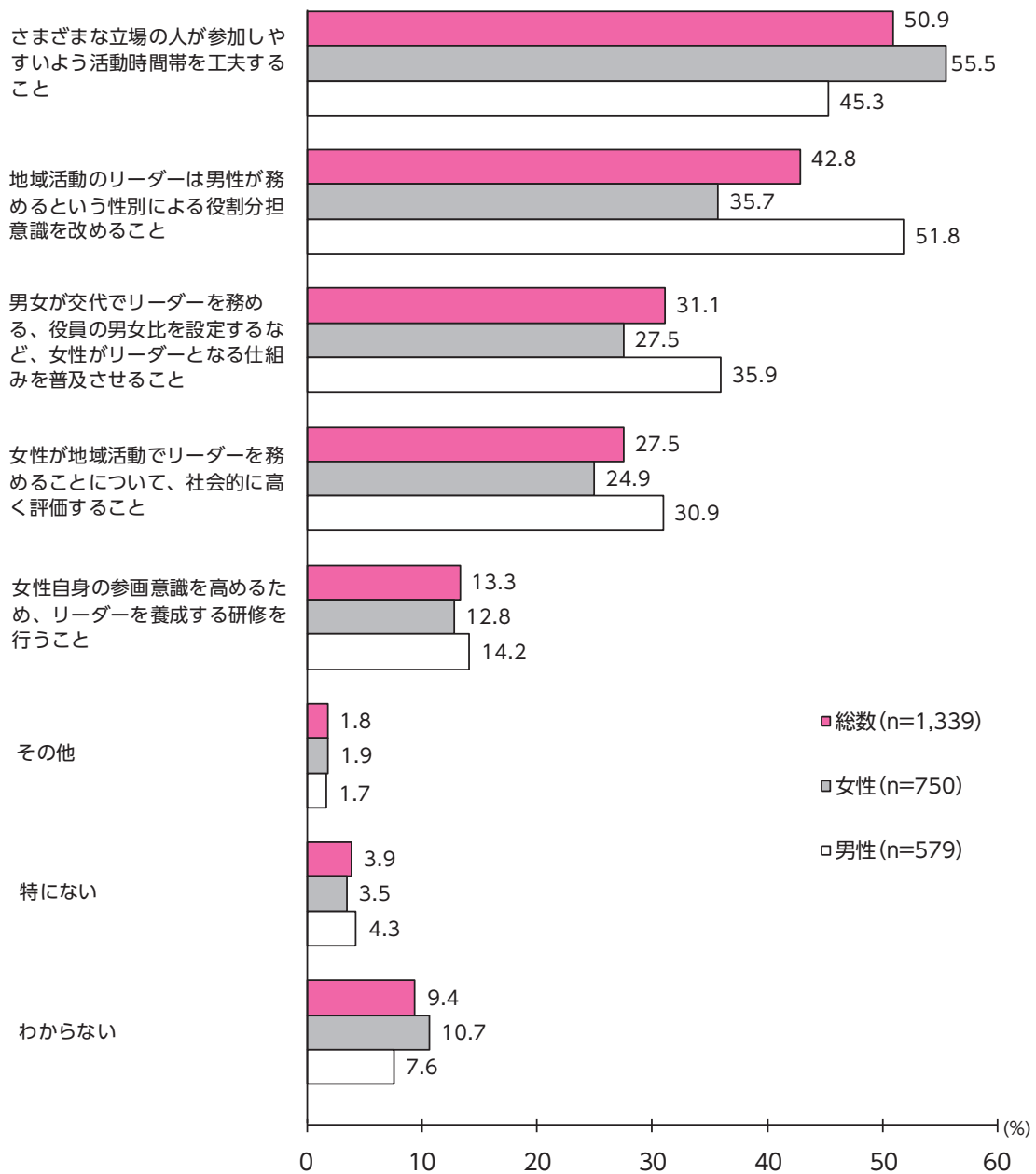
①社会的、政治的問題に関する取組への支援

女性の社会的、政治的問題に関する取組を促進するための意識啓発や研修を実施するとともに、女性の意見を県政に反映させるための取組を支援します。

②女性の政治参画に関する情報の収集・提供

政治分野における男女共同参画推進法に基づき、政治分野への女性の参画に関する情報の収集及び提供を行います。

図表40 地域活動において、女性が方針決定の場に参画するために必要なこと



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

図表41 県内の議会における女性議員の割合（令和元年12月31日現在）

県議会 (人、%)				市町議会 (人、%)			
総数	うち女性	女性比率	全国都道府県議会全体の女性比率	総数	うち女性	女性比率	全国市町村議会全体の女性比率

資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

(参考) 全国の地方議会における女性議員の割合

女性比率	都道府県	市区町村
0%以上- 5%未満	6県	-
5%以上-10%未満	16府県	13県
10%以上-15%未満	19道県	23道県
15%以上-20%未満	4県	7府県
20%以上	2都府	4都府県

(参考) 国会における女性議員の割合

衆議院 9.9% (世界平均25.0%)
参議院 22.9% (世界平均24.8%)

資料：内閣府「女性の政治参画マップ2020」

課題1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) 行政分野における女性の参画の拡大		
① 県の審議会等委員への女性の参画拡大	審議会等委員への女性の参画推進(推薦団体等に対する協力要請、職務指定の柔軟な対応を検討)	全部局
② 県の管理・監督職員への女性の積極的任用及び職域拡大	県の管理・監督者への女性の積極的任用	人事課
	県の女性職員の職域拡大及び能力開発	人事課
	県の女性職員のキャリア支援	人事課
	「女性が職場を考える検討委員会」による良好な職場環境の実現	警察本部
③ 市町の審議会等委員への女性の参画促進	市町の現状調査及び情報の提供	男女共同参画課
	女性の参画促進の市町への働きかけ	男女共同参画課
④ 市町の管理・監督職員への女性の任用及び職域拡大の働きかけ	市町の現状調査及び情報提供	男女共同参画課
	女性任用等の市町への働きかけ	男女共同参画課
(2) 企業・団体等における女性の参画の促進		
① 企業や各種団体等の役員等への女性の参画促進	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定による促進	男女共同参画課
	企業等における女性の活躍推進に向けた意識改革のための講座の実施	男女共同参画課
	女性の活躍推進に取り組む企業等への助言等による支援の実施	男女共同参画課
	企業・団体等に対する資料提供と協力依頼	男女共同参画課 関係各課
	(公財)いしかわ女性基金による交流促進・研修講座事業の実施	男女共同参画課

課題1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(2) 企業・団体等における女性の参画の促進		
①企業や各種団体等の役員等への女性の参画促進	セミナーの開催	男女共同参画課 労働企画課
	広報誌・啓発冊子による広報・啓発	労働企画課
②役員等への女性の参画状況の把握	企業や各種団体等における女性の参画状況に関する情報の収集・提供	男女共同参画課
(3) 地域における女性の参画の促進		
①女性団体の活動支援	石川県各種女性団体連絡協議会等の活動支援	男女共同参画課
	(公財) いしかわ女性基金による交流促進事業の実施、活動支援事業の充実	男女共同参画課
②女性の地域活動指導者の資質の向上	男女共同参画社会の形成に資する研修会や交流会等の開催支援	男女共同参画課 教育委員会
	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
③農林漁業の分野における女性の参画拡大	男女共同参画i&i(あいあい)プラン推進会議の開催 女性リーダー育成及びネットワーク化のための研修の開催	農業政策課
	農業委員会、農業協同組合等の意思決定の場への女性登用に向けた取組の促進	農業政策課
④防災に関する女性の参画拡大	女性防災士等の育成のための研修開催及び受講支援	危機対策課
	防災に関する政策・方針決定の場への女性登用に向けた具体的な取組の促進	危機対策課
(4) 女性がチャレンジできる社会づくり		
①女性のチャレンジを促進する社会的気運の醸成	広報誌・広報番組による広報・啓発	男女共同参画課
	(公財) いしかわ女性基金による啓発事業の実施	男女共同参画課
	(公財) いしかわ女性基金による「いしかわ女性のチャレンジ賞」表彰の実施	男女共同参画課
②女性のチャレンジのための支援	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
	起業チャレンジ事例の収集及び情報提供	男女共同参画課
	多様な主体による女性の活躍に向けた連携体制づくり	男女共同参画課
③女性のネットワークづくりへの支援	(公財) いしかわ女性基金による交流促進・研修講座事業の実施	男女共同参画課
④女性の人材に関する情報の収集・提供	(公財) いしかわ女性基金による「女性人材バンク」の充実	男女共同参画課
(5) 女性の意見を反映させる機会の拡大		
①社会的、政治的問題に関する取組への支援	女性県政会議の開催、女性県政学習バス事業の実施	男女共同参画課 全部局
②女性の政治参画に関する情報の収集・提供	政治分野への女性の参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画課

課題2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

【現状と課題】

国において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や女性活躍推進法の改正など法律や制度の整備が着実に進められ、社会全体での女性活躍を推進する動きが拡大しています。

本県においても、保育サービスの充実等の子育て支援や再就職を希望する女性への就業支援など、女性の働く環境の整備を積極的に進めており、本県の女性の就業率は、平成27年国勢調査で全国第2位となり、女性の社会進出が着実に進展しているといえます。

しかし、一般労働者における男女の給与の格差は、長期的には縮小傾向にあるものの未だ解消には至っておらず、その要因として男女の役職や勤続年数の差が大きく影響しているものと考えられます。(図表23) また、女性の雇用者に占めるパート・アルバイト等非正規雇用者の比率は男性よりも高い状況が続いていますが、これらの就業形態は、多様な就業ニーズに応えるというプラス面がある一方、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題が指摘されており、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、男女間の待遇面の格差の一因となっています。(図表5)

また、意識の面では、令和2年に実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、主に昇進や昇格の面で女性の不平等感が強く現れています。(図表25)

このほか、性別を理由とする差別的な取扱いや妊娠・出産等に関するハラスメントなどの根絶など、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保が不可欠であるといえます。

これらを踏まえ、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係する法令や制度の定着のほか、事実上生じている男女間の格差の解消、女性の能力発揮を促すための積極的改善措置の導入等、就業環境の整備に向けた企業等における積極的な取組を促進する必要があります。

【施策の方向】

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

①男女雇用機会均等法等の定着促進

雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法等の一層の定着が図られるよう、企業等への普及啓発を推進します。

また、企業等の男女共同参画推進の自主的な取組を促進します。

②非正規労働者における労働条件の向上

パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規労働者の労働条件の向上を図るため、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等、関係法令の周知に向けた啓発を行います。

③労働相談の実施

雇用の場における差別の解消や就業条件の整備に向けた相談を実施します。

④積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の奨励

企業等に対して、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入を提起するなどの啓発を行います。

また、企業等における男女共同参画推進の自主的な取組を促進するとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や着実な実行を支援します。特に、令和4年から一般事業主行動計画の策定等義務の対象が拡大されることを受け、新たに義務の対象となる中小企業等の取組を促進するための行動計画の策定支援や、中小企業等ならではの柔軟な取組事例についての情報提供等に努めます。

⑤企業等の取組の促進

企業等に対して、女性活躍推進の重要性や仕事と家庭の両立のための対策の必要性などの情報を提供し、自主的な取組を行うよう働きかけるとともに、その取組を認定することで、企業等における取組の促進を図ります。

また、女性の活躍が経済に活力をもたらすことについての理解を促すため、女性の登用に積極的な企業等や活躍する女性の好事例の収集及び情報提供を行います。

（2）働く女性の妊娠・出産に関わる保護

法や制度の周知

母性保護等に関する法律や制度の周知を図り、女性が妊娠及び出産後も安心して働くことができるよう職場環境の整備を促進します。

（3）職場における各種ハラスメント等の防止

ハラスメント等防止対策の推進

妊娠・出産、育児・介護休業等を理由とする不利益取扱いや、企業におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等の防止に向けた取組の促進と相談体制の充実を図ります。

また、性的指向・性自認（性同一性）^(*4)に関するハラスメント防止に取り組みます。

*4 性的指向・性自認（性同一性）

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。

なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

【「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の概要】

1 趣 旨：男女共同参画推進の具体的な取組を宣言する企業等を「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定し、広報や各種情報の提供等によりその取組を支援するとともに、取組事例を広く県民等に紹介します。

2 対 象：県内に事業所がある企業・団体等を対象とします。

3 宣言内容：

次の(1)～(3)の視点で、社内で具体的に取組んでいくこと1つ以上宣言していただきます。

- (1) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）推進の取組
- (2) ワークライフバランス（仕事と生活の調和）推進の取組
- (3) その他（男女が共に働きやすい職場環境づくり等）の取組



また、より女性活躍を推進するために数値目標を設定して宣言する場合は、「女性活躍加速化クラス」として認定します。

4 支援内容

- (1) シンボルマークを交付します。
- (2) 企業名や宣言内容などを積極的に広報します。
- (3) 男女共同参画・女性活躍推進に関する各種セミナーや支援制度等の情報を提供します。
- (4) 県が発注する建設工事、物品の製造請負・購入等、及び建築物管理業務の入札参加資格に係る審査において加点対象となります。

※認定の有効期間は認定した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までです。

課題2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		
①男女雇用機会均等法等の定着促進	広報誌・啓発冊子による広報・啓発	男女共同参画課 労働企画課
	企業等を対象とした普及・啓発	男女共同参画課 労働企画課
	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定による促進	男女共同参画課
②非正規労働者における労働条件の向上	パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法、労働基準法の周知徹底	労働企画課
	職業能力開発プラザにおける相談事業の実施	労働企画課
③労働相談の実施	職業能力開発プラザにおける相談事業の実施	労働企画課
④積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の奨励	企業等を対象とした広報・啓発	労働企画課
	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定による促進	男女共同参画課
	女性の活躍推進に取り組む企業等への助言等による支援の実施	男女共同参画課
⑤企業等の取組の促進	育児・介護休業法の周知及び「賃金等労働条件実態調査」の実施	労働企画課
	企業等におけるワークライフバランスの取組の質の向上の支援	少子化対策監室
	企業や各種団体等における女性の参画状況に関する情報の収集・提供	男女共同参画課
	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定による促進	男女共同参画課
(2) 働く女性の妊娠・出産に関わる保護		
法や制度の周知	労働基準法及び男女雇用機会均等法の妊娠・出産後の健康管理に関する規定の周知・啓発	労働企画課
	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課
(3) 職場における各種ハラスメント等の防止		
ハラスメント等防止対策の推進	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定による促進	男女共同参画課
	職業能力開発プラザにおける相談事業の実施	労働企画課

課題3 男女の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の実現

【現状と課題】

人口減少と少子高齢化が進行する中で、働くことを希望するすべての人が、仕事と家事、育児・介護等の家庭生活やその他の活動を両立できるようにすることは必要不可欠であり、より多くの女性が経済的に自立して活躍できる就業環境の整備として非常に重要な課題です。

さらに、男女が共に地域の活動に参画し、活動を活性化することで、地域社会を豊かなものにしていくことが期待されます。

しかし、長時間労働や転勤等を当然とするこれまでの労働慣行や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児等の多くを女性が担っている実態があり、その結果、働く場において女性が就業を中断せざるを得ない場合や活躍することが困難になる場合があります。

「男女共同参画に関する県民意識調査」では、仕事と家庭の両立のために、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」と「労働時間の短縮や休暇制度の充実」が必要との回答が男女ともに多くなっています。（図表43）また、女性が仕事を続けていく上での障害については、「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互の協力が十分ではないこと」が男女ともに最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っていること」が多くなっています。（図表44）

これらのことから、出産、育児、介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワークライフバランス）がますます重要となっています。そのため、在宅勤務や短時間勤務など新たな就業形態の普及のほか、仕事から一定期間離れた人に対する再就職支援や起業、自営業など多様な就業を可能とする環境の整備を一層充実していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用、所得への影響や子育て、介護等の負担増が懸念される一方で、これを契機として、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。テレワークの活用を一層促進することは、ワークライフバランスの推進や生産性の向上に資するものであり、男女が共に社会責任と家庭責任を担う男女共同参画の観点からも重要です。

【施策の方向】

（1）仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

①企業等におけるワークライフバランスの取組促進

育児・介護休業について、企業等をはじめ労働者及び一般県民に周知・啓発を進めるとともに、長時間労働の削減など男性が家庭・地域等へ参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業等に対する意識啓発を図ります。

次世代育成支援対策推進法及びいしかわ子ども総合条例に基づく、企業等におけるワークライフバランスの行動計画である一般事業主行動計画の着実な実行や取組の更なる充実などの質の向上の支援・促進を行うとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び着実な実行の支援などにより、男女共同参画推進の自主的な取組を促進します。

また、県は、次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、職員の仕事と子育ての両立を推進します。

②県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援

広く県民に対してワークライフバランスの大切さを啓発するとともに、働きながら子育てをする際の不安の解消や、仕事と子育ての両立のノウハウの提供を行います。

③育児・介護を行う労働者の就労継続の支援

労働者が仕事と育児・介護を両立できるよう、関係機関と連携して啓発を行うとともに、事業所内保育施設設置など、企業等の自主的な取組を支援します。

また、休業期間中に必要な生活資金の低利での融資や、臨時的・突発的な保育や軽易な介護等に対する地域での相互援助活動を推進します。

④育児・介護休業者の代替要員の確保

育児・介護休業者の代替要員確保のための助成制度の周知・啓発を行います。

(2) 労働環境の整備

①労働時間の短縮

長時間労働削減等の働き方改革に向け、企業等の男女共同参画推進の取組事例の収集及び情報提供を行います。また、働き方改革関連法への対応についての実践的な情報を提供するとともに、関係機関と連携して啓発を行います。

さらに、年次有給休暇の取得促進、完全週休二日制やリフレッシュ休暇等各種休暇制度の導入などの普及を図ります。

②柔軟な働き方に向けたテレワーク等の普及

時間を有効に活用でき、場所の制約を受けないテレワークや効率的・自律的に働けるフレックスタイム制度等の普及促進を図ります。

(3) 女性の再就職や職業能力発揮に対する支援の充実

①再就職希望者への支援

就業を中断した女性労働者の職業経験や実績を活用するため、企業等に対して再雇用制度の導入の働きかけを行います。

また、再就職を希望する女性のために、「女性ジョブサポート石川」を通じて、企業見学会やセミナーの開催などによる支援を行います。

②公共職業訓練等の推進

多様なニーズに対応した職業訓練を、産業技術専門校等の公共職業能力開発施設及び民間教育訓練機関を活用し推進します。

③職業能力開発のための研修等の充実

女性の職業能力開発のために、企業、団体に対して研修や訓練の機会の充実を図るよう働きかけを行います。

④就業及び職業能力開発にかかる情報提供・相談体制の充実

あらゆる求職者のニーズにワンストップで対応できる「いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）」内に「女性ジョブサポート石川」を設置し、個人の意欲と能力に応じた職業の情報提供や相談への対応をはじめ、職業能力発揮のためのキャリアカウンセリングや職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報の提供、相談体制の充実を図ります。

(4) 多様な生き方、多様な働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備

①女性起業家への支援

女性起業家に対し、経営管理や法制度等の基礎的な知識を習得するための講座の開催や情報の提供、ビジネスプランの策定、制度融資等による支援体制を整備します。

起業を目指す女性に対しては、相談窓口の開設や起業に際して必要な知識を得るための講座の開催、ネットワーク形成のための交流促進のほか、取組事例の収集及び情報提供を行います。

②雇用によらない働き方等における就業環境の整備

適切な労働時間や休日の確保等労働条件の整備について普及啓発を行います。

また、自営業を含む小規模事業者やフリーランスとして働く女性の経営能力や販売方法・技術等の向上を図るための研修・セミナー開催等を支援します。

③新たな就業形態における就業環境の整備

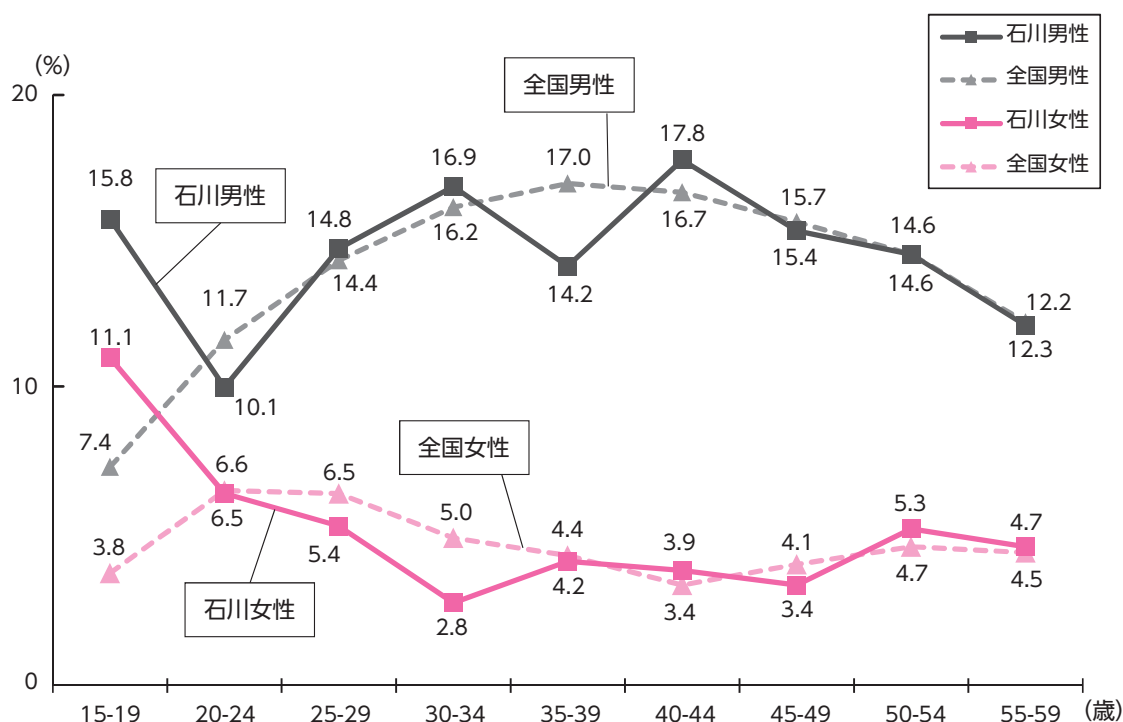
企業等に対し、在宅勤務や短時間勤務、フレックスタイム勤務などの就業環境の整備についての啓発を推進します。

④女性のキャリア形成への支援

企業等の自主的な取組を認定することで企業等における取組の促進を図ります。

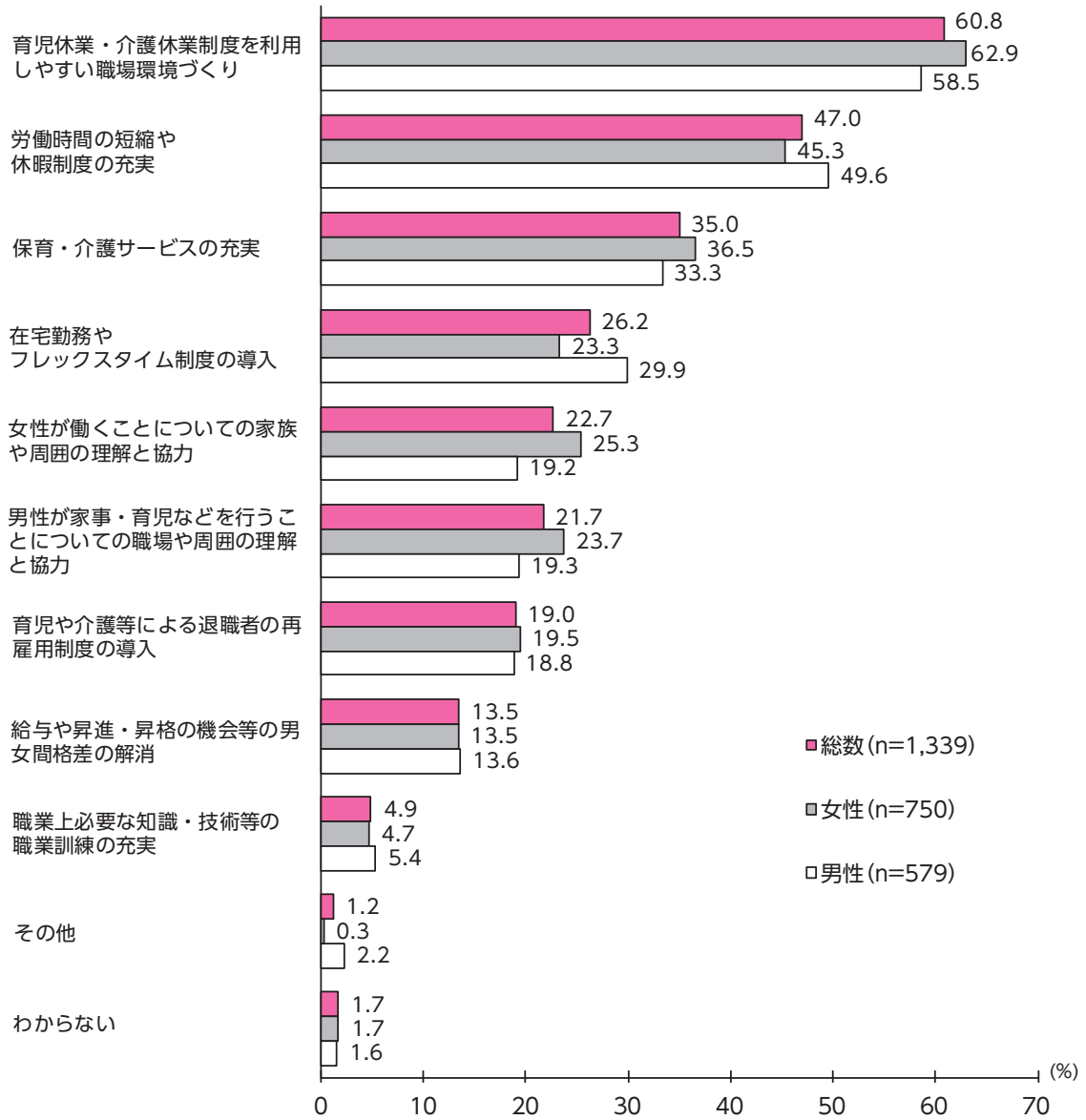
また、働く女性がその能力を十分発揮できるよう資質の向上や意識の高揚を図ることにより、女性のキャリア形成と企業による管理職等の意思決定層への登用を支援します。

図表42 就業時間が週60時間以上の労働者割合（石川県・全国）



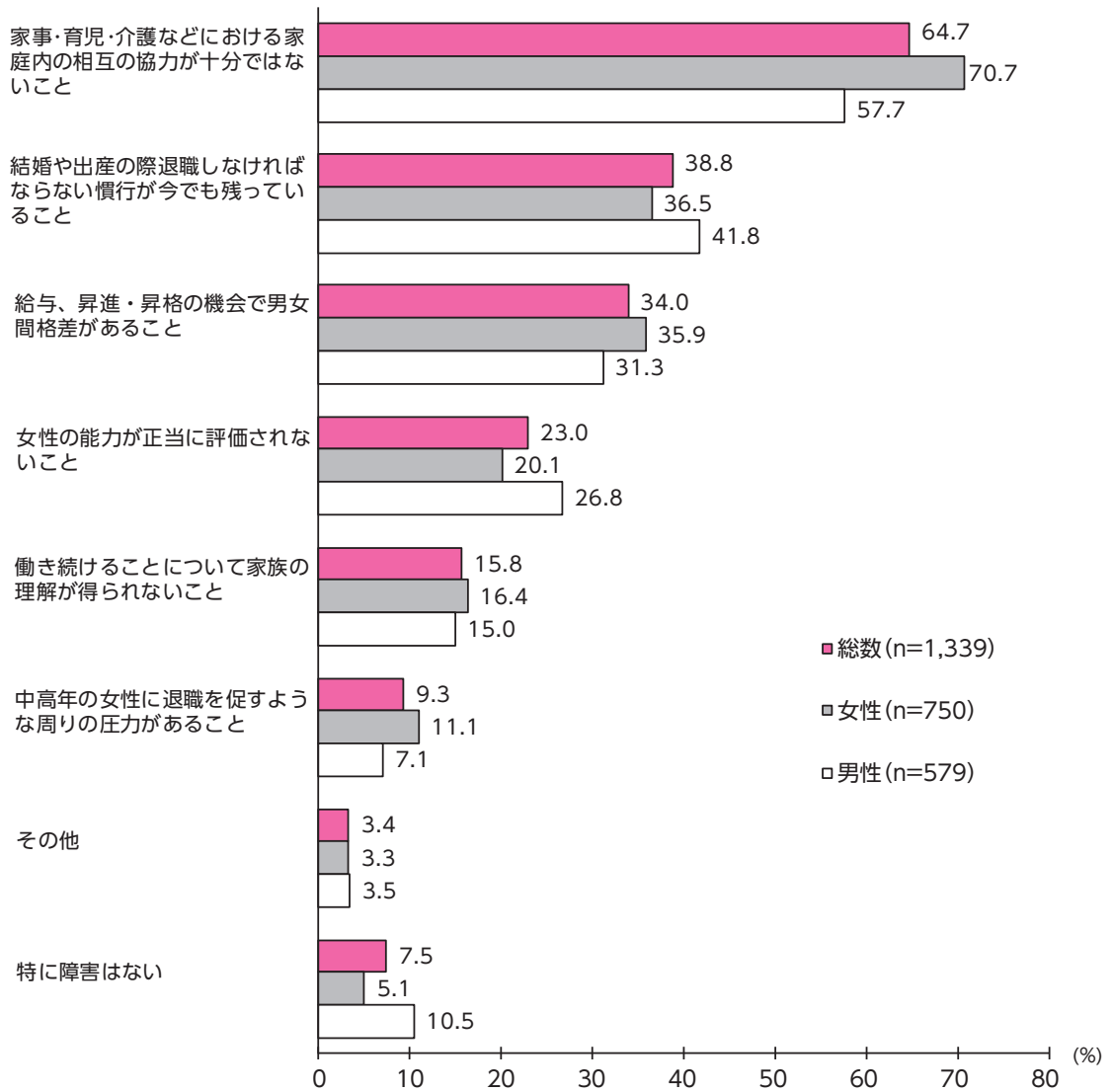
資料：「平成29年就業構造基本調査」（総務省）

図表43 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと（再掲）



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

図表44 女性が働き続ける上での障害



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

課題3 男女の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の実現

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進		
①企業等におけるワークライフバランスの取組促進	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	男女共同参画課 労働企画課
	「次世代育成支援対策推進法」及び「いしかわ子ども総合条例」に基づく一般事業主行動計画の策定の支援	少子化対策監室
	企業等におけるワークライフバランスの取組の質の向上の支援	少子化対策監室
	ワークライフバランスに積極的に取り組む企業等の表彰	少子化対策監室
	企業等における男性の子育て参画促進に向けた取組の推進	少子化対策監室
	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定による促進	男女共同参画課
	県職員の在宅勤務制度及びフレックスタイム制度の導入検討、モバイルワークの推進等による多様で柔軟な働き方の推進	人事課
	県職員の育児休業制度の周知及び取得しやすい職場の雰囲気づくりの推進	人事課
	県の男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の実施	人事課
	育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援	人事課
	育児等を担う職員等の人材育成に向けた取組の実施	人事課
②県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援	「県民育児の日」の普及啓発	少子化対策監室
	若者のライフプラン教育の充実	少子化対策監室
	育児休業からの復帰とその後の就業継続の支援	少子化対策監室
	男性の子育てへの参画に向けた意識啓発	少子化対策監室
③育児・介護を行う労働者の就労継続の支援	ファミリー・サポート・センター事業の実施	少子化対策監室 労働企画課
	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課
④育児・介護休業者の代替要員の確保	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課
(2) 労働環境の整備		
①労働時間の短縮	企業等の男女共同参画の推進に係る取組事例の収集及び情報提供	男女共同参画課
	「賃金等労働条件実態調査」の実施	労働企画課
	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課
	働き方改革関連法への対応に関するセミナーの実施による、実践的な情報の提供及び意識啓発	労働企画課
②柔軟な働き方に向けたテレワーク等の普及	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課

課題3 男女の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の実現

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(2) 労働環境の整備		
②柔軟な働き方に向けたテレワーク等の普及	県職員の在宅勤務制度及びフレックスタイム制度の導入検討、モバイルワークの推進等による多様で柔軟な働き方の推進	人事課
(3) 女性の再就職や職業能力発揮に対する支援の充実		
①再就職希望者への支援	再雇用制度の広報誌等による周知・啓発	労働企画課
	「女性ジョブサポート石川」による女性の再就職支援事業の実施	労働企画課
	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
②公共職業訓練等の推進	訓練生の募集促進	労働企画課
	離職者等高度人材養成推進事業の実施	労働企画課
③職業能力開発のための研修等の充実	商工会議所、商工会女性部活動に対する支援、助成	経営支援課
④就業及び職業能力開発にかかる情報提供・相談体制の充実	女性ジョブサポート石川による情報提供及び相談の実施	労働企画課
(4) 多様な生き方、多様な働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備		
①女性起業家への支援	創業支援プログラムによる支援	経営支援課
	創業者支援融資による支援	経営支援課
	起業に関する情報提供	経営支援課
	起業に関する女性専用の相談窓口の設置	男女共同参画課
	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
②雇用によらない働き方等における就業環境の整備	商工会議所、商工会女性部活動に対する支援、助成	経営支援課
③新たな就業形態における就業環境の整備	セミナーの実施、職業能力開発プラザでの相談事業の実施、広報誌による啓発	労働企画課
④女性のキャリア形成への支援	男女共同参画推進に自主的に取り組む企業等の認定による促進	男女共同参画課
	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課

課題4 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場といえます。本格的な人口減少社会が到来した中で、活力ある地域社会を維持していくためには、一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成が不可欠です。

地域における男女共同参画を推進していくためには、地域のさまざまな人々が参加できる場において、男女共同参画に関心が薄い人々も含め、誰もが男女共同参画の意義を理解できるよう身近な課題を取り上げ、わかりやすい意識啓発の取組を進めていくことが重要です。

また、農山漁村において、女性は生産や経営の実質的な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献しているにもかかわらず、適正な評価がなされていないことや、経営の方針決定等に参画していないことが多い現状にあります。

農山漁村における男女共同参画を確立するためには、家庭や地域での意識改革を進めるとともに、農林水産業に従事する女性の経営管理能力や技術の向上を図りながら、生産組織や組合、地域のさまざまな方針決定の場に女性が参画していくことが重要です。加えて、農山漁村における仕事と生活の調和を促進するために、家事・育児・介護等の家庭内の役割分担や労働時間、報酬等の就業条件を明確にした家族経営協定の締結を進めていく必要があります。

さらに、暮らしやすく活力ある地域社会とするため、環境、消費、教育活動、ボランティアなどさまざまな地域活動への男女の参画を促進することが必要です。

【施策の方向】

(1) 男女共同参画の推進員及び応援団の活動の促進

①男女共同参画の推進員及び応援団による啓発活動の推進

県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、石川県男女共同参画推進条例に基づき設置した男女共同参画推進員による地域における啓発活動を推進します。

また、男女共同参画推進員経験者等で構成された男女共同参画推進応援団と男女共同参画推進員が連携して啓発活動を行うことにより、地域での男女共同参画を推進します。

②男女共同参画の推進員及び応援団の活動支援

男女共同参画推進員及び男女共同参画推進応援団に対し、啓発方法等の研修や各種情報、普及啓発資料の提供等を行い、活動を支援します。

(2) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

①地域社会の構成員としての女性の社会参画の促進

男女共同参画社会の理解と周知のため、情報発信や啓発等を行い、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす役割分担意識や慣習の是正を図ります。

②職業人としての能力向上による女性の経営参画の促進

女性農業者が主体性を持った対等なパートナーとして経営に参画するため、役割と責任を明確化する「家族経営協定」の締結を促進します。

女性農業者の能力向上を図り、女性認定農業者を育成します。

研修会等の開催により、起業活動の支援及び経営企画力向上に向けた新商品開発や販売手法の習得の支援を行います。

③働きやすい環境の整備

女性の活動の周知のため、農林漁業まつりや表彰事業などを通して情報を発信します。

女性のネットワークの強化を図り、気軽に情報交換ができる場を創出します。

(3) 地域活動等における男女共同参画の促進

①地域活動への参画の促進

地域での固定的な性別役割分担意識については、男女共同参画社会の形成を阻害するものであれば見直しを呼びかけ、また、自治会、町内会等の地域組織の運営等地域づくりへの女性の積極的な参画を促進します。

さらに、男女共同参画の推進に資する活動を続けている個人や団体を表彰し、地域における活動の気運の醸成や裾野の拡大を図ります。

②環境保全活動への参画促進

男女が共に環境保全に向けた取組に参画することを支援・促進します。

③消費者市民社会の形成への参画促進

被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる消費者として、男女が共によりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与できるよう、その育成を支援します。

④教育活動への参画促進

P T A活動や地域の教育活動における男女共同参画の促進を図るための啓発を行います。

子どもたちの健全な人間形成を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった「心の教育」を推進します。

⑤ボランティア活動等への参画促進

男女が希望に応じてボランティア活動に参加できるよう、ボランティア関係団体等と連携し、情報提供等を行います。

また、N P O活動への参加促進のための環境整備を推進します。

課題4 地域における男女共同参画の推進

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) 男女共同参画の推進員及び応援団の活動の促進		
①男女共同参画の推進員及び応援団による啓発活動の推進	男女共同参画推進員による地域における普及活動の推進	男女共同参画課
	男女共同参画推進応援団と男女共同参画推進員が連携した活動による地域での男女共同参画の推進	男女共同参画課
②男女共同参画の推進員及び応援団の活動支援	男女共同参画推進員等に対する研修の充実	男女共同参画課
	男女共同参画推進員等に対する各種情報、普及啓発資料の提供等による活動の支援	男女共同参画課
(2) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立		
①地域社会の構成員としての女性の社会参画の促進	「男女共同参画i&i (あいあい) プラン」に基づく行動の促進	農業政策課
	「農山漁村男女共同参画推進大会」、「地区農山漁村女性の日記念行事」の開催	農業政策課
②職業人としての能力向上による女性の経営参画の促進	家族経営協定の必要性を啓発し、締結を促進	農業政策課
	起業活動の支援や、新商品開発や販売手法の習得の支援	農業政策課
③働きやすい環境の整備	農林漁業まつりや表彰事業を通じた情報の発信	農業政策課
	女性農業者等の交流の促進	農業政策課
(3) 地域活動等における男女共同参画の促進		
①地域活動への参画の促進	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
	石川県男女共同参画推進員等による啓発活動の実施	男女共同参画課
	男女共同参画の推進に資する活動に対する表彰の実施	男女共同参画課
②環境保全活動への参画促進	県民・事業者・NPO等の環境保全に関する協働の推進	環境政策課
	環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供	環境政策課
	地域における環境学習への支援	環境政策課
③消費者市民社会の形成への参画促進	講演会、研修会等における啓発並びに消費者団体への支援	生活安全課
④教育活動への参画促進	「心の教育」の推進	教育委員会
	石川県婦人団体協議会の活動支援	教育委員会
	公民館等の社会教育施設における学習機会の提供	教育委員会
⑤ボランティア活動等への参画促進	ボランティアの養成	県民交流課 関係各課
	ボランティア活動への支援	県民交流課 関係各課
	ボランティア関係情報の収集・提供	県民交流課 関係各課
	NPO活動の普及啓発及び人材の養成	県民交流課 関係各課
	NPO活動支援及び協働の推進	県民交流課 関係各課

課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪・性暴力、職場等におけるハラスメント、ストーカー行為などの女性等に対する暴力は、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因になっています。

「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、配偶者等からの暴力について、これまで1度でも被害（「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも）を受けた人は、女性は35.8%、男性は24.6%となっています。（図表30）また、その被害の相談先については、どこ（だれ）にも相談していない割合が男女ともに最も高く、被害が潜在化する傾向にあります。（図表45）

配偶者等からの暴力は、個人的問題ではなく多くの人々に関わる社会問題であることをすべての県民が理解し、「暴力を許さない」という意識を社会全体で醸成するとともに、その根絶に向けた取組や被害者への支援の充実を図る必要があります。

また、交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）を受けている被害者がいることも明らかになっています。（図表31）そのため、若い世代に対し、暴力を許さない意識を形成、確立するため、学校と連携して予防啓発を行うとともに、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育の推進を図ることが必要です。

また、配偶者等からの暴力に関する相談・支援体制については、被害者にとって最も身近な行政主体である市町と連携して取り組むとともに、各市町において地域の実情に応じた被害者支援体制が整備されるよう働きかける必要があります。

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けて、誰もが性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう社会全体でこの問題に取り組む必要があります。

「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、性暴力被害について「被害にあうのはたいいてい暗い夜道やひと気のない場所である」、「性暴力にあうのは、若い女性である」など、事実と異なるイメージを持つ人が多いことが分かります。（図表46）このようなイメージは「被害者側にも落ち度があったのだろう」という誤った認識につながりかねず、被害者が加害者のみでなく周囲の無理解または配慮に欠ける言動によりさらに傷つけられるという「二次被害」を受けることが懸念されます。

性犯罪・性暴力に対しては、被害者に寄り添った支援を進めるとともに、二次被害を防止する観点からも、県民に対して広報啓発やメディア等を通じた的確な情報発信を行うことにより、性暴力被害に対するより一層の理解促進を図る必要があります。

一方で、女性や子どもをもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する人権侵害となるものもあるため、これらに適切に対応する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症などの非常時には、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されますが、こうした非常時においても関係機関と連携しながら、相談から保護、自立までの切れ目ない支援を行うことが重要です。

【施策の方向】

(1) 女性等に対するあらゆる暴力への対策の推進

①女性等に対する暴力防止についての意識啓発

配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を防ぐため、暴力は犯罪となる行為を含む人権侵害であり、決して許されるべきではないことの一層の意識啓発を図り、関係する法制度の趣旨や内容等について広く周知し、的確な運用に努めるほか、若年層に対し、暴力を許さない意識を形成・確立するための教育・啓発を行います。

また、被害者がその被害を安心して相談できる環境を整備し、ケースに応じた適切な相談やカウンセリング、さらに自立支援までを行うとともに、男性や性的少数者^(*5)に対する適切な配慮が図られるよう、相談及び支援体制の充実を図ります。併せて、被害者と接する機会の多い職業の従事者が、被害者の心情や精神状態に十分配慮した対応ができるよう研修等の充実を図り、関係機関が連携を取りながら、女性等に対する暴力の根絶に向けて総合的に取り組みます。

また、子ども・女性を対象とした犯罪を未然に防ぐため、市町や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を推進します。

②ストーカー事案等への対策の推進

ストーカー事案等、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案においては、被害者保護等を適切に実施するための体制を整備するとともに、違法行為に対しては、行政措置、検挙措置等を講じていきます。

ストーカー行為の被害者の支援については、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく援助、女性相談支援センター等による支援のほか、各種被害防止策を的確に実施します。また、関係機関との連携を強化して効果的な被害者支援を推進します。

③セクシュアルハラスメント防止対策の推進

職場におけるセクシュアルハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等法及び同法に基づいて定められた、事業主が雇用管理上配慮すべき事項の周知を図り、国籍や性別等に関係なく相談できる体制の充実に努めるとともに、加害者の多くを占める男性の意識改革に向けた取組を進めていきます。

教育現場におけるセクシュアルハラスメント防止対策については、文部科学省「セクシュアルハラスメントの防止等に関する規程（平成11年3月）」に基づき、管理職等を対象とした研修の実施や、苦情処理体制の整備など防止の取組が適切になされるよう努めます。

地域活動をはじめ、就職活動中の学生や請負契約の関係者など直接雇用関係にない労働の場などにおいても、セクシュアルハラスメントの定義の周知や問題の根底にある差別意識の解消に向けた啓発を進めます。

④人身取引への対策の推進

警察等関係機関が連携し、関係法令の適切な運用と必要に応じた被害者の保護を実施します。

⑤インターネットを含むメディアにおける人権尊重

インターネットを含むメディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するための情報提供に努

*5 性的少数者

同性愛者や両性愛者のほか、生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない性同一性障害者などのこと。

めます。

近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用したデートDV、性犯罪・性暴力、売買春等の暴力は一層多様化しており、このような暴力やハラスメントの加害者にも被害者にもならないよう安全・安心な利用に向けた啓発を進めます。

また、心身ともに成長過程にあり感受性に富む青少年の健全育成の観点から、いしかわ子ども総合条例を踏まえ、有害図書等の指定制度の効果的な運用に努めるほか、インターネットの利用により犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、インターネットに潜む危険性とその被害防止及び適正な利用の普及啓発を行います。

⑥売買春への対策の推進

関係法令及び諸規定を厳正かつ適切に運用し、売買春の斡旋行為等の取締りの強化を図ります。

また、売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売買春の被害に遭うおそれのある女性などに対しては必要な調査、指導・保護を行うとともに、関係機関と連携して自立に向けての支援を行うなど婦人保護事業の一層の充実を図ります。

特に児童買春は、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律及びいしかわ子ども総合条例に基づく取締りを厳正かつ的確に行うとともに、被害児童に対しては、カウンセリングを実施するなど、心のケアに努めます。また、非行に走った児童に対しては、適切な立ち直りの支援を行います。

また、学校教育の場においても、心身に被害を受けた児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮したうえで、適切に対応します。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

①安心して相談できる体制の充実

配偶者等からの暴力被害者の相談・保護を行う「女性相談支援センター」及び関係機関との連携を密にし、相談から保護、自立まで被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な施策を推進します。

被害者からの相談に適切に対応するため、女性相談支援センターの相談員等の育成と資質向上に取り組むとともに、住民に最も身近な相談窓口である市町においても、相談体制の充実を図るため、配偶者等からの暴力についての専門知識を持つ相談員を育成するための研修を実施するなどの支援を行います。

加えて、女性相談支援センターや市町の相談窓口の周知が十分でないことから、市町とともに、相談機関や最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤル「#8008(はれれば)」について、積極的に広報し、周知に努めます。

また、市町において、相談対応から被害者の保護及び自立支援まで対応できる配偶者暴力相談支援センターの設置が促進されるよう積極的に働きかけ等を行うとともに、設置を検討する市町に助言や情報提供等の支援を行います。

②被害者保護体制の充実・自立支援の推進

被害者が緊急に保護を必要とする場合には、女性相談支援センターにおいて一時保護し、身体の安全を確保するとともに、心身の健康状態等を把握し、心理的ケアなど初期に必要な支援を行います。

住宅の確保の支援については、被害者の入居優遇措置の充実を図るよう、市町に協力を要請します。また、女性相談支援センターの支援を受けながら自立に向けた準備ができるよう確保された中間施設の十分な活用を図ります。

経済的自立に向けては、就業支援の情報提供等の支援を行います。

また、被害者に対する継続的な精神的・心理的ケアや助言の実施等、メンタルヘルスケアの充実を図ります。

③配偶者等からの暴力の防止・若年層への予防啓発の推進

「暴力を振るうことは人権侵害である」ということを加害者に理解させるための意識啓発を行います。また、暴力を止めたいと自覚している加害者に対し、自らの暴力の責任を負い、暴力を抑止できるようになるための個別相談を行います。

また、配偶者等からの暴力のある家庭では、児童への虐待が存在している場合が多数あることから、配偶者暴力防止法の改正等を踏まえて児童相談所など児童虐待への対応機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護に努めます。

また、配偶者等からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者等からの暴力について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にす教育や人権尊重に関する教育の推進を図るとともに、デートDVの防止に関する教育・啓発を行います。

④市町・関係機関等との連携及び被害者支援体制充実への働きかけ

被害者のそれぞれの状況に応じた支援を行うため、県と市町の連携強化を図り、市町における被害者支援体制が充実されるよう働きかけるとともに、市町の「配偶者暴力防止法に基づく基本計画」の見直しの際には、必要な助言、支援等を行います。

また、配偶者等からの暴力と児童虐待が密接に関連していることを踏まえ、女性相談支援センターの要保護児童対策地域協議会への参画などにより、児童相談所など関係機関との連携を一層

強化し、適切な対処に努めます。

加えて、被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体等との連携を図りながら事業を共催するなどの協働に努めるほか、民間の団体等に対して、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に資する情報の提供や、研修への参加を促進するなどの支援を行います。

(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進及び被害者支援

① 相談等をしやすい体制と切れ目ない被害者支援の充実

性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターである「いしかわ性暴力被害者支援センター(パープルサポートいしかわ)」において、被害者が被害直後から相談、医療的支援、法的支援、心理的支援などの心身のケアを安心して受けられるよう、関係機関と連携しながら切れ目なく必要な支援をコーディネートします。そして、被害者の心情に配慮しながら、警察への届出を促し、性犯罪の潜在化防止に努めます。また、支援に携わる相談員や関係機関等の研修を実施し、専門性を高めます。

併せて、いしかわ性暴力被害者支援センターをはじめ、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号「#8891(はやくワンストップ)」や、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる「#8103(ハートさん)」など相談窓口等の積極的な広報を行います。

また、性犯罪に対して被害届がなされた場合に、被害者の心情に配慮した事情聴取や情報提供、保護を行い、産婦人科医師等、関係機関との連携により、被害者の負担を軽減するよう努めるとともに、性犯罪捜査における体制を充実し、関係機関との連携により捜査過程における被害者の負担軽減や二次被害の防止を推進します。

② 性犯罪・性暴力の当事者にならない教育・啓発の推進

性暴力被害の相談が多い若年層が性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないように、性暴力について正しく認識し、万が一被害に遭った場合はためらわずに周囲の大人に相談することなどの教育・啓発に積極的に取り組みます。

また、「相手の同意のない性的行為をしてはならない」、「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識を醸成することが大切であり、啓発活動を効果的に展開します。

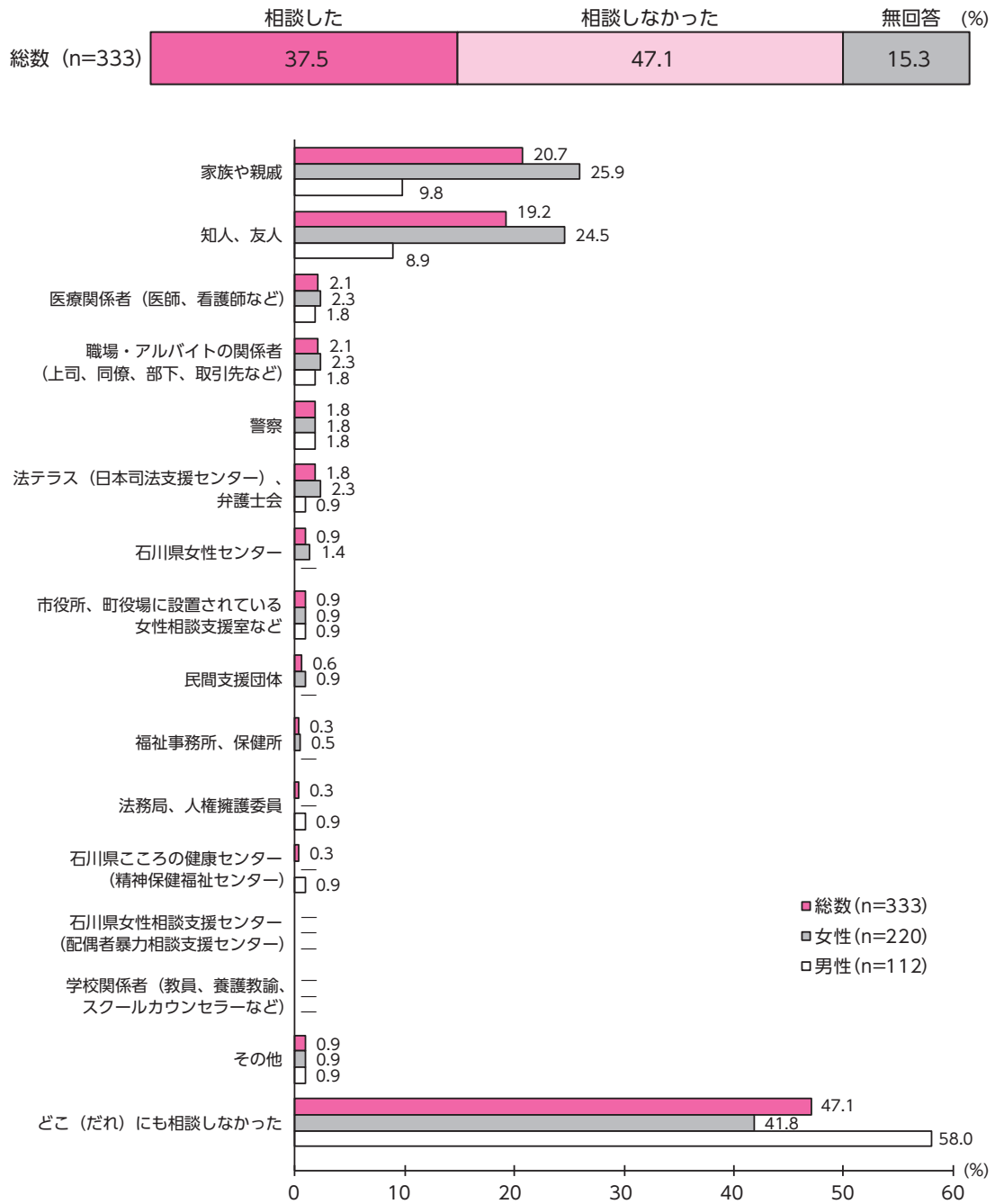
③ 関係機関との連携の強化

被害者支援に携わる関係機関によるネットワークを形成し、情報の共有等を行います。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、警察、産婦人科医会、弁護士会等の関係機関との連携を推進します。

④ 性に関する不法なケース等への対策

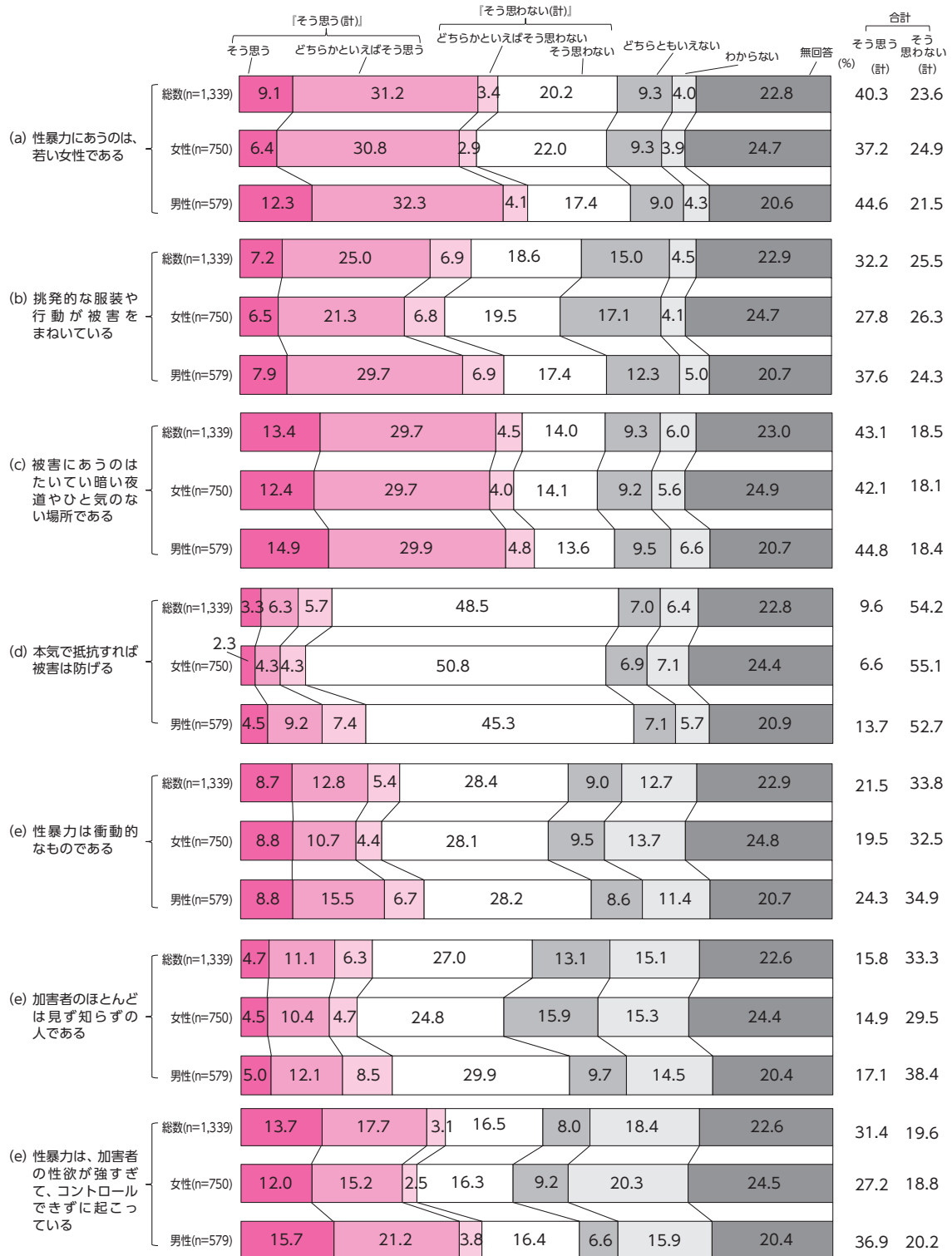
性に関する情報の氾濫や性を売り物とする営業など、不法なケースについて積極的に取締りを行うとともに、卑わいな広告等の取締りと排除活動を推進します。

図表45 配偶者からの暴力についての相談経験の有無



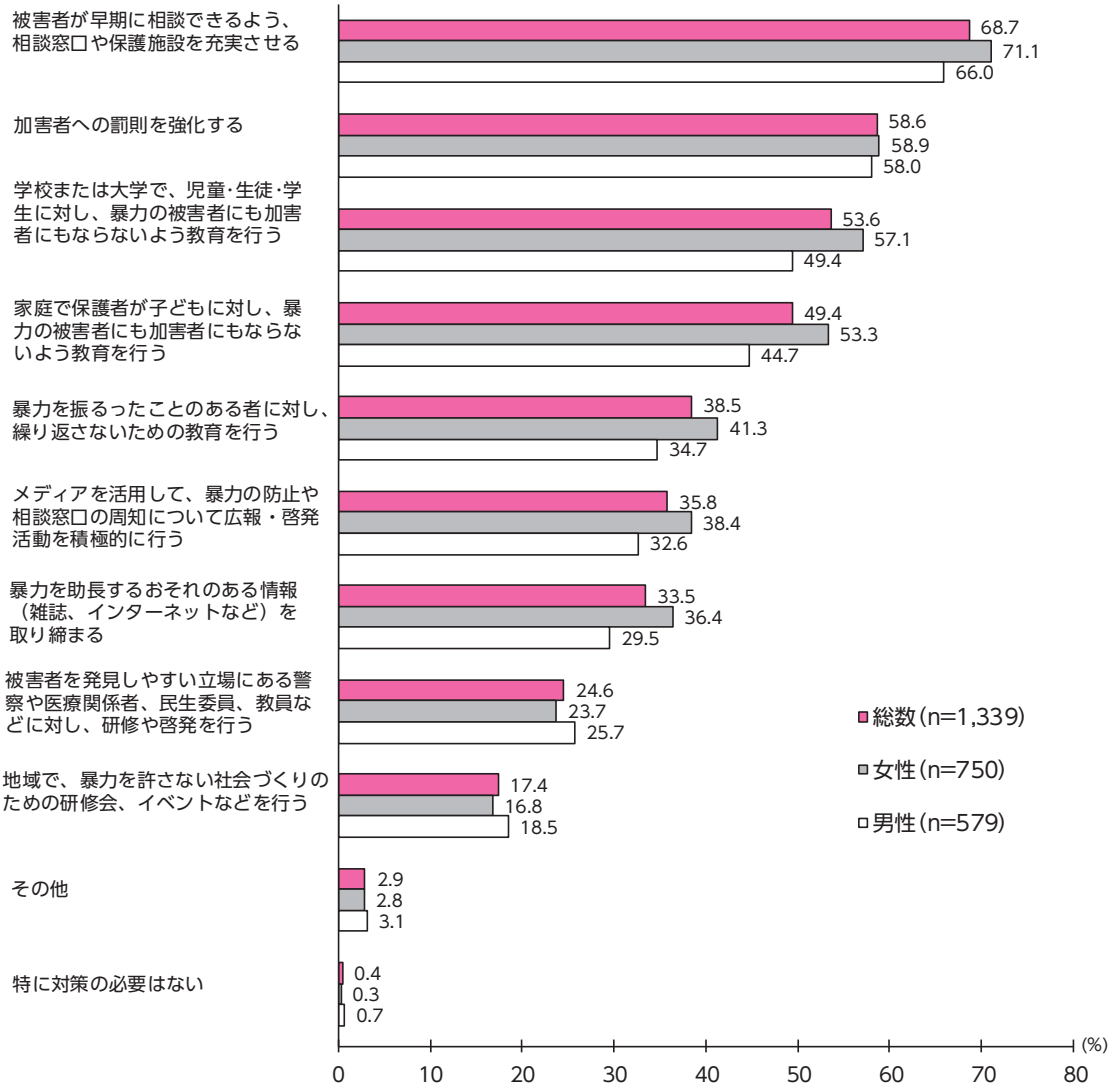
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

図表46 性暴力被害に関するイメージ（再掲）



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

図表47 DVや性暴力等の暴力をなくすために必要なこと



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) 女性等に対するあらゆる暴力への対策の推進		
①女性等に対する暴力防止についての意識啓発	各種広報誌やチラシ等を活用した啓発活動の実施及び「人権週間」や「パープルリボンキャンペーン」などの多様な機会を通じた広報啓発活動の実施	男女共同参画課 関係各課
	女性等に対する暴力をテーマとしたシンポジウム等の開催	男女共同参画課
	人権尊重の視点に立った男女平等教育の推進	教育委員会
	各種広報誌やチラシ等を活用した相談窓口の周知	男女共同参画課 警察本部 関係各課
	各種相談窓口の連携による女性等に対する暴力に関する相談対応能力の向上	男女共同参画課 警察本部 関係各課
	相談員の適切な配置と研修の充実	男女共同参画課 警察本部 関係各課
	被害者を総合的・継続的にサポートできるシステムの整備	男女共同参画課 警察本部 関係各課
	「石川被害者等支援連絡協議会」における相互連携	警察本部 関係各課
	県民意識調査などによる実態把握	男女共同参画課
	女性等に対する暴力関係相談機関の連携強化による相談実績の把握	男女共同参画課 関係各課
	子ども・女性を対象とした地域安全情報の提供、防犯指導の実施	警察本部
安全・安心なまちづくりの推進	生活安全課 警察本部 関係各課	
②ストーカー事案等への対策の推進	行為者に対する多角的法令の活用	警察本部
	関係機関・団体が一体となった総合的な被害者支援の実施	警察本部 関係各課
	関係法令に基づく適切な援助等の実施	警察本部
③セクシュアルハラスメント防止対策の推進	企業等を対象とした普及・啓発事業の実施	労働企画課
	職業能力開発プラザにおける相談事業の実施	労働企画課
	教職員研修等による周知啓発	教育委員会
	広報等による周知啓発	男女共同参画課 関係各課
	広報誌・啓発冊子による普及・啓発	男女共同参画課 労働企画課 関係各課

課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) 女性等に対するあらゆる暴力への対策の推進		
④人身取引への対策の推進	関係法令の適切な運用	警察本部
	被害者の適切な保護	男女共同参画課 警察本部 関係各課
⑤インターネットを含むメディアにおける人権尊重	関係業界の自主規制のための情報提供	男女共同参画課
	効果的な法規制の整備についての国への働きかけ	男女共同参画課
	有害図書等の指定及び販売等の制限	少子化対策監室
	有害図書の点検活動	警察本部
	青少年のインターネットの適正利用の推進	少子化対策監室
	インターネット等の適正利用の推進	教育委員会
	フィルタリングサービスに関する講習会及び広報の実施	警察本部
インターネットカフェ立入状況の調査活動	警察本部	
⑥売買春への対策の推進	法律の周知を図るための積極的な広報・啓発	男女共同参画課 少子化対策監室 関係各課
	関係法令の適切な運用	警察本部
	教育や各種の広報による女性の人権尊重の意識啓発	男女共同参画課 関係各課
	相談・保護体制の整備	男女共同参画課 少子化対策監室 関係各課
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進		
①安心して相談できる体制の充実	専用電話相談「DVホットライン」をはじめとする女性相談支援センターにおける被害相談体制の充実	男女共同参画課
	各種広報誌やチラシ等を活用した女性相談支援センター等の相談窓口の周知	男女共同参画課
	職務関係者研修・DV相談員等育成研修の実施	男女共同参画課
	市町に対する配偶者暴力相談支援センターの設置の働きかけ等の実施	男女共同参画課
②被害者保護体制の充実・自立支援の推進	女性相談支援センターによる一時保護体制の充実	男女共同参画課
	一時保護等における広域的連携の推進	男女共同参画課
	住宅の確保への支援	男女共同参画課 建築住宅課
	中間施設の有効活用	男女共同参画課
	経済的自立への支援	男女共同参画課 関係各課

課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進		
②被害者保護体制の充実・自立支援の推進	メンタルヘルスケアの充実	男女共同参画課 関係各課
	警察、児童相談所等関係機関との連携、協力	男女共同参画課 警察本部 関係各課
③配偶者等からの暴力の防止・若年層への予防啓発の推進	人権尊重の視点に立った男女平等教育の推進	教育委員会
	加害者となることが多い男性への啓発の実施	男女共同参画課 障害保健福祉課
	暴力抑止相談・カウンセリングの実施	障害保健福祉課
	DV対応と児童虐待対応との連携強化	男女共同参画課 少子化対策監室
	若年層向けDV予防啓発セミナーの開催	男女共同参画課 教育委員会
④市町・関係機関等との連携及び被害者支援体制充実への働きかけ	市町担当者会議及び市町の被害者支援体制整備に向けた情報提供や研修の実施	男女共同参画課
	DV対応と児童虐待対応との連携強化	男女共同参画課 少子化対策監室
	民間団体等との協働や活動の支援	男女共同参画課
(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進及び被害者支援		
①相談等をしやすい体制と切れ目ない被害者支援の充実	いしかわ性暴力被害者支援センターによる相談からカウンセリングまでの一貫した支援の実施	男女共同参画課
	被害者の経済的負担軽減を図る公費負担制度の実施	男女共同参画課 警察本部
	相談員・医療機関・教員等を対象とした研修の実施	男女共同参画課
	被害少年カウンセリングアドバイザー（心理専門家）による職員への指導・助言	警察本部
	各種広報誌やイベント等を活用した性犯罪・性暴力に関する相談窓口の周知	男女共同参画課 警察本部
	捜査過程における二次被害等の防止	警察本部
	指定された警察職員による被害者の心情に配慮した適切な支援活動の実践	警察本部
②性犯罪・性暴力の当事者にならない教育・啓発の推進	子ども・保護者向け「性暴力被害 相談啓発リーフレット」の作成・配布	男女共同参画課
	学校等への性暴力被害に関する出前講座の実施	男女共同参画課
	性犯罪等の未然防止活動の推進	警察本部
	「若年層の性暴力被害予防のための月間」を活用した啓発活動	男女共同参画課
③関係機関との連携の強化	性暴力被害者支援に関する関係機関による連携推進会議等の開催	男女共同参画課 関係各課
④性に関する不法なケース等への対策	風俗環境浄化対策の推進	警察本部

課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、経済的な困難や、教育や就労の機会が得られないこと、地域社会での孤立など、さまざまな「生活上の困難」に陥りやすいことが懸念されています。

本県におけるひとり親世帯は平成9年以降概ね増加傾向にあり、その8割以上を母子世帯が占めています。(図表48) 母子世帯は、育児等との両立などの面からパート・アルバイトといった非正規雇用になりがちであり、年間世帯収入で300万円未満の世帯が約半数であるなど、子育てをひとりで担いながら経済的な困難に陥る可能性に直面している状況がうかがえます。(図表49、50) また、父子世帯においても、ひとりで仕事も育児も両立していかなければならない困難に直面しています。

このため、母子世帯の実情に応じた就職支援など自立のための支援の充実や、ひとり親家庭の母子や父子が安心して暮らすことができるよう生活環境の整備を図る必要があります。

また、経済的な困難を抱える子育て家庭において、経済状況等により子どもの修学機会に差が生じないよう支援を図ることも重要です。

一方で、本県の人口に占める65歳以上の高齢者は、約3割となっており、今後も増加傾向にあるとともに、ひとり暮らしの高齢者の増加が予測されています。(図表51、52)

高齢者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるために、高齢期の男女が共に社会の担い手として活躍できるよう社会参画の機会を拡大するとともに、地域における支え合いを推進していく必要があります。また、介護サービスの質の向上や、一人ひとりの状況に応じて選択できる介護サービスの基盤整備が必要です。

障害のある人においても、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、その機会の確保及び自立への支援の充実を図る必要があります。

また、外国人住民が日本人と同等の行政サービスを受けられるよう多言語での情報提供や相談体制を充実させ、安全・安心に生活できるよう支援するとともに、外国人住民と共生・交流する地域づくりに向けた支援を図る必要があります。

性的少数者においては、社会において十分に認識、理解されていないため、当事者が自分らしく生活することに困難を伴っています。このため、県民一人ひとりが性的少数者について正しい理解や認識を深め、偏見・差別を解消することが大切です。

また、大規模災害等の非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事や育児などの家庭的責任に対する負担が女性に集中するほか、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといった問題が明らかになっています。災害対策においては地域社会の果たす役割や男女のニーズの違いを把握することの重要性があらためて認識されており、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた対策を推進する必要があります。

さらに、地域の各種団体や企業等との連携を通じ、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

(1) 生活困難を抱える子育て家庭への支援

①ひとり親家庭の自立支援と生活環境の整備

家庭環境等に配慮したきめ細かい就職支援などの自立支援とひとり親家庭等の生活の安定を図るための各種支援対策の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援を行います。

②経済的困難を抱える子育て家庭への支援

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る取組を進めます。

経済的理由により高校、大学等への進学が困難な者に対し、就学支援金や返済義務のない給付型奨学金を支給するとともに、学資の貸与を行い修学機会の確保を図ります。

また、生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援を行います。

(2) 高齢者の自立した生活に対する支援

①高齢者の就業と社会参画の促進

高齢者が意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働き続けることができる条件整備を図ります。高齢者が豊かな経験と知識を活かし、NPO活動・ボランティア活動に参加できるよう、環境の整備を進めます。

②地域における支え合いの推進

高齢者が安心して生活を営むことができるよう、地域での見守り体制等の充実を図ります。

また、高齢者等の身近な地域における独自の支援体制として、地域に根ざしたボランティアの育成を図ります。

③サービス提供体制の充実

高齢者が住み慣れた地域や家庭での生活を継続できるようにするとともに、介護する家族の負担軽減を図るため、居宅サービスや地域密着型サービスなど在宅生活を支えるサービスの導入を推進します。

在宅医療・介護連携体制整備の推進に向け、コーディネーター等に対する研修会を開催するほか、広域的な連携の場を設け、課題解決や情報共有、ネットワークの構築を支援します。

また、介護保険施設等についても、計画的な整備や、個室ユニット化など個人の尊厳確保等に配慮した整備を進めます。

④サービスを支える人材の確保と資質の向上

多様化する利用者のニーズを踏まえ、良質かつ適切な福祉サービスを提供するために、人材の確保として学卒就職者の確保、他分野からの就業促進、潜在介護・福祉人材の再就業促進、就業者の定着促進、また、人材の養成と資質の向上として、職員向け研修、経営者・施設管理者向け研修に取り組みます。

(3) 障害のある人の自立支援と生活環境の整備

自立支援と生活環境の整備

令和元年10月に施行された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も地域において共に支え合いながら共生する社会の実現を目指して、取組を進めます。

(4) 外国人が共生できる生活環境の整備

①多言語での情報提供や相談体制の充実

外国人住民が本県で生活していくうえで必要な情報等を多言語に翻訳するなど、理解しやすい情報提供を充実するとともに、全県的に相談窓口の設置等を推進します。

また、日本語の学習機会を提供するとともに日本語指導ボランティアを育成します。

②居住、教育、医療、労働、防災、交通等の生活支援

民間賃貸住宅への入居支援や、学校生活への円滑な適応のための入学時相談、外国出身の母親の育児支援、多言語対応医療機関の情報提供、労働環境の整備、防災ガイドブックの作成、災害時通訳ボランティアの育成等を通して、外国人住民が地域で安全・安心な暮らしを営めるよう総合的な支援に努めます。

また、配偶者等から暴力を受けた外国人被害者に支援情報が適切に届くよう情報提供に努めます。

③外国人と共生・交流する地域づくり

外国人住民の人権を尊重し、地域住民の外国人や外国文化に対する理解促進を図るとともに、外国人住民に対しても日本の慣習や文化への理解促進を図ります。

また、外国人住民が地域社会の一員として主体的に活動に参加できるように支援を行うとともに、外国人同士によるネットワークづくりの促進に努めます。

これらにより、外国人住民と地域住民がともに生き生きと安心して暮らせる多文化共生の社会づくりを推進します。

(5) すべての人に配慮した社会づくりの推進

①バリアフリー社会の推進

高齢者や障害のある人を含むすべての人が安全で快適な生活を営み、あらゆる分野の活動に平等に参加できる障壁のない社会づくりを推進します。

②性的少数者への配慮

性的少数者について正しい理解や認識を深めることができるよう、民間団体等とも連携して、県民に向けた幅広い周知・啓発を推進するとともに、公務員や教員が性的少数者について正しく認識し、適切な助言・指導を行うことができるような研修を実施します。

(6) 災害対策における男女共同参画の推進

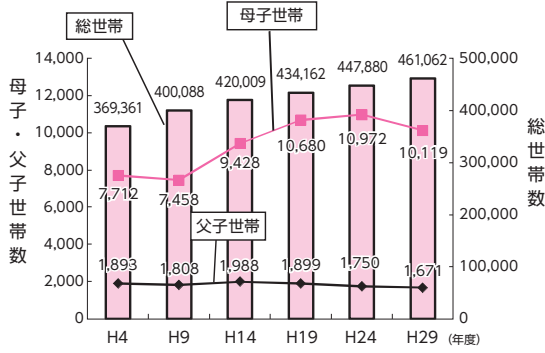
男女共同参画の視点を踏まえた災害対策

災害時に生じる諸問題の解決に向け、男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対する研修の実施などの諸活動を展開するほか、市町に対して同様の取組を促していきます。

また、災害時には、女性被災者の困りごとやニーズを聞き取るため、女性専用の相談窓口を設置し、災害対策本部へ情報提供を行うとともに、避難所運営等において配偶者等からの暴力(DV)や性被害・性暴力の防止など安全・安心の確保が図られるよう、働きかけを行います。

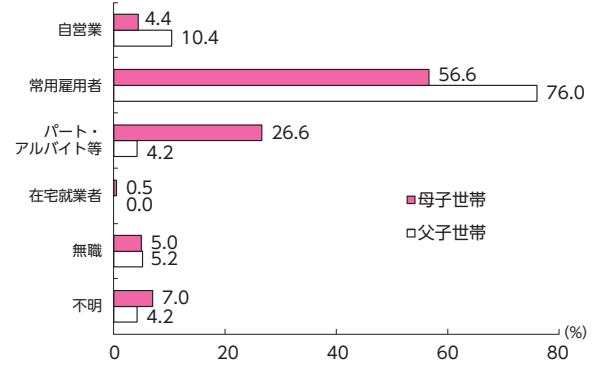
さらに、地域の各種団体や企業等との連携を通じ、男女共同参画の視点を踏まえた地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。

図表48 母子世帯及び父子世帯の推移（石川県）



資料：「ひとり親家庭・子育て家庭実態調査報告書」（少子化対策監室）

図表49 母子世帯及び父子世帯の就業状況H29（石川県）



資料：「ひとり親家庭・子育て家庭実態調査報告書」（少子化対策監室）

図表50 ひとり親世帯の年間総収入の状況H29（石川県）

単位：%

	100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600万円以上	不明
母子世帯	2.4	6.9	9.7	15.5	12.0	15.4	7.4	2.0	2.0	26.8
父子世帯	7.3	2.1	2.1	11.5	6.3	26.0	17.7	5.2	6.3	15.6

資料：「ひとり親家庭・子育て家庭実態調査報告書」（少子化対策監室）

計29.3%

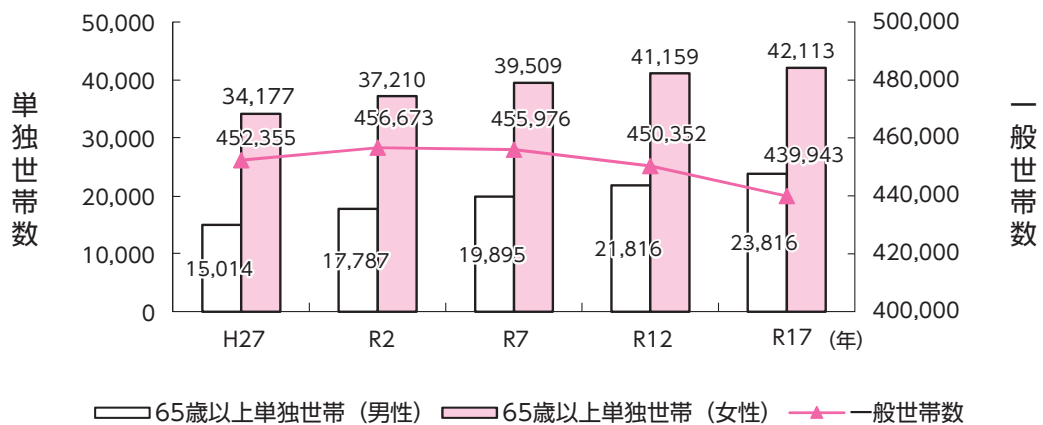
計46.5%

図表51 高齢者人口の推移・将来推計（石川県）

年度	H27 (実績値)	R2	R7	R12	R17	R22	R27
推計人口 (単位：千人)	1,154	1,133	1,104	1,071	1,033	990	948
その他人口 (単位：千人)	833	794	761	728	688	635	595
老年人口 (単位：千人)	321	339	343	343	344	355	353
高齢化率 (単位：%)	27.8	29.9	31.1	32.0	33.3	35.9	37.2

資料：H27は「国勢調査」（総務省統計局）
R2以降は国立社会保障・人口問題研究所

図表52 65歳以上の単独世帯の推移・将来推計（石川県）



資料：「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」
(2019年度推計) (国立社会保障・人口問題研究所)

課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) 生活困難を抱える子育て家庭への支援		
①ひとり親家庭の自立支援と生活環境の整備	母子・父子福祉センターの運営	少子化対策監室
	就業相談から情報提供までの一貫した就業支援	少子化対策監室
	就業に必要な技能や資格を取得するための給付金・貸付制度	少子化対策監室
	準備講習付き公共職業訓練の実施	少子化対策監室
	就業支援員の配置	少子化対策監室
	児童扶養手当の支給	少子化対策監室
	母子父子寡婦福祉資金の貸付	少子化対策監室
	ひとり親家庭等医療費の助成	少子化対策監室
	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の助成	少子化対策監室
	ひとり親家庭への家庭生活支援員・学習支援事業の実施	少子化対策監室
	交通災害等遺児に対する支援	少子化対策監室
	母子父子自立支援員による相談の実施	少子化対策監室
	母子・父子福祉センターにおける一般相談・養育費相談・特別相談の実施	少子化対策監室
②経済的困難を抱える子育て家庭への支援	就学支援金制度、奨学のための給付金制度、奨学金制度の実施	教育委員会
	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施	厚生政策課
(2) 高齢者の自立した生活に対する支援		
①高齢者の就業と社会参画の促進	高齢者雇用促進のための啓発及び各種支援制度の周知	労働企画課
	NPO活動・ボランティア活動の普及啓発	県民交流課 厚生政策課
	ボランティアコーディネーターの養成	厚生政策課
	老人クラブ会員相互の交流促進の支援	長寿社会課
	社会貢献している老人クラブの顕彰と活動事例集の作成	長寿社会課
	県民大学校の充実等学習機会の提供	教育委員会
	(公社)石川県シルバー人材センター連合会と連携したシルバー人材センター事業の実施	労働企画課
②地域における支え合いの推進	老人クラブによる高齢者福祉ボランティア活動の推進	長寿社会課
	老人クラブが行う地域における仲間づくりの推進	長寿社会課
	地域見守りネットワークの推進	長寿社会課
③サービス提供体制の充実	身近な相談窓口の整備充実	長寿社会課
	地域密着型サービスなど在宅生活を支える介護サービスの拡充	長寿社会課

課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(2) 高齢者の自立した生活に対する支援		
③ サービス提供体制の充実	高齢者向け住宅の整備充実	建築住宅課
	在宅医療・介護連携体制整備の推進に向けたコーディネーター等に対する研修会の開催	長寿社会課
	在宅医療・介護連携体制整備の推進に向けた広域的な連携の場の提供	長寿社会課
	介護保険施設の計画的な整備及び個室ユニット化の推進	長寿社会課
④ サービスを支える人材の確保と資質の向上	就業者の参入促進対策による人材確保	厚生政策課
	就業者の定着促進対策による人材確保	厚生政策課
	研修の充実による人材の資質向上	厚生政策課
(3) 障害のある人の自立支援と生活環境の整備		
自立支援と生活環境の整備	身体に障害のある方のための県政学習バスの運行	男女共同参画課
	障害に対する理解の促進	障害保健福祉課
	障害のある人の働く場の確保と生活の安定	障害保健福祉課
	障害福祉サービス等の充実	障害保健福祉課
	情報バリアフリーと意思疎通支援の充実	障害保健福祉課
	障害者職場実習、職場適応訓練制度の実施	労働企画課
	心身障害者就業資金貸付金制度の実施	労働企画課
(4) 外国人が共生できる生活環境の整備		
① 多言語での情報提供や相談体制の充実	ホームページ等各種行政情報の多言語化	国際交流課
	通訳・翻訳ボランティアの育成	国際交流課
	外国人住民のための生活・法律相談の実施	国際交流課
	地域における日本語教育の推進（日本語教室の実施、日本語指導ボランティア養成講座の実施等）	国際交流課
	ポリスヘルプラインによる外国人犯罪被害相談の実施	警察本部
② 居住、教育、医療、労働、防災、交通等の生活支援	外国人や子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進	建築住宅課
	外国人住民のための生活・法律相談の実施	国際交流課
	外国人出身の母親の育児等を支援するための通訳派遣	少子化対策監室
	外国語が通じる医療機関の情報提供	医療対策課
	防災ガイドブックの作成、災害時語学サポーターなどの通訳ボランティアの育成	国際交流課
	英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語による運転免許学科試験の実施	警察本部

課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(4) 外国人が共生できる生活環境の整備		
②居住、教育、医療、労働、防災、交通等の生活支援	配偶者等からの暴力の相談機関について多言語パンフレットによる情報提供 (5カ国語：英・中国・ポルトガル・タガログ・韓国語)	男女共同参画課
③外国人と共生・交流する地域づくり	外国人住民、県民が参加する交流イベントの開催	国際交流課
	国際理解講座の実施	国際交流課
	外国人の人権に関するセミナー等の実施	総務課 (人権推進室)
(5) すべての人に配慮した社会づくりの推進		
①バリアフリー社会の推進	県民への普及・啓発	厚生政策課 関係各課
	福祉用具の開発・普及	厚生政策課
	民間・公共施設等のバリアフリー化の推進	厚生政策課 関係各課
②性的少数者への配慮	県民への周知・啓発	総務課 (人権推進室)
	正しい認識の取得を目的とした公務員や教員に対する研修の実施	総務課 (人権推進室)
(6) 災害対策における男女共同参画の推進		
男女共同参画の視点を踏まえた災害対策	市町地域防災計画や避難所運営マニュアル等の整備促進・防災体制の充実	危機対策課
	災害時における男女共同参画の視点の必要性の啓発	危機対策課 男女共同参画課
	災害時における女性専用相談窓口の設置	男女共同参画課
	災害時の避難所運営における女性等への暴力の防止のための働きかけ	男女共同参画課
	相談業務の充実、防犯指導・広報、避難所及びその周辺の警戒	警察本部
	女性防災士等の育成のための研修開催及び受講支援	危機対策課

課題7 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

これまで、「生涯を通じた女性の健康支援」については、周産期医療の体制整備、不妊治療費助成事業の実施、不妊や妊娠に関する相談体制の整備、女性特有のがん（子宮がん、乳がん等）等の正しい知識と検診に向けての普及啓発などさまざまな取組を実施してきました。また、健康をおびやかす問題（性感染症、低体重（やせすぎ）・肥満、喫煙・飲酒）についても、学校教育や地域等において予防・防止対策や正しい知識の理解促進を図っています。

一方、スポーツ分野においては、女性アスリートが女性特有の課題に悩むことなく、健康で活躍できる環境の整備が重要です。

女性も男性もお互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、相手への思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。特に女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があることに、男女とも留意する必要があります。

こうしたことから、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」^(*6)の視点が重要であり、その視点に立って、男女の、特に女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る必要があります。

【施策の方向】

（1）女性の健康づくりの支援

①生涯を通じた健康づくりの支援

女性が生涯にわたって心身とも健康に過ごすため、性差に応じた的確な保健・医療が受けられるよう、性差医療についての知識の普及を図ります。

子どもからお年寄りまで全世代を通じて、運動習慣の定着や身体活動量の増加に取り組むとともに、正しい食生活の理解促進と実践の支援など生活習慣の改善を推進します。また、性と生殖の健康・権利に関する意識を広く社会に浸透させ、県民が正しい知識・情報を得、認識を深めることができるよう努めます。

②子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進

女性特有のがん（子宮がん、乳がん等）や骨粗しょう症を予防するため正しい知識について啓発普及を図ります。また、がん検診を受けやすい体制整備を推進します。

③性に関する適切な教育・啓発・相談の推進

学校教育においては児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を進めます。また、県民を対象とした女性のための相談事業の充実を図ります。

*6 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高の水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

(2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援

①妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実

妊娠期からの母子の健康を確保するため市町や関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行うとともに、若年・未婚・多胎等の妊娠出産育児において困難を抱える家庭に対しては、妊娠初期からの継続した支援を実施します。また、望まない妊娠など、妊娠を継続するかどうかの悩みに対する専門の電話・メール・SNS相談を実施します。さらに、不妊に悩む方への支援の充実を図ります。

②周産期・小児医療体制の充実

母子の健康や医療の不安の解消に向けて、ハイリスク出産の増加傾向に対応した高度周産期医療体制の充実・強化を図るとともに、地域の産科、小児科医等の確保に向けた取組などを推進します。

(3) 女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進

①性感染症対策の推進

HIV（エイズ）、梅毒をはじめとする性感染症についての正しい知識の普及を図るとともに、患者、感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう積極的な啓発活動を行います。

②低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙・飲酒等の影響対策の推進

健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、母親の低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙などとの関連について普及啓発し、妊娠初期からの健康管理や保健指導の充実を図ります。

また、未成年者の喫煙・飲酒の防止や家庭などにおける受動喫煙の防止については、家庭、学校、地域が協力して取り組みます。

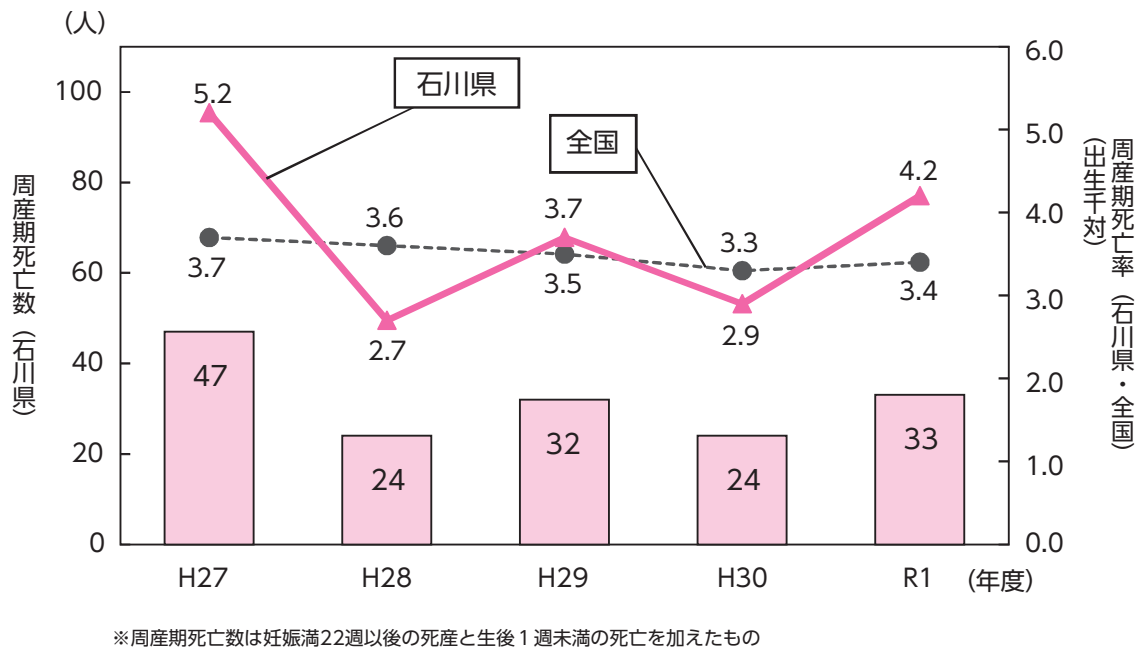
社会全体に悪影響を与える薬物乱用については、薬物の影響に関する正しい知識普及と防止対策の強化及び薬物依存者の社会復帰を図ります。

(4) 女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境の整備

女性アスリートの特有の課題についての理解促進

女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足・運動性無月経・骨粗しょう症）や妊娠・出産等のライフイベントなど選手生命に大きな影響を及ぼす課題について、女性アスリートや指導者に対する啓発を図ります。

図表53 周産期死亡数・死亡率の推移



図表54 がん検診受診者数・率及び発見された早期がんとその割合 (石川県)

区分	性別	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	がん発見数 (人)	早期がん (人)	早期がん割合 (%)
子宮がん	女	285,810	35,905	※21.8	11	2	18.2
乳がん	女	248,103	29,158	※21.6	95	49	51.6
胃がん	女	248,103	28,845	11.6	26	16	61.5
	男	160,013	18,528	11.6	73	49	67.1
大腸がん	女	248,103	43,717	17.6	60	27	45.0
	男	160,013	25,584	16.0	76	49	64.5
肺がん	女	248,103	50,556	20.4	25	13	52.0
	男	160,013	30,790	19.2	38	15	39.5

※ (前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 前年度及び当該年度における2年連続受診者数) / (当該年度の対象者数) × 100

※市町が実施しているがん検診結果 (平成30年度) により算出

資料：石川県生活習慣病検診等管理指導協議会における課題検討結果報告 (R1)

課題7 生涯を通じた女性の健康支援

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) 女性の健康づくりの支援		
①生涯を通じた健康づくりの支援	女性診療科による性差医療の実施	医療対策課
	「いしかわスポーツマイレージ」アプリ活用などによる運動習慣の定着のための啓発	スポーツ振興課
	「いしかわヘルシー&デリシャスメニュー」等の普及啓発による食生活改善の支援	健康推進課
	各種健康診査の精度向上	健康推進課
	広報誌・啓発冊子による広報・啓発	男女共同参画課 関係各課
②子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進	がん検診の受診率向上のための普及啓発	健康推進課
	子宮がん、乳がん検診の広域的な実施体制の整備	健康推進課
	カルシウムに富む食品の摂取促進などの食生活改善の普及啓発	健康推進課
③性に関する適切な教育・啓発・相談の推進	学校教育活動全体を通じた性に関する指導の充実	教育委員会
	女性なんでも相談等相談事業の実施	男女共同参画課
(2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援		
①妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実	妊娠初期からの一貫した健康管理の推進	少子化対策監室
	若年、未婚、多胎等妊娠出産育児に困難を抱える家庭等への支援	少子化対策監室
	妊娠に関する専門相談窓口を設置し、妊娠に悩む女性を支援	少子化対策監室
	不妊相談と不妊治療費の助成	少子化対策監室
②周産期・小児医療体制の充実	周産期医療体制の充実・強化（いしかわ総合母子医療センター）	地域医療推進室
	産科・小児科医等の確保に向けた取組の実施	地域医療推進室
	小児救急電話相談の実施	地域医療推進室
	「子どもの救急ガイドブック」による子どもの急病時の対処法や適正受診についての普及啓発	地域医療推進室
(3) 女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進		
①性感染症対策の推進	HIV／エイズ、梅毒をはじめとする性感染症についての正しい知識の普及のための講演会等の実施	健康推進課
	学校における教育の推進	教育委員会
	HIV／エイズ、梅毒をはじめとする性感染症の予防と相談検査体制の整備	健康推進課
②低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙・飲酒等の影響対策の推進	産科医療機関と連携した妊娠初期からの継続した保健指導や支援の充実	少子化対策監室
	喫煙・飲酒の女性に及ぼす影響についての広報・啓発	健康推進課 障害保健福祉課
	喫煙・飲酒の影響対策推進のための児童生徒への指導	教育委員会
	薬物乱用防止推進のための街頭キャンペーンの実施や情報メディアを活用した啓発の推進	薬事衛生課
	薬物乱用防止推進のための学校における教育の推進	教育委員会 警察本部
	薬物依存者の社会復帰を図るための薬物相談窓口の設置	薬事衛生課
(4) 女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境の整備		
女性アスリートの特有の課題についての理解促進	女性アスリートの特有の課題についての啓発の推進	スポーツ振興課

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

課題8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現を阻害している要因には、人々の意識の中に固定的な性別役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定的な見方（以下、「性差に関する偏見」という。）があると考えられます。このような意識や固定観念は、幼少の頃から家庭・学校・地域社会の中で長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在するものです。最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映して、休校や外出自粛などで増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、DVや性暴力が増加する懸念があることなどジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化しました。

社会の意識が変わり固定観念にとらわれなくなることで、女性も男性も一人ひとりが、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きることにつながっていきます。

男性が、主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに、家事・育児・介護等の多様な経験を得ることや、自己啓発等にかかる時間を確保することは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど、自身の才能発揮につながり、男性自身にとっても有用であると考えられます。男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、男女が共に社会責任と家庭責任を担うことで、あらゆる場面で活躍するチャンスが広がることや、男性にとっても個性と能力を発揮できる社会であることなどについて、男性や若い世代の理解を促進し、意識改革を進める必要があります。

さらに、行政はもとより企業や各種団体等に対して女性の能力を活用することや男女共同参画を進めることの意義についての理解を促進し、意識のチェンジを進めることが重要です。

また、メディアにおいて、性別に基づく固定的な役割分担にとらわれない男女の多様なイメージを伝えることや、情報を得る者がメディアからの情報を無批判に受け入れることなく主体的に読み解いていく能力を身につけることが大切です。

人権意識や男女平等観を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要です。

学校教育は、憲法及び教育基本法の本質にのっとり、男女が平等で、相互に協力する社会づくりに向けて、男女平等意識を高める大きな役割を担っています。このため、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性についての指導を引き続き充実するとともに、男女が共に社会の一員としての役割を果たしつつ、それぞれの個性や能力を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるようにすることが大切です。そのため、学校教育等において生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力等を培うことが重要であり、一人ひとりの適性や能力を尊重した教育を進める必要があります。

また、家庭における親のしつけや教育に対する姿勢、生活習慣等は、子どもの心や行動に大きな影響を与えます。家族の一人ひとりが平等であり、家事・育児などの家庭生活は男女が共に担うものであるという認識に立った家庭教育が大切です。

さらに、地域においても男女が共に社会のあらゆる分野に参画していくための意識を育む教育・学習機会の充実を図ることが大切です。

【施策の方向】

(1) わかりやすい男女共同参画の広報・啓発活動の推進

①わかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動の推進

男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、対象やテーマ、地域、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動を積極的に展開します。

その際は、男女共同参画に関する認識やその意義について、正しく理解されるよう留意するとともに、それらが定着するよう努めます。

②行政、企業・団体等への啓発推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進していくため、県及び市町の職員の意識改革に取り組みます。

企業や各種団体等の研修に男女共同参画に関するテーマを取り入れ、社員等の意識啓発を行うよう理解と協力を求めます。

また、企業等の男女共同参画推進の取組事例の収集及び情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、企業等に対して育児休業等の取得や長時間労働削減などに向けた啓発を行うことにより、家庭・地域等へ男性が参画しやすい職場環境づくりを進めます。

③メディア・リテラシーの向上

人々に与える影響が大きいインターネットをはじめさまざまなメディアからの情報に対して主体的に判断できる能力の育成を図ります。

④県の発行する広報等刊行物の表現の配慮

県が発行する広報や刊行物などについて、固定的な性別役割分担表現や不平等な表現になっていないかを男女共同参画の視点で点検し、必要な見直しを行います。

(2) 男性や若い世代の男女共同参画の理解促進

男性や若い世代の男女共同参画の理解促進

男女共同参画の啓発に当たっては、男性や若い世代の関心が高い分野を取り上げ男女共同参画についての理解を促進し意識の改革を進めます。

また、男性が家庭、地域へ参画できるよう、男性が関わることの大切さや意義などの啓発を進めるとともに、男性の取組事例の発掘及び情報提供を行います。

さらに、男性が家事や育児、介護等に参画することや、介護休業・休暇を取得することに対する周囲（女性、地域、職場等）の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画できるよう、必要な広報・啓発活動等を行います。

加えて、若い世代が性別にとらわれることなく、主体的に進路や職業を選択する能力を身に付けられるよう、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供します。

(3) 学校における男女平等教育の推進

①初等中等教育における男女平等教育の推進

次代を担う子どもたちがその個性と能力を発揮できるよう、子どもたちから、男女の協力、思いやりや将来の生き方など男女共同参画の理解を促進します。

男女が共同して社会に参画することや、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などを、学校教育の全般にわたり、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の視点に立った男女平等教育の充実に努めます。

また、家庭生活は男女が共同で担うものであることの理解を進めるとともに、生活者としての自覚を持ち、あらゆる場面で自己決定ができるよう、職業意識の育成や保育・介護等の体験などの視点も取り入れ、指導内容・方法の工夫・改善を行います。

②教職員研修の充実

児童生徒が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、学校長をはじめとする教職員の研修等の実施に取り組みます。

③進路指導の充実

児童生徒一人ひとりが、主体的に進路を選択する能力を身につけることができるように指導します。

また、保護者や進路指導の担当教員等に対し、女性が高等教育を受けることのほか、理工系分野への女性の参画や保育士等への男性の参画など、男女いずれかが少ない職業について、仕事内容や働き方への理解を促進します。

④高等教育における男女平等教育・研究の振興

高等教育機関に対しては、教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう働きかけを行うとともに、男女共同参画社会の形成に資する研究成果について、学校教育や社会教育における活用を促進します。

また、大学生など次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な生き方や働き方を選択することができるよう、男女共同参画意識の醸成を図るための機会を提供します。

(4) 家庭における男女共同参画教育の推進

①男女平等意識を育てる家庭教育の推進

男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような人間形成を図るため、家庭教育に関する学習機会を提供します。

②家庭教育に関する相談体制の充実

家庭や家族を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を抱える親に対しての支援として、相談体制の充実に努めます。

(5) 地域における男女共同参画学習・教育の推進

①男女共同参画社会の形成をねらいとした学習機会の充実

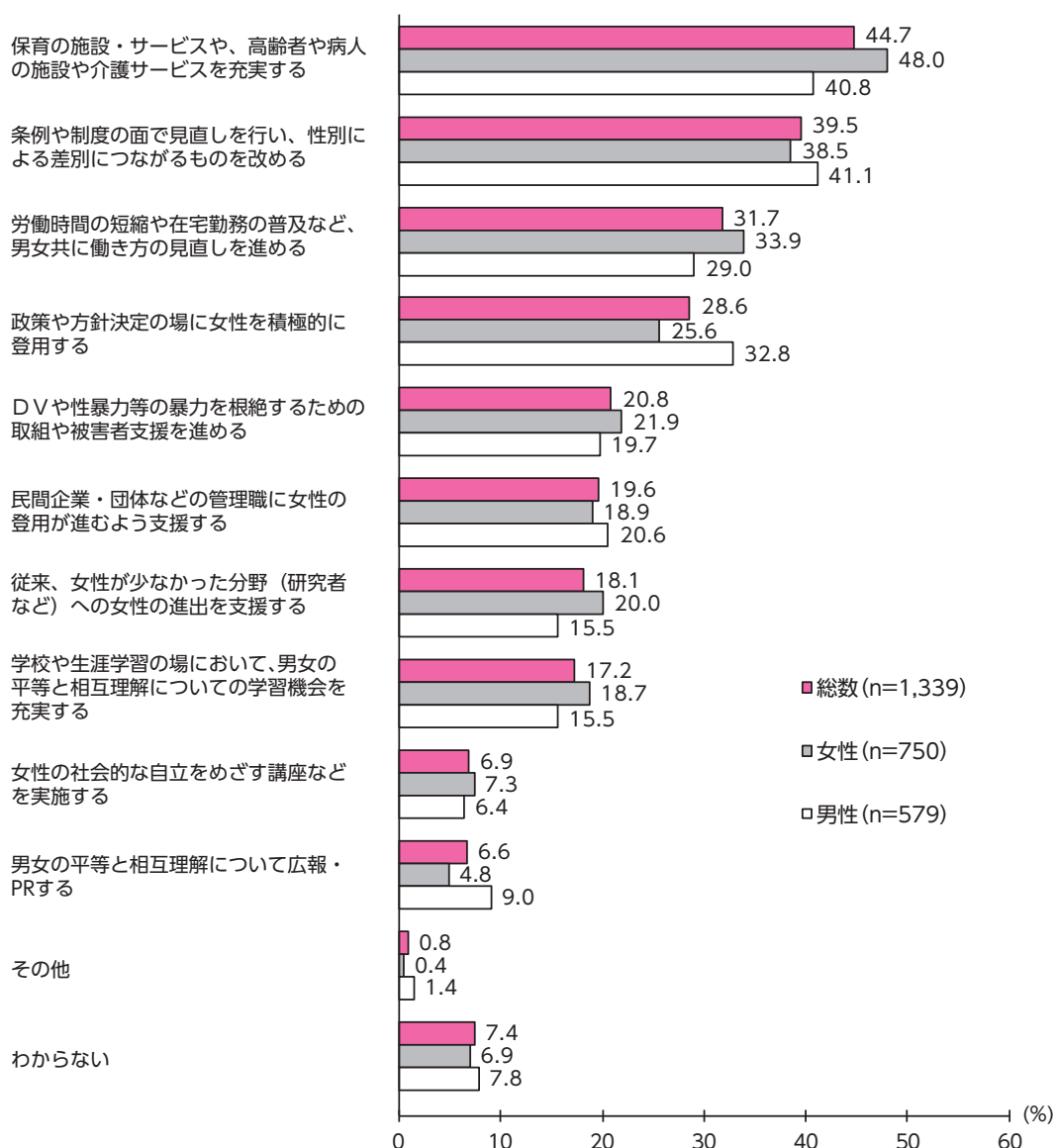
男女共同参画社会の形成を目指して、男女が共に多様な能力を発揮し、社会のあらゆる分野へ参画していけるよう、学習機会の充実に努めます。

また、地域・家庭等へ男性が参画することの重要性について、広報・啓発を推進します。

②指導者の養成・確保

男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画に関する諸問題についての理解を深め、男女が共に地域や職場などにおける活動に参画していけるよう、学習活動や地域活動において指導、助言できる指導者の養成を図ります。

図表55 男女共同参画社会の実現のために行政に対して望むこと



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

課題8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) わかりやすい男女共同参画の広報・啓発活動の推進		
①わかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動の推進	男女共同参画を推進するための総合的拠点施設としての女性センターの整備・充実	男女共同参画課
	「男女共同参画週間」「人権週間」「農山漁村男女共同参画推進大会」等、多様な機会を通じた広報・啓発	男女共同参画課 関係各課
	マスメディア等多様な媒体による広報・啓発活動の実施	男女共同参画課 関係各課
	男女共同参画に関する法令や県の計画についての広報・啓発活動の実施	男女共同参画課
②行政、企業・団体等への啓発推進	人権の尊重や男女共同参画に関する研修の充実	男女共同参画課 関係各課
	企業等における男女共同参画を推進する取組事例の収集及び情報提供	男女共同参画課
	企業等における男性の家事・育児・介護等の家庭参画促進に向けた取組の推進	男女共同参画課 少子化対策監室
	(公財) いしかわ女性基金による啓発事業の充実	男女共同参画課
	企業や各種団体等が行う意識啓発や各種活動の支援	関係各課
セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	男女共同参画課 労働企画課	
③メディア・リテラシーの向上	学校教育、社会教育を通じた情報教育の推進	教育委員会
④県の発行する広報等 刊行物の表現の配慮	県広報・刊行物の見直しについて、庁内連絡会議等を通じて要請	男女共同参画課
(2) 男性や若い世代の男女共同参画の理解促進		
男性や若い世代の男女共同参画の理解促進	男性や若い世代を対象に男女共同参画の意義を理解するための広報啓発活動、学習機会の提供	男女共同参画課
	男性の家事・育児・介護等の家庭生活や地域への参画を推進するための啓発及び好事例の発掘・情報提供の実施	男女共同参画課 少子化対策監室 関係各課
	若い世代を対象としたライフキャリア教育の実施	男女共同参画課
	各種啓発事業への男性や若い世代の積極的な参加促進	男女共同参画課
(3) 学校における男女平等教育の推進		
①初等中等教育における男女平等教育の推進	男女共同参画に関する副読本等による男女平等教育の推進	男女共同参画課 教育委員会
	人権尊重の視点に立った男女平等教育の推進	教育委員会
②教職員研修の充実	教職員の基本研修、専門研修、特別研修などあらゆる研修機会の活用	教育委員会
	男女共同参画に関する副読本及び活用の手引きの作成	男女共同参画課 教育委員会
③進路指導の充実	職業ガイダンスや在り方生き方教育の充実	教育委員会
	男女のいずれかが少ない分野への進路選択の促進を含む啓発事業の実施	男女共同参画課
④高等教育における男女平等教育・研究の振興	男女共同参画社会の形成に資する研究成果の活用	男女共同参画課
	男女共同参画に関するワークショップの開催	男女共同参画課
(4) 家庭における男女共同参画教育の推進		
①男女平等意識を育てる家庭教育の推進	家庭教育テレビ番組等による学習機会の提供	教育委員会
②家庭教育に関する相談体制の充実	家庭教育電話相談、家庭教育カウンセリングの実施	教育委員会
(5) 地域における男女共同参画学習・教育の推進		
①男女共同参画社会の形成をねらいとした学習機会の充実	男女共同参画学習の機会提供	男女共同参画課
	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課
	公民館等の社会教育施設における学習機会の提供	教育委員会
	各種啓発事業への男性の積極的な参加促進	男女共同参画課
②指導者の養成・確保	男女共同参画学習の機会提供	男女共同参画課
	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	男女共同参画課

課題9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実

【現状と課題】

「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、各分野の男女平等感について、社会全体として「平等である」と回答した人の割合はわずか11.6%にとどまっています。また、「政治の場」や「職場の中」などでは、男女とも、男性が優遇されていると思っている人の割合が平等であると思っている人の割合を上回り、不平等感が残っています。(図表56)

これは、依然として残っている固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見やさまざまな社会制度・慣行が要因であると考えられます。

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が社会のあらゆる分野に参画する機会が確保されるためには、男女の社会における活動の選択に対して中立的な制度や慣行を構築することが不可欠です。このため、男女共同参画社会の実現に向けて、社会制度の全般について必要に応じて見直していくことが求められます。

また、働くことを希望するすべての人が、仕事と家事、育児・介護等の家庭生活などを両立できるようにすることは必要不可欠です。

「男女共同参画に関する県民意識調査」では、「男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと」として、保育・介護サービスの充実との回答が男女ともに多くなっています。(図表28)

このため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進とともに、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援を一層充実していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 男女共同参画に関する相談体制及び調査・研究の充実

①男女共同参画苦情処理制度等の相談体制の充実

男女共同参画苦情処理機関^(*)の制度の一層の周知を図るとともに苦情に対して適切な処理を行います。また、女性に対する相談体制の充実及び関係相談窓口との連携強化に努めます。

②定期的な意識調査・実態調査の実施及び情報の収集

男女共同参画に関する県民意識や女性を取り巻く現状を客観的に把握するため、定期的な意識調査や実態調査を実施します。

③県民、市町、企業、団体等への情報の提供

国や市町、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物を幅広く収集・整理し、県民へ提供します。

特に市町に対しては、男女共同参画計画に基づいた各種施策が効果的に行われるよう、男女共同参画に関する情報提供等の支援を行います。

※7 男女共同参画苦情処理機関（県男女共同参画推進条例第13条に基づく機関）

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

① 幼児教育・保育サービスと放課後対策の充実

子育て家庭のさまざまなニーズに対応するため、延長・夜間保育、休日保育、病児・病後児保育などの多様な幼児教育・保育サービスの充実を図るとともに、子どもの就学後の保育ニーズに切れ目なく対応するため、放課後対策の充実を図り、子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。

また、幼児教育・保育サービスの安定的な提供と今後を担う人材の確保のため、新規資格取得者の確保や離職者の現場復帰、保育士・保育教諭の負担軽減等の取組を進めるほか、保育士・保育教諭や放課後児童支援員等への研修を実施し、職員の資質・専門性の向上に向けた取組を支援します。

② 子育てに関する相談支援体制等の充実

子育てに関する不安・悩みの解消に向けて、保育所や認定こども園等で育児相談や育児体験、一時預かりを実施するほか、子育て支援プランの作成を関係者が連携して行うなど、それぞれの家庭の子育ての状況に応じた子育て支援の取組を進めます。

また、地域の身近なところで子育て支援サービスの情報提供や利用相談ができる体制の充実を図ります。

③ 子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成

地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに向けて、高齢者・地域ボランティア、NPOなど地域活動団体の相互交流を促進するとともに、ネットワークの構築を図ります。

また、企業等による子育て支援活動を促進します。

④ 子育てを支援する生活環境等の整備

妊産婦や子育て世帯が安全で安心して生活できるまちづくりの推進に取り組みます。

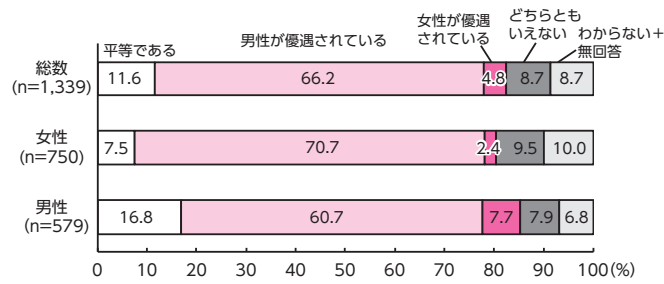
⑤ 介護支援策の充実

住み慣れた地域や家庭における継続かつ安定した生活の確保を目指し、医療と介護の連携のとれた支援体制の整備に取り組みます。

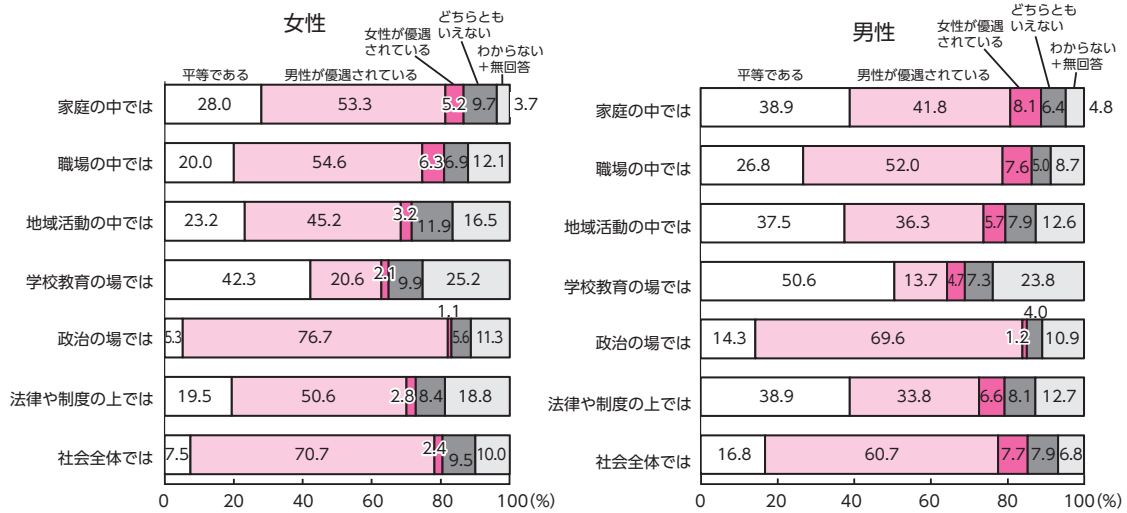
また、地域において生活全般にわたる公的なサービスの充実と多様な主体が支え合う地域社会づくりに取り組むなど、介護に関わる方々の負担軽減に向け、「課題6 (2) 高齢者の自立した生活に対する支援」の関連施策の充実を図ります。(P68)

図表56 男女の地位の平等感

< 男女の地位の平等について (社会全体では) >



< 項目別 >



※「男性が優遇されている」は、調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したものの。
 「女性が優遇されている」は、調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したものの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

課題9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) 男女共同参画に関する相談体制及び調査・研究の充実		
①男女共同参画苦情処理制度等の相談体制の充実	男女共同参画苦情処理機関の周知と適切な処理	男女共同参画課
	女性に関するあらゆる相談に対応できる体制の充実	男女共同参画課
	関係相談窓口の連携強化	男女共同参画課 関係各課
②定期的な意識調査・実態調査の実施及び情報の収集	男女共同参画に関する県民意識調査の定期的な実施	男女共同参画課
	県が実施する各種調査における性別データの把握	男女共同参画課 関係各課
③県民、市町、企業、団体等への情報の提供	市町の男女共同参画計画策定及び男女共同参画施策推進のための情報提供	男女共同参画課
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援		
①多様な保育サービス等の充実	延長保育、夜間保育、休日保育の実施	少子化対策監室
	病児・病後児保育などの保育サービスの充実	少子化対策監室
	一時預かりやショートステイなどのサービスの提供	少子化対策監室
	ファミリー・サポート・センター事業の実施	少子化対策監室
	放課後児童クラブの充実	少子化対策監室
	放課後子ども教室の取組への支援	教育委員会
	障害児の受け入れ体制の充実	少子化対策監室
	保育士確保対策の推進	少子化対策監室
研修の実施による人材の資質向上	少子化対策監室	
②子育てに関する相談支援体制等の充実	マイ保育園事業の実施	少子化対策監室
	子育て支援コーディネーターの養成・配置	少子化対策監室
	子育て支援総合アドバイザーの養成・配置	少子化対策監室
	在宅育児家庭通園保育モデル事業の実施	少子化対策監室
	地域子育て支援拠点における相談支援の実施	少子化対策監室
	子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実	少子化対策監室
	家庭教育電話相談・家庭教育カウンセリングの実施	教育委員会
③子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成	子育てサークルや母親・父親クラブ等の地域活動の支援	少子化対策監室
	認定こども園・保育所・幼稚園の連携強化	少子化対策監室
	子育て支援における祖父母世代の力の活用の推進	少子化対策監室
	企業等の協力による子育て支援事業の実施	少子化対策監室
	「子育て支援メッセージいかわ」の開催を通じた子育て支援の気運の醸成	少子化対策監室
	いしかわエンゼルマーク運動の展開	少子化対策監室
④子育てを支援する生活環境等の整備	公的建築物のバリアフリー化の推進	厚生政策課 建築住宅課
	「マタニティマーク」の普及啓発による妊婦に優しい環境づくりの推進	少子化対策監室
	「赤ちゃんの駅」の登録・普及の推進	少子化対策監室
⑤介護支援策の充実	介護支援策の充実に向けた「課題6(2)高齢者の自立した生活に対する支援」の関連施策の充実	

課題10 多様な文化の尊重及び理解の促進

【現状と課題】

近年、国際会議や多国間協議において、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントが主要議題に取り上げられるなど、男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会におけるさまざまな取組と密接な関係を有しています。

平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「誰一人取り残さない」社会を目指すとともに、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされ、国際社会が一致して取組を進めています。

同アジェンダに含まれる持続可能な開発目標 (SDGs) では、2030年 (令和12年) までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられていますが、我が国は、特に政治分野や経済分野における意思決定過程への女性の参画が諸外国と比べて非常に遅れたものとなっています。例えば、世界経済フォーラムが令和3年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)」では、我が国は156か国中120位となっており、今後さらに男女共同参画の推進に取り組み、女性の活躍を広げていく必要があります。

男女共同参画社会の形成を図るためには、国際動向の情報収集や国の取組状況の把握に努めるとともに、国際交流の充実を図る中で、男女共同参画に関する国際的視点を養うことが重要です。

世界には多様な文化や習慣があり、また女性を取り巻く問題も多種多様であることを知ることによって、自分たちの地域の問題や課題に気づくことができます。世界の中の日本、日本の中の石川県を意識して施策や活動を進めることが、多様な価値観を認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会の形成につながっていくと考えられます。

【施策の方向】

(1) 国際社会の情報収集・提供

①国際規範・基準の本県への取り入れ

国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針等を本県の実状に合わせて取り入れ、その浸透を図ります。

②国際社会の動向についての情報の収集・提供

男女共同参画に関する先進事例を含む諸外国の取組についての図書や資料など情報を収集・提供します。

また、男女共同参画に関する国際的視点を養うため、各種講座等を通じて情報提供を行います。

(2) 国際交流・協力の推進

①友好交流地域等との幅広い国際交流の推進

友好交流地域 (ロシア・イルクーツク州、中国・江蘇省、韓国・全羅北道) をはじめ、世界の各地域との多様な交流を進めます。

②民間国際交流団体の充実と行政との連携・協働体制づくり

民間国際交流団体の活動支援や、県民のボランティア活動への参加促進を通じて、相互の連携・協働体制づくりを強化します。

③国際協力・貢献に関する事業の推進

JICA（国際協力機構）等との連携を図り、研修員を受け入れるなど国際協力・貢献事業を推進します。

課題10 多様な文化の尊重及び理解の促進

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課
(1) 国際社会の情報収集・提供		
①国際規範・基準の本県への取り入れ	フォーラム等の開催及び広報啓発誌による普及啓発	男女共同参画課 国際交流課
②国際社会の動向についての情報の収集・提供	男女共同参画の国際動向に関する情報収集・提供	男女共同参画課
	国際情報ライブラリーの管理運営	国際交流課
(2) 国際交流・協力の推進		
①友好交流地域等との幅広い国際交流の推進	海外の女性団体との国際交流の推進	男女共同参画課
	青少年海外相互交流事業の推進	国際交流課
	ホームステイボランティアを活用した日本語・日本文化研修プログラムの実施	国際交流課
②民間国際交流団体の充実と行政との連携・協働体制づくり	民間交流団体相互の連携強化及び活動支援	国際交流課
③国際協力・貢献に関する事業の推進	国際協力事業の実施	関係各課

1 県における推進体制

(1) 庁内の推進体制の充実

県の男女共同参画施策を総合的に推進するために設置した石川県男女共同参画推進庁内連絡会議において、関係部局との連携、各種施策の効果的推進及び進行管理を行います。

(2) 石川県男女共同参画審議会の設置

石川県男女共同参画推進条例に基づき設置した石川県男女共同参画審議会において、男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議を行います。

(3) 男女共同参画に関する調査・研究、施策の企画・立案の充実

庁内各課と連携を図りながら、男女共同参画の現状における問題点の把握や調査・研究を進め、男女共同参画社会の形成に向けた施策の企画・立案に活かします。

(4) 男女共同参画推進員の設置及び男女共同参画推進応援団の活用

石川県男女共同参画推進条例に基づき設置した男女共同参画推進員が地域における男女共同参画の普及啓発活動を展開します。

さらに、男女共同参画推進員経験者による応援団を活用し、推進員への助言指導や広域的な普及啓発活動を積極的に進めるとともに、応援団の自主的な活動を促進します。

(5) 石川県女性センターの充実

男女共同参画を推進するための総合的な拠点施設として「女性センター」の役割は重要です。女性の主体的な生き方を支援する相談事業を充実させるとともに、女性グループのネットワークの拠点として一層の充実を図ります。

(6) 石川県女性相談支援センターの充実

配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力の被害者に対し、関係機関との連携を密にし、相談から保護、自立まで被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な施策を推進するとともに、「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」として、性暴力被害者に寄り添った支援をワンストップで行う等、あらゆる暴力等に対する相談支援体制の充実を図ります。

(7) 公益財団法人いしかわ女性基金との連携

男女が共に協力し、豊かさを実感できる社会づくりを目指すために、広く女性の意見を反映し、その多様な能力を生かして、女性の主体的な活動をより効果的に推進することを目的に設立された「公益財団法人いしかわ女性基金」と緊密に連携し、男女共同参画社会の実現に向けての効率的な事業展開や広報・啓発活動を進めます。

2 市町との連携

県は、市町と連携して男女共同参画社会形成のための活動に取り組むとともに、各市町で男女共同参画施策が一層推進されるよう、男女共同参画に関する各種情報の提供や市町担当者会議等の情報提供の場の充実を図ります。

さらに、男女共同参画推進員が地域における活動を市町及び応援団と連携を図りながら進めることができるよう支援します。

3 国との連携

国の動向を把握し連携を図りながら、全国の先進的な取組を踏まえつつ施策の効果的な推進を図ります。

4 関係機関、民間団体、企業等との連携

男女共同参画社会の実現を図るため、行政機関はもとより、関係機関、民間団体、企業等との連携、協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けたグループ、団体等の活動やネットワークづくりを促進します。

5 職員研修の充実等

県職員をはじめ市町職員、団体職員等に対し、男女共同参画についての正しい理解と関心を深めるための研修機会や情報提供の充実を図ります。

6 県民への期待

県民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題としてとらえ、身近なところからその実現に向けた取組を実践していくことを期待します。

7 計画の進行管理

石川県男女共同参画推進条例に基づき、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査し年次報告として公表します。

8 数値目標（別表）

26の数値目標を設定し計画の着実な推進を図ります。

別表 数値目標

基本目標	項目	現状値(年度)	目標値(年度)	備考
I あらゆる分野における女性の活躍推進	県の審議会等における女性委員の割合	42.6% (R2)	50% (R12)	
	管理的職業従事者に占める女性の割合※ (国勢調査「就業状態等基本集計」による)	14.7% (H27)	25% (R12)	
	自治会長に占める女性の割合	3.0% (R2)	10% (R7)	
	女性農業委員の割合	12.1% (R1)	20% (R7)	男女共同参画 i & i (あいあい) プラン の目標値
	女性防災士数	1,701人 (R1)	3,000人 (R6)	いしかわ創生総合戦 略KPI
	いしかわ男女共同参画推進宣言企業 女性活躍加速化クラス認定数(累計)※	308社 (R1)	600社 (R6)	
	女性活躍推進法に基づく推進計画の策 定市町数※	12市町 (R2)	全市町 (R7)	
	ワークライフバランス表彰企業数(累計)	81社 (R1)	120社 (R6)	いしかわエンゼルプ ラン2020の目標値
	父親の育児・家事の頻度※ (週3日以上)の割合)	34.7% (H30)	50% (R5)	
	男性の育児休業取得率※	7.0% (R1)	30% (R7)	
	県職員の男性の育児休業の取得率※	13.6% (R1)	30% (R7)	石川県特定事業主行 動計画の目標値
	県職員の男性の育児参加休暇の取得率※	50.0% (R1)	100% (R7)	
	家族経営協定締結数※	274戸 (R1)	294戸 (R7)	男女共同参画 i & i (あいあい) プラン の目標値
	女性認定農業者数※	88経営体 (R1)	127経営体 (R7)	
	農山漁村における女性企業者数※	134経営体 (R1)	191経営体 (R7)	
II 安全・安心な暮らし の実現	DV被害を受けた人のうち相談した人の 割合	37.5% (R2)	50% (R7)	
	性暴力に関する若年層向け出前講座の 実施数(累計)	-	150講座 (R7)	
	特別養護老人ホームの定員	7,381床 (R2)	7,449床 (R5)	石川県長寿社会プラ ン2021の目標値
	介護老人保健施設の定員	3,869床 (R2)	3,869床 (R5)	
	認知症高齢者グループホームの定員	3,100床 (R2)	3,163床 (R5)	
III 男女共同参画社会の 実現に向けた意識改 革と体制の充実	「男女共同参画社会」という用語の周知度	70.4% (R2)	100% (R7)	
	「社会全体における男女の地位」が平等 だと感じる人の割合	11.6% (R2)	50% (R7)	
	病児・病後児保育(病児・病後児対応型)※ 実施か所数	38箇所 (R1)	42箇所 (R6)	いしかわエンゼルプ ラン2020の目標値
	放課後児童クラブ登録児童数※	15,066人 (R1)	16,693人 (R6)	
	マイ保育園利用登録率	68.9% (R1)	80% (R6)	
	保育教諭向け研修受講者数(累計)	-	2,800人 (R6)	

※印…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

付属資料

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参

画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄**(施行期日)**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等**(基本方針)**

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等**第一節 事業主行動計画策定指針**

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労

働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖繩振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑 則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰 則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検 討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検 討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

石川県男女共同参画推進条例 (平成十三年十月十二日条例第三十三号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策(第八条—第十七条)

第三章 石川県男女共同参画審議会(第十八条)

第四章 雑則(第十九条)

附則

二十一世紀という新たな時代を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会である。

石川県では、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に取組を進めてきた。しかしながら、今なお社会の様々な分野で、社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が残されている。

本県は、女性の就業率が高いにもかかわらず、職場においては、依然として男女が平等でない状況が存在し、また、家庭生活や地域社会においても、男女が対等に参画している状況には至っていない。

こうした状況の中で、少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に対応し、活気と潤いのある社会を築くためには、男女が、社会の対等な構成員として、互いにその生き方を尊重し、あらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことができる環境づくりが重要である。

ここに、石川県民が力を合わせ、男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際社会の動向を勘案して、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的苦痛を著しく与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第二章 基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、石川県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第九条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第十条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置くものとする。

(調査研究)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(報告の徴収等)

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第一項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(苦情の処理等)

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及

ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第一項の機関は、前項の規定により苦情の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う県の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 第一項の機関は、第二項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(市町村に対する支援等)

- 第十四条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(年次報告)

- 第十五条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

(推進体制の整備)

- 第十六条 県は、国、市町村、県民及び事業者と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

- 第十七条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 石川県男女共同参画審議会

- 第十八条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議するため、石川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 5 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、非常勤とする。
- 9 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 10 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 11 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 12 第二項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第四章 雑 則

(規則への委任)

- 第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

石川県男女共同参画審議会小委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 石川県男女共同参画推進条例第18条第12項の規定に基づき、石川県男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 石川県における男女共同参画計画の策定並びに配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画（以下、「DV防止計画」という。）の改定を行うに当たり、専門的、集中的に審議するため、審議会の中に次のとおり小委員会を設置する。

小委員会名	審 議 事 項
第一小委員会	・男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 ・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大 ・国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進
第二小委員会	・職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現 (課題10「人々が安心して暮らせる環境の整備」を除く)
第三小委員会	・女性の人権が推進・擁護される社会の形成 (課題10「人々が安心して暮らせる環境の整備」を含む) ・DV防止計画の改定

(委 員)

第3条 小委員会は、審議会会長が指名する委員をもって構成する。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置き、委員長は審議会会長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(委員長会議)

第6条 審議の状況を確認するため、委員長会議を開くことができる。

2 委員長会議は、審議会会長が招集し、会議の議長となる。

(解 散)

第7条 小委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

石川県男女共同参画審議会委員名簿

令和2年7月16日現在
 任期：令和2年5月1日～令和4年4月30日
 委員20名

氏名	役職名	審議会	小委員会		
			第一	第二	第三
浅野 邦子	(株)箔一 代表取締役会長		○		
糸崎 弥央	日本労働組合総連合会石川県連合会 青年女性委員会委員長			○	
北野 剛	石川県商工会連合会事務局長		委員長代理		
久藤 妙子	石川県老人福祉施設協議会会長				○
久保 拓也	金沢大学人間社会研究域学校教育系准教授				委員長
越野 慎平	石川県青年団協議会事務局長		○		
菅村 美知子	石川県各種女性団体連絡協議会副会長				○
高田 重男	(公社)石川県医師会副会長				○
高橋 涼子	金沢大学人間社会研究域人間科学系教授			委員長	
田中 美奈子	石川県PTA連合会副会長			○	
谷田 好子	公募委員			○	
辻 弘幸	石川県人権擁護委員連合会 男女共同参画委員会委員				○
中田 英貴	石川県農業協同組合中央会 組織経営部合併推進担当次長			○	
中村 明子	弁護士	会長代理	委員長		
西田 哲次	石川県商工会議所連合会事務局長			○	
能木場由紀子	石川県婦人団体協議会会長				委員長代理
早川 芳子	会議通訳者		○		
松崎 充意	(一財)石川県予防医学協会理事長			委員長代理	
三野 陽子	石川県小中学校長会		○		
八重澤美知子	金沢大学名誉教授	会長			○

(50音順 敬称略)

いしかわ男女共同参画プラン2021策定の過程

日 程	男女共同参画審議会	小委員会	備 考	
令和2年7月16日	第1回 審議会 開催 ・諮問 ・3つの小委員会の設置		県民意識調査(*)の実施	
令和2年9月2日、7日		小委員会 開催 策定の施策の方向、概要等の審議		
令和2年10月29日	書面での意見照会 ① (11月6日締切)			
令和2年11月2日		第1回 委員長会議 開催 素案の審議		
令和2年12月4日		第2回 委員長会議 開催 公表案の審議		
令和3年1月14日	書面での意見照会 ② (1月21日締切)			
令和3年2月22日	書面での意見照会 ③ (3月19日締切)			
令和3年2月24日 ～3月19日				パブリックコメントの募集
令和3年3月23日		第2回 委員長会議 開催 パブリックコメントへの対応、答申案の審議		
令和3年3月26日	第2回 審議会 開催 答申案の審議 答申			プランの決定

* 「男女共同参画に関する県民意識調査」

調 査 対 象：県内に居住する満18歳以上の男女 2,500人

調 査 方 法：郵送による配布・回収

調 査 時 期：令和2年5月22日～6月3日

有効回収数：1,339人（女性 750人、男性 579人、その他 10人 回収率 53.6%）

いしかわ男女共同参画プラン2021

策定：令和3年3月

石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課

〒920-8580 金沢市鞍月 1-1 TEL：076-225-1378

ホームページ： <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/danjo/>

